

鞍手町地域防災計画

一般対策編



平成 30 年 1 月
鞍手町防災会議

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 重点を置くべき事項	2
第4節 計画の効果的な推進	2
第5節 計画の修正	3
第6節 防災計画の周知徹底	3
第7節 用語	3

第2章 鞍手町の概況

第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	6
第3節 土地利用	8
第4節 本町の自然災害の特性	8
第5節 災害危険箇所	12

第3章 防災ビジョン

第1節 基本方針	15
第2節 災害に強いまちづくり	15
第3節 要配慮者に配慮した防災体制づくり	16
第4節 コミュニティ防災力の向上	17

第4章 鞍手町防災会議

第1節 趣旨	18
第2節 設置及び所掌事務	18
第3節 組織及び運営	18

第5章 防災関係機関

第1節 趣旨	19
第2節 実施責任	19
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	20

第6章 町民、事業所の責務

第1節 町民	39
第2節 事業所	39

第2編 災害予防計画

第1章 災害に備える体制の確立

第1節 趣旨	40
第2節 防災のまちづくり	40
第3節 建築物等災害予防対策	42
第4節 災害に強い土地利用の推進	43
第5節 土砂災害予防対策の推進	45
第6節 風水害予防活動	47
第7節 ライフライン等の予防対策	48
第8節 火災予防対策	49
第9節 危険物等災害予防対策	52

第2章 地域防災力の育成

第1節 趣旨	53
第2節 防災知識の日常化	53
第3節 実践的な防災訓練の実施	55
第4節 自主的な防災活動の支援	58
第5節 事業所による自主防災体制の整備	62
第6節 要配慮者対策	63
第7節 消防団を中心とした地域の防災体制	67
第8節 災害ボランティア活動の育成・活動支援	68

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 趣旨	71
第2節 防災施設の限界と避難開始の時期	71
第3節 危険性の周知	72
第4節 避難計画	73
第5節 避難体制の整備	76

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 趣旨	81
第2節 災害対策本部	81
第3節 情報の収集・伝達体制	92
第4節 防災担当者の人材育成	94
第5節 実践的な防災訓練の実施	95
第6節 防災関係機関等の連携体制	96
第7節 防災中枢機能の確保、充実	97

第5章 災害応急対策・復旧対策の備え

第1節 趣旨	98
第2節 消火・救助・応急対策	98
第3節 災害時医療対策	99
第4節 緊急輸送活動	104
第5節 緊急物資確保対策	110
第6節 消毒・保健衛生体制の整備	112

第3編 災害応急対策

第1章 災害時応急活動

第1節 趣旨	113
第2節 活動体制の確立	114
第3節 気象予警報等の伝達	116
第4節 情報の収集・伝達	123
第5節 通信連絡	127
第6節 応援要請	128
第7節 広報活動	132
第8節 警戒活動	135
第9節 避難活動等	137
第10節 災害拡大防止活動	149
第11節 緊急輸送活動	151
第12節 交通確保対策	157
第13節 社会秩序維持活動	160
第14節 地域への救援活動	161
第15節 ライフライン等施設の応急対策	176
第16節 教育対策	179
第17節 労務の提供	183
第18節 要配慮者対策	186
第19節 災害応急金融対策	187
第20節 災害応急融資	188
第21節 二次災害の防止	189
第22節 自発的支援の受け入れ	191
第23節 重大事故発生時の応急対策	192
第24節 鉄道灾害応急対策	193
第25節 陸上における流失油対策	194
第26節 危険物等災害対策	195

第 27 節 その他の災害対策	196
-----------------	-----

第 2 章 自衛隊の災害派遣

第 1 節 趣旨	198
第 2 節 災害派遣要請ができる範囲	198
第 3 節 災害派遣要請の手続き	200
第 4 節 派遣部隊の受け入れ体制	201
第 5 節 派遣部隊の業務及び撤収等	201

第 4 編 災害復旧・復興対策

第 1 章 災害復旧対策

第 1 節 趣旨	204
第 2 節 復旧・復興の基本方向の決定	204
第 3 節 迅速な原状復旧の進め方	207

第 2 章 復興計画

第 1 節 趣旨	208
第 2 節 復興計画の進め方	208
第 3 節 被災者等の生活再建等の支援	210
第 4 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	214

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

鞍手町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、鞍手町の防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心に、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災活動の円滑化を図ることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

第1 計画の構成

本計画は、「一般対策編」「地震対策編」及び「資料編」で構成する。

第2 本編の内容

本編は「一般対策編」である。

「一般対策編」は、「総則」、風水害対策を基礎とした「災害予防計画」、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興対策」で構成する。

第3 計画の内容

地域防災計画一般対策編は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興対策」について定めたものであり、その内容は次のとおりである。

1 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本町が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

2 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災訓練、防災意識の普及などについて定める。

3 災害応急対策

災害応急対策は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その応急対策について定める。

また、災害対策本部の組織、気象予報の伝達、災害情報の収集、避難、水防、救助、衛生など

の事項について、その対応策を定める。

4 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興対策は、災害発生後、被災した諸施設及び町全体の生活機能を再考・復旧し、将来の災害に備えるために必要な事項を定める。

第3節 重点を置くべき事項

本町は、これまでも様々な災害への対策を講じてきた。しかし、大規模な自然災害が数多く発生している現在において、これらの自然災害を完全に防ぐことは不可能である。

このため、本町の災害における特徴に鑑み、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう防災対策を推進することとする。

そして、自分と家族の命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関等が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い町づくりを進めることとする。

第4節 計画の効果的な推進

防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、以下の3点に関する取り組みを行うものとする。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実質的応急活動要領）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底。
- 2 各種機関、アクションプランの定期的な点検と見直し。
- 3 他の関連計画と連携した地域防災の観点から、総合的な防災体制の確保に向け、計画相互の連携に留意する。

第5節 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ねなどにより、隨時見直されるべき性格のものである。災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、防災会議において修正を加える。

この場合において、本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに福岡県地域防災計画と整合性・関連性を有するものとし、抵触するものであってはならない。

第6節 防災計画の周知徹底

地域防災計画は、災害対策基本法第42条第4項の定めに従い、町の関係機関、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底を図るとともに、町民に広く周知を図るものとする。

第7節 用語

この計画において、次の各号に定める用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法・・・・・・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法・・・・・・災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 町防災計画・・・・・・災害対策基本法第42条に基づき、鞍手町防災会議が作成する鞍手町地域防災計画をいう。
- 4 県防災計画・・・・・・災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画をいう。
- 5 町対策本部・・・・・・災害対策基本法第23条に基づき、設置する鞍手町災害対策本部をいう。
- 6 県対策本部・・・・・・災害対策基本法第23条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
- 7 地方本部・・・・・・福岡県地域防災計画に基づき、地方に設置する福岡県災害対策地方本部をいう。
- 8 消防本部・・・・・・直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部をいう。
- 9 消防団・・・・・・鞍手町消防団をいう。

第2章 鞍手町の概況

第1節 自然的条件

1 位置、面積、地勢

本町は福岡県の北西部の宗像地方に位置し、東経 $130^{\circ} 38'$ ～ $130^{\circ} 42'$ 、北緯 $33^{\circ} 44'$ ～ $33^{\circ} 49'$ の範囲内にある。東は直方市及び遠賀川を境に北九州市八幡西区に、北は中間市と遠賀郡遠賀町に、西側は宮若市と宗像市、南側は宮若市に接している。東西の距離6.5km、南北9.0kmと南北にやや細長く、総面積は35.6km²である。

2 気象

本町は、日本海型気候区に属しているが、年間平均気温は15.7°Cと比較的温暖であり、年間降雨量も1,767mmであるが、そのほとんどは梅雨期や台風期の降雨に集中している。冬期は冷たい北西の季節風が強いが、年平均降雪日数は17日と少なく、全体として、生活し易い地域である。

10月から12月には霧の発生が多いのも特徴の一つである。

■ 本町の気象（平年値）

月	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr.)	降水量 (mm)
1月	5.0	9.3	1.0	2.2	103.7	71.6
2月	5.9	10.6	1.6	2.3	118.7	80.5
3月	9.0	14.0	4.2	2.3	146.4	126.8
4月	14.1	19.7	8.9	2.3	177.6	129.3
5月	18.6	24.2	13.7	2.2	192.0	163.2
6月	22.4	27.2	18.5	2.2	145.9	295.5
7月	26.4	30.8	23.1	2.4	165.3	331.3
8月	27.1	31.9	23.5	2.2	196.3	168.9
9月	23.2	28.1	19.5	1.9	156.4	182.0
10月	17.4	23.0	12.8	1.7	173.9	74.8
11月	12.0	17.3	7.3	1.8	135.3	82.9
12月	7.2	12.0	2.7	2.0	120.5	60.3
全年	15.7	20.7	11.4	2.1	1831.0	1766.9

資料：気象庁「気象統計情報」飯塚観測所

(注) 統計期間は1981～2010の30年

■台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
接近数				0.2	0.6	0.8	2.1	3.4	2.9	1.5	0.6	0.1	11.4
上陸数						0.2	0.5	0.9	0.8	0.2	0.0		2.7

資料：気象庁「気象統計情報」

(注) 平年値は、1981年～2010年の30年平均

(注) 日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

3 地勢、地形

本町の南部及び西部は丘陵地で、中央部、北部及び北東部は平坦地であり、北に開けた地形である。これらの地形は概ね次のように区分される。

- (1) 南部は六ヶ岳（339m）を最高峰とする丘陵地
- (2) 西部丘陵地は石炭採掘のため荒廃した山林、原野が多いが、約半分はゴルフ場として開発されている。
- (3) 中央部は、南北に貫流する西川沿いの農地と住宅地
- (4) 北部及び北東部は沖積層からなる平坦地で、東北端は遠賀川に接している。

中央部を貫流する西川は非常に勾配が緩やかであり、平坦地の大半は石炭採掘に伴う地盤沈下によって低地化し、河川への自然排水が困難であるため、排水機によって強制排水している状況で、降雨時には農地の冠水のおそれが大きい。また、西川の西部地域からは水質の悪い水が西川に流入しているため、河川水は灌漑、その他の用水として、上流域を除いてはまったく利用されていない。

4 地質

南部、南東部の丘陵の地層は中世代白亜紀層であり、山麓部及び西川を挟む両側の地域は花崗閃緑岩層が分布している。

この花崗閃緑岩の東側と西側、並びに北部の平地部の基盤は古第3紀層の砂岩、頁岩、礫岩等からなり石炭層を挟んでいる。

平地部の基盤の古第3紀層の上部は軟弱な沖積層（含水泥炭層）からなっており、古第3紀層中の石炭採掘に伴う地下水汲み上げの影響を受けて沈下したため、自然排水を困難にさせ機械により強制排水を行っている。

第2節 社会的条件

本町は、市町村合併促進法に基づき、1955年（昭和30年）1月1日、剣町、西川村、古月村の1町2村が合併し、鞍手町として発足した町である。

もともと石炭産業を基盤としていた町であったが、エネルギー革命によって石炭産業は衰微、崩壊した。このため、1955年（昭和30年）には30,794人だった人口も、1975年（昭和50年）には18,045人まで減少した。町は活性化を図るため工業の導入、住宅の誘致、農業の振興、学園の誘致を柱として取り組んできた結果、人口も増加の傾向となり、1985年（昭和60年）に20,540人まで回復したが、それをピークに減少しており、2015年（平成27年）では16,007人と人口減少に歯止めがかかる状況となっている。

位置的には筑豊地域に属するが、北九州市とは遠賀川を挟んで接しており、2015年（平成27年）には北九鞍手夢大橋が開通し直結するなど、北九州市とのかかわりが強い地域である。また、2011年（平成23年）には九州自動車道に鞍手インターチェンジが供用開始となり、鞍手町はもとより近隣地域から九州自動車道へのアクセスが向上したことにより、物流の効率化が図られ、更なる産業立地等が可能となり、地域の活性化に寄与することが期待されている。

文化財としては「木造十一面観音立像」と「木造不動明王及び二童子像」の二つが国の重要文化財として指定され、「古月横穴」が国の史跡に指定されている外、県の文化財として「鎧塚古墳群」「伊藤常足遺品」等6史跡が指定されている。これらの古墳史跡等があることは、古くから人間が生活していたことをうかがわせる。

○人口・世帯の構成

調査年	世帯数	人口総数	(男 性)	(女 性)
1955年（昭和30年）	6,205	30,794	15,316	15,478
1960年（昭和35年）	6,256	28,714	14,019	14,695
1965年（昭和40年）	4,971	20,085	9,500	10,585
1970年（昭和45年）	4,998	18,266	8,515	9,751
1975年（昭和50年）	5,219	18,045	8,492	9,553
1980年（昭和55年）	5,718	19,079	8,959	10,120
1985年（昭和60年）	6,174	20,540	9,660	10,880
1990年（平成2年）	6,338	20,332	9,508	10,824
1995年（平成7年）	6,531	20,248	9,571	10,677
2000年（平成12年）	6,678	19,266	9,043	10,223
2005年（平成17年）	6,646	18,204	8,537	9,667
2010年（平成22年）	6,510	17,088	8,082	9,006
2015年（平成27年）	6,392	16,007	7,529	8,478

(資料：国勢調査)

第3節 土地利用

土地利用の変遷では、町の活性化対策として、工場の誘致、住宅の誘致を推進したこともある。農地、原野が減少し宅地が増加している。また、西部丘陵地の炭鉱跡地を含む山林、原野をゴルフ場として開発したため、山林、原野が減少し、雑種地の増加が目立つ。

平地部の農地は農業振興地域農用地として指定されているため殆ど変遷はない。

昭和63年には国土利用計画を策定し、町土の適正利用と均衡ある発展を図っている。

第4節 本町の自然災害の特性

本町は、これまで梅雨前線の活動による大雨と台風等により被害を受けてきた。特に1953年（昭和28年）6月、1959年（昭和34年）7月、1971年（昭和46年）7月、1978年（昭和53年）9月の災害については災害救助法の適用を受ける大きな被害を受けた。これは本町の地形上の特性である石炭採掘に起因する平地部の地盤沈下によって、水路等から河川への自然排水が困難となり、排水機による強制排水をしなくてはならなかつたため、排水機の能力と降雨強度の関係から、家屋、農地への浸水、冠水が避けられなかつたことに原因がある。近年、家屋、農地の地盤の嵩上げを行つたこと、排水機の改修を行つたことにより、浸冠水の恐れは少なくなったが、自然排水が困難な現状では今後も防災上十分に配慮を要する。

福岡県は、他の地域と比べると地震によって受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年（平成17年）3月20日に福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し鞍手町でも震度4を観測した。また、2016年（平成28年）4月14日には熊本県熊本地方を震源とする最大震度7（マグニチュード6.5）の地震が発生し、4月16日にはこの地震を前震とする最大震度7（マグニチュード7.3）となる熊本地震が発生した。この地震の影響により鞍手町においても震度4を観測している。

福岡県における主な自然災害の特色は次のとおりである。

第1 気象災害

1 台風による災害

台風の年間発生数の平年値（※1）は約25.6個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸（※2）は年平均3.2個である。台風が接近、上陸すると風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがあり厳重な警戒を要する。

台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに

台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

(1) 台風による強風害

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。このため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木を引き起こしたり、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えるおそれがある。一般に台風の進行方向に向かって右側は左側に比べて風が強い。このため、福岡県が台風の進路の右側にあたる場合は特に注意を要する。また、台風が福岡県の西を通る場合は南よりの風が最も強く吹き、東を通る場合は北よりの風が最も強く吹く。台風の目に入った場合は一旦風が弱まるが、その後必ず強い吹き返しの風があることを忘れてはならない。

(2) 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになり警戒を要する。

また、福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、福岡県で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。

台風の経路別にみると、台風が福岡県の西を通る場合は、筑紫山地の南側及び熊本県境付近で雨量が多くなり、台風が福岡県の東を通る場合は、筑紫山地の北側で雨量が多くなる傾向がある。

※1 1981年から2010年の30年平均

※2 台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象観測所から300km以内に入ったもの

○福岡の最大風速

順位	風速 ^{m/s}	風 向	年 月 日	気 象 現 象
1	32.5	N	1951. 10. 14	ルース台風（台風第15号）
2	30.2	S	1956. 9. 10	台風第12号
3	28.7	NNW	1945. 9. 17	枕崎台風（台風第16号）
4	27.3	SSE	1930. 7. 18	—
5	27.2	N	1950. 9. 13	キジア台風（台風第29号）

観測所 福岡管区気象台（期間 1890年～2015年）

○福岡の最大瞬間風速

順位	風速m/s	風 向	年 月 日	気 象 現 象
1	49.3	S	1987. 8. 31	台風第12号
2	49.0	S	2006. 9. 17	台風第13号
3	46.0	S S E	1978. 9. 15	台風第18号
4	44.7	S S E	1991. 7. 29	台風第9号
5	44.6	W N W	1991. 9. 27	台風第19号

観測所 福岡管区気象台（期間 1937年～2015年）

2 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が100mmを超えるときや1時間に30mmを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。降り始めからの降雨量が200mmを超えたときや1時間に50mmを超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起らなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286名の死者・行方不明者を出した1953年（昭和28年）6月28日の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）であるが、近年でも1990年（平成2年）6月28日の梅雨前線による大雨で筑後地方を中心に死者4名、床上床下浸水8,496戸の被害が、1999年（平成11年）6月29日の梅雨前線による大雨では福岡地方を中心に死者2名、床上床下浸水6,163戸の被害が発生した。1999年（平成11年）の大雨では、都市部の地下空間への浸水で犠牲者がいるという近年見られなかった災害が発生した。

また、2009年（平成21年）7月19日から26日にかけて発生した「平成21年中国・九州北部豪雨」では、24日から26日にかけ、九州北部地方を中心に豪雨となり、県内だけでも死者10人、床上床下浸水5,222戸の被害が発生した。

さらに、2012年（平成24年）7月3日から14日にかけて発生した「平成24年九州北部豪雨」では、九州付近に停滞した梅雨前線による九州北部地方で発生した大雨では、県内だけでも死者5人、床上床下浸水6,094戸の被害が発生した。

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、

①梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあり、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき

- ②梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき
- ③福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき大雨が降ることが多い。

また、地域的な特徴として、筑後地方から筑豊地方の山沿いにかけては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降りやすい。

第5節 災害危険箇所

第1 水害危険箇所

1 河川

本町には、国土交通省遠賀川河川事務所管理の一級河川遠賀川と県管理の遠賀川支川西川、さらにその支川北田川、南田川、長谷川と普通河川として白水川、室木川、長谷川の3河川がある。

県管理河川の改修工事は完了しているが、西川は緩流河川のため土砂が堆積して河積を小さくし、流下能力を低下させ、溢流の危険が考えられる。また、西川堤内地は石炭採掘によって地盤が沈下し、低地化したため自然排水が困難であり、現在8箇所の排水機場から強制的に機械排水による浸水害を防除しているが、排水機の運転により河川の水位が上昇し、溢流の危険があるので、フル運転出来ない場合も生じている。このため堤内地においては、家屋、農地の地盤嵩上げ等の対策工事が行われたが、今後も浸水害が想定される。

○管理者が重要水防箇所河川として指定している箇所は次のとおりである。

(Aランク：水防上最も重要な区間) (国土交通省管理)

鞍手町区域内指定なし

(Bランク：水防上重要な区間)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	理由
遠賀川（堤防） (国土交通省管理)	鞍手町 小牧地先	左	11／850～ 13／140	1,290	※堤防高不足 【流下断面不足】 ：流下能力
西川（河川） (県管理)	鞍手町 新北	左右	小木橋～ 五反田橋	2,400	溢水
南田川（河川） (県管理)	鞍手町 新延	左	西川合流点 より上流	200	溢水

※計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

○管理者が災害危険河川区域として指定している箇所は次のとおりである。

河川名	岸別	延長(m)	大字	キロ杭位置
北田川	左右	15	新延	六反田橋下流 200m
北田川	右	30	新延	六反田橋下流 50m
北田川	右	10	永谷	2K600 付近
南田川	右	10	新延	1K750 付近
南田川	右	10	新延	1K980 付近
南田川	左	10	新延	2K050 付近
南田川	右	10	新延	2K050 付近
南田川	左右	10	新延	2K100 付近
南田川	左右	40	新延	2K100～2K150 付近
南田川	右	20	新延	2K200 付近
長谷川	左右	5	新北	0K000
長谷川	左右	20	新北	0K400 付近
長谷川	左	30	新北	1K750 付近
長谷川	左	20	新北	1K800 付近
西川	右	120	木月	9K500 付近
西川	右	90	木月	9K600 付近
西川	右	45	古門	9K850 付近
西川	左	60	新延	11K450 付近
西川	左	60	新延	12K220 付近
西川	左	50	室木	15K900 付近

2 ため池

本町には63箇所のため池があるが、危険と予測されるため池については改修あるいは防災事業を実施してきた。今後も降雨時等には警戒監視を行い災害予防に努めるものとする。

第2 土砂災害危険箇所

1 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある個所は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、遠賀川水系浸水想定区域図によると次のとおりである。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域	箇所数
山地灾害危険箇所	山腹崩壊危険地区（国有林）	3
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	—
	山腹崩壊危険地区（民有林）	26
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	9
	地すべり危険地区（民有林）	1
土砂灾害危険箇所	砂防指定箇所	6
	土石流発生危険箇所	47
	地すべり防止区域	1
	地すべり防止区域（農林水産省農林振興局所管分）	—
	地すべり防止区域（林野庁所管）	—
	地すべり危険箇所	4
	ボタ山崩壊防止区域	3
	急傾斜地崩壊危険区域	3
	急傾斜地崩壊危険箇所	78
	土砂灾害（特別）警戒区域（土石流）	51
	土砂灾害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	113
	土砂灾害（特別）警戒区域（地すべり）	4

第3章 防災ビジョン

第1節 基本方針

近年、全国各地で発生している「水害」「土砂災害」「地震災害」「竜巻災害」など、「いつどこで、どのような災害が発生するのか」といった予測を超える災害が多くなっている。

本町においては、遠賀川及びその支川である西川並びに北田川、長谷川、南田川等が流れ、内水氾濫を含めた水害、土砂災害等の対策が求められる。こうした災害の本町の防災ビジョンとして防災対策に関する基本方針を掲げる。

自然災害による人的災害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティ・自主防災組織等を中心とした『共助』、行政による『公助』が必要であり、この『三助』に基づく防災ビジョンとする。

町民個人やその家庭、地域コミュニティ、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災に向けた取り組みを進め、町民の生命の安全と財産の維持確保を目標とし、本町の防災ビジョンとする。

また、以下に示す3つの基本方針に沿って、防災対策を展開する。

【防災対策に関する3つの基本方針】

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 要配慮者に配慮した防災体制づくり
- 3 コミュニティ防災力の向上

第2節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難所、防災活動拠点等の整備点検を実施する。また、避難所の確保に向けた周辺市町村との相互応援や連携体制等の対策を講じ、災害に強いまちづくりを進める。

第1 自助活動

「自らの命は自己の力によって守っていく」といった考え方を改めて普及啓発し、自己責任において対応できる自主的な減災対策を促進する。

第2 共助活動

地域のコミュニティ防災活動（自主防災組織）の活動自立を支援し、避難路や避難所

の点検活動等、常用的な防災活動を促進する。

第3 公的活動

公共施設の耐震化、浸水対策等を進めるとともに、農地等被災による経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた土地利用を推進するなど、公共の役割を果たす防災体制のまちづくりを推進する。

第3節 要配慮者に配慮した防災体制づくり

高齢者、障がい者等いわゆる要配慮者の増加が今後とも見込まれる中で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策など防災の様々な場面において、要配慮者に支援を実践する人材の確保と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

第1 自助活動

自力で避難が困難であると考えられる住民は、あらかじめ避難行動要支援者名簿への登録を促すなど、自己の身体状況及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講じる。

第2 共助活動

避難支援計画（個別計画）を作成し、区長、自主防災組織及び民生委員・児童委員が共に協力し合い、日々の見守り活動を通じて、人材確保・育成・連携等の体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

第3 公助活動

避難行動要支援者に対し名簿登録への同意取得を促進するとともに、定期的な名簿の更新又は避難行動要支援者マップ等を作成するなど、区長、自主防災組織及び民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者に対する円滑に実施するために、消防・警察などを含めた全体の調整に努め、府内関係課局における連携等、防災体制機構づくりに努める。

第4節 コミュニティ防災力の向上

町民意識及び生活環境の変化として、一般的な傾向として近隣扶助の意識の低下等に考慮し、コミュニティ単位での自主防災組織などの強化を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの地域住民連携参加による防災活動を実施する。

また、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努める。

第1 自助活動

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日ごろから家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話し合うなど、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

第2 共助活動

自主防災組織の強化及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違等、可能な限り細部にわたる対応策を検討し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

第3 公助活動

コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、コミュニティ防災力の向上に向けた取り組みを進める。

第4章 鞍手町防災会議

第1節 趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町は鞍手町防災会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2節 設置及び所掌事務

鞍手町防災会議は、鞍手町防災会議条例（昭和41年条例第16号）第2条の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 鞍手町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- 2 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3節 組織及び運営

鞍手町防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第16条及び鞍手町防災会議条例の規定による。

第5章 防災関係機関

第1節 趣旨

防災関係機関等は、その施策が直接的なものか間接的なものかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第2節 実施責任

第1 町

町は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町の区域を管轄する鞍手町、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれ機関ごとに定める所掌事務又は業務を通して町に係る防災活動を実施する。以下に、各機関が処理すべき事務又は業務を掲げる。

第1 鞍手町

風水害対策

災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務に関すること ・市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・防災施設の整備に関すること ・防災に係る教育、訓練に関すること ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ・給水体制の整備に関すること ・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること ・災害危険区域の把握に関すること ・各種災害予防事業の推進に関すること ・防災知識の普及に関すること ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ・企業等の防災対策の促進に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水防・消防等応急対策に関すること ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ・避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること

災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における文教、保健衛生に関すること ・災害広報及び被災者からの相談に関すること ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること ・被災者的心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ・復旧資機材の確保に関すること ・災害対策要員の確保・動員に関すること ・災害時における交通、輸送の確保に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・市町村所管施設の被災状況調査に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ・市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
原子力災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に関する知識の普及と啓発 ・教育及び訓練の実施 ・災害状況の把握及び情報提供 ・緊急時モニタリングへの協力 ・糸島市の住民等の避難受入に係る協力 ・住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 ・住民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 ・原子力災害医療への協力 ・放射性物質による汚染の除去 ・放射性物質の付着した廃棄物の処理 ・各種制限措置の解除 ・損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ・情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

第2 福岡県

風水害対策	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務に関すること ・福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・防災施設の整備に関すること ・防災に係る教育、訓練に関すること ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ・防災知識の普及に関すること ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ・緊急消防援助隊調整本部に関すること ・企業等の防災対策の促進に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること

災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・福岡県所管施設の被災状況調査に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ・物価の安定に関すること ・義援金品の受領、配分に関すること ・災害復旧資材の確保に関すること ・災害融資等に関すること
原子力災害対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制の整備 ・通信施設及び通信連絡体制の整備 ・モニタリング施設及び体制の整備 ・環境条件の把握 ・原子力防災に関する知識の普及と啓発 ・教育及び訓練の実施 ・事故発生時における国、市町村等との連絡調整 ・応急対策活動に要する資機材等の整備 ・災害状況の把握及び情報提供 ・緊急時モニタリングの実施 ・市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 ・緊急医療本部の設置・運営 ・原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等） ・市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 ・市町村長に対する住民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 ・放射性物質による汚染の除去 ・放射性物質の付着した廃棄物の処理 ・市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 ・情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

	<ul style="list-style-type: none"> ・文教対策 ・相談窓口の設置 ・県管理の道路の管理 ・災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ・その他災害対策に必要な措置
--	--

第3 福岡県警察本部

風水害対策	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画に関すること ・警察通信確保に関すること ・関係機関との連絡協調に関すること ・災害装備資機材の整備に関すること ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災知識の普及に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達に関すること ・被害実態の把握に関すること ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ・行方不明者の調査に関すること ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示（緊急）、誘導に関すること ・不法事案等の予防及び取締りに関すること ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ・広報活動に関すること ・死体の見分・検視に関すること
原子力災害対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 ・立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等 ・緊急輸送のための交通の確保 ・犯罪の予防等社会秩序の維持

	・その他災害警備に必要な措置
--	----------------

第4 指定地方行政機関

風水害対策	
災害予防	1 九州管区警察局 ・警備計画等の指導に関すること
災害応急対策	・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・他の管区警察局との連携に関すること ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ・警察通信の運用に関すること ・津波警報・注意報の伝達に関すること
災害応急対策	2 福岡財務支局 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること
災害復旧	・地方公共団体に対する災害融資に関すること ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること
災害予防	3 九州厚生局 ・災害状況の情報収集、通報に関すること ・関係職員の現地派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
災害応急対策	4 九州農政局 ・米穀の備蓄に関すること ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること ・応急用食料の調達・供給に関すること ・農業関係被害の調査・報告に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること ・種子及び飼料の調達・供給に関すること ・被害農業者等に対する融資等に関すること ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ・土地改良機械の緊急貸付に関すること ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ・技術者の応援派遣等に関すること <p>(九州農政局福岡県拠点)</p>
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること
災害応急対策	<p>5 九州森林管理局(福岡森林管理署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林・治山施設の整備に関すること ・林野火災予防体制の整備に関すること ・林野火災対策の実施に関すること ・災害対策用材の供給に関すること ・復旧対策用材の供給に関すること
災害予防	<p>6 九州経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
災害復旧	<p>7 九州産業保安監督部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
災害応急対策	

	ること
災害予防	8 九州運輸局（福岡運輸支局） <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること ・宿泊施設等の防災設備に関すること
災害応急対策	・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること ・緊急輸送命令に関すること
災害予防	9 大阪航空局（福岡・北九州空港事務所） <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
災害応急対策	・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・遭難航空機の搜索及び救助活動に関すること
災害予防	10 第七管区海上保安本部 <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
災害応急対策	・避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること ・海上の流出油等に対する防除措置に関すること
災害予防・災害応急対策	11 福岡管区気象台 <ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
災害予防	<p>12 九州総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関すること ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保に関すること ・非常通信の統制、管理に関すること ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
災害予防	<p>13 福岡労働局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること。
災害予防	<p>14 九州地方整備局</p> <p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測通報についての協力に関すること ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること ・災害危険区域の選定または指導に関すること ・防災資機材の備蓄、整備に関すること ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ・水防警報等の発表及び伝達に関すること

災害応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の整備と防災管理に関すること ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること ・水防活動の指導に関すること ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ・災害広報に関すること ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること ・海上の流出油に対する防除措置に関すること ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること。
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

原子力災害対策

九州管区警察 局	<ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 ・広域的な交通規制の指導調整 ・災害に関する情報収集及び連絡調整
福岡財務支局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
九州農政局 (福岡支局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること ・災害時における応急用食糧の確保等に関すること ・農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 ・被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導 ・災害時の政府所有米穀の供給の支援
九州森林管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野・国有林産物の状況の把握

局(福岡森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ・材木(原木)の供給促進等、災害時の材木需要への対応
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災商工業者への支援に関すること ・復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 ・鉱山における保安確保
九州運輸局(福岡運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における輸送用車両の斡旋、確保 ・災害時における船舶の斡旋、確保 ・自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等 ・運送の安全確保に関する指導
大阪航空局 福岡・北九州空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機による輸送の安全確保に必要な措置 ・指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
第七管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 ・救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 ・海上における救急・救助活動の実施 ・緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における気象情報の発表及び伝達 ・災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保 ・非常通信の統制、管理 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の被ばく管理の監督指導 ・労働災害調査及び労働者の労災補償 ・労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理の国道、一級河川の管理 ・災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第5 自衛隊（陸上自衛隊第四師団）

風水害対策	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣計画の作成に関すること ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
災害応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること
原子力災害対策	
自衛隊西部方面総監部・第四師団	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 ・住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援 ・その他災害応急対策の支援
海上自衛隊佐世保地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 ・住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援 ・その他災害応急対策の支援
航空自衛隊西部航空方面隊	<ul style="list-style-type: none"> ・その他災害応急対策の支援

第6 指定公共機関

風水害対策	
災害予防	<p>1 九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防火管理に関すること ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
災害予防	<p>2 西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTT コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用通信施設の整備に関すること ・津波警報、気象警報の伝達に関すること ・災害時における重要通信に関すること ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること
災害予防・災害応急対策	<p>3 日本銀行（福岡支店、北九州支店）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ・各種措置に関する広報に関すること
災害予防 災害応急対策	<p>4 日本赤十字社（福岡県支部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備に関すること ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
災害予防 災害応急対策 災害復旧	<p>5 日本放送協会（福岡放送局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること ・気象予警報等の放送周知に関すること ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
災害予防 災害応急対策	<p>6 西日本高速道路株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の整備と防災管理に関すること ・管理道路の疎通の確保に関すること

災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災道路の復旧事業の推進に関すること <p>7 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p>
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧資材等の輸送協力に関すること
	8 九州電力株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力の供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
	9 西部瓦斯株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備と防災管理に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・導管の耐震化の確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
	・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
災害応急対策	<p>10 日本郵便株式会社（九州支社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保 ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保
原子力災害対策	
九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保

会社、株式会社NTT ドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社	
日本銀行（福岡支店、北九州支店）	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報
日本赤十字社（福岡県支部）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護等の実施
日本放送協会（福岡放送局）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の伝達 ・原子力防災知識の普及
西日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難経路及び輸送経路等の確保
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西部瓦斯株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保
日本郵便株式会社（九州支社）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保

第7 指定地方公共機関

風水害対策	
災害予防	<p>1 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防火管理に関すること ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
	2 公益社団法人福岡県トラック協会
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること
	3 大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備と防災管理に関すること ・導管の耐震化の確保に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
	4 一般社団法人福岡県L Pガス協会
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・L Pガス施設の整備と防災管理に関すること ・L Pガス供給設備の耐震化の確保に関すること
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるL Pガスの供給確保に関すること
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
	5 公益社団法人福岡県医師会
災害予防・災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護の活動に関すること ・負傷者に対する医療活動に関すること ・防災会議における行政関係機関及び都市医師会・医療機関間の連絡調整

	整に関すること。
災害予防	6 一般社団法人福岡県歯科医師会 ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること
災害応急対策	・災害時の歯科医療救護活動に関すること
	7 公益社団法人福岡県看護協会 ・災害看護についての研修や訓練に関すること ・要配慮者への支援に関すること ・避難所等における看護活動に関すること ・災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関すること
災害予防	8 公益社団法人福岡県薬剤師会 ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること
災害応急対策	・災害医療救護活動に関すること ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること ・医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること ・避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること ・その他公衆衛生活動に関すること
	9 株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社 ・防災知識の普及に関すること ・災害時における報道の確保対策に関すること ・気象予警報等の報道周知に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
災害復旧	

	10 戸畠共同火力株式会社 ・災害時の電力供給の確保に関すること
災害応急対策	11 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSSFM、ラブエフエム国際放送株式会社 ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること
災害予防	・気象予警報等の放送周知に関すること ・避難所等への受信機の貸与に関すること
災害応急対策	・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること
災害復旧	・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
	12 公益社団法人福岡県水難救済会 ・水難等による人命及び船舶の救助に関すること
災害応急対策	13 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 ・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ・職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること ・福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ・災害ボランティアの活動体制強化に関すること ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること
災害予防	
災害応急対策	
原子力災害対策	
西日本鉄道株式会社、 筑豊電気鉄道株式会社	・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
大牟田ガス株式会社、 西日本ガス株式会社	・災害時におけるガスの供給確保
福岡県水難救済会	・水難の際の人命及び船舶の救助に関すること

西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の伝達 ・原子力防災知識の普及
戸畠共同火力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の電力供給確保
RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の伝達 ・原子力防災知識の普及
福岡県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護等の実施
福岡県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における歯科医療救護等の実施
福岡県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急物資輸送の協力
福岡県LPGガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるLPGガスの供給確保
福岡県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の視点からの要配慮者等への支援
福岡県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の視点からの要配慮者等への支援
福岡県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療救護（調剤）等の実施
福岡県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における獣医療救護等の実施

第6章 町民、事業所の責務

第1節 町民

町民は、自らの安全は自ら守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難時等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策など家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の育成を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。また、災害発生時には要配慮者（避難行動要支援者）とともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定、防災活動の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努める。

【災害時に果たす役割】

- 1 従業員や利用者の安全確保
- 2 事業の継続
- 3 地域への貢献・地域との共生
- 4 二次災害の防止

※B C P (business continuity plan) 事業継続計画：企業が災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、又は目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画

第2編 災害予防計画

第1章 災害に備える体制の確立

第1節 趣旨

災害に強い町づくりを進めるに当たり、町は防災拠点の整備、住宅密集地等の防災上危険な地域の解消及び避難地・避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を計画的かつ総合的に推進し、地域全体の防災力の向上を目指し、災害に強い町づくりを推進する。

第2節 防災のまちづくり

災害に強い町づくりを進めるため、町づくりに係る諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。防災を特別なこととせず、施設設備に防災の視点を組み込む等、災害に強い防災のまちづくりに向けた対策を進める。

第1 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

特に都市計画道路などの幹線道路は、延焼遮断機能、消防活動並びに救援活動の際の交通輸送機能として、防災空間の確保を考慮した整備に努める。公共施設については耐震・不燃化を計画的に進め、公園、緑地は、延焼遮断帯、避難場所及び応急救助活動の拠点となり、物資集積などの重要施設であるため、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 風水害を予防する施設整備

治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について防災関係機関とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。

第3 建物等の安全確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成17年法律第123号）」に基づき、該当施設の耐震化計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。

民間住宅について建築物の安全性を確保するため、法令等の厳守指導に努め、耐震診断の推進等により、耐震改修（建替）の促進を図る。

第4 避難所・避難路の整備

1 避難所整備計画の策定

町は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を考慮し、避難所及び避難路の整備に関する計画を作成する。

2 避難場所設置基準

町は、延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊などから避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備に努める。

(1) 安全が確保されるスペース

避難場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを持った学校、公園などとする。

(2) 避難場所は基本的に地区単位で検討する。

3 地域の状況に応じた避難路の設置

避難路の選定については、地域の状況を踏まえて二次災害の危険が少ない県道及び主要な町道などを対象とする。

第5 ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであり、各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には早期復旧できる体制を構築する。

第6 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設に対し、安全性の確保指導を強化する。

第7 液状化対策への取り組み

液状化による被害を最小限に食い止めるために、公共事業などの実施にあたって、必要に応じ現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現地の施工条件と、効果の確実性、経済性などを総合的に検討・判断し、以下のような液状化対策を実施する。

■液状化対策

- 液状化発生の防止（地盤改良）
- 液状化による被害の防止（構造的対応）
- 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

第3節 建築物等災害予防対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。

また、建築物の安全性を確保するため、「建築基準法」、「消防法」など各種法令の遵守指導に努める。

そして、これらの法律に基づいた立ち入り検査等により、構造・設備などの維持管理においても災害予防の徹底を図る。

第1 建築物等の安全性の向上

建築物の安全性を高めるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化するとともに、大規模建築物、特殊建築物の安全化の措置を図り、不燃化の促進に努める。

また、民間住宅の耐震化対策を推進する。

第2 家具等の転倒防止対策

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る

第3 危険物落下、飛散防止及び倒壊防止

1 ブロック塀、石垣の安全化

災害時には、ブロック塀の倒壊による道路遮断や人的被害の可能性があるため、老朽化したブロック塀の撤去や、フェンスや生け垣への変更を促進し、石垣の強度点検、補強の必要性の啓発に取り組む。

2 ガラスの飛散防止

地震や竜巻、暴風によりガラスが破壊された場合、死傷者の発生が予想されるため、飛散防止フィルムを貼る、メッシュ入りの窓ガラスに交換するなどの飛散防止対策を推進する。

3 自動販売機の転倒防止

自動販売機は道や通路に面して設置されている場合が多く、災害時にこれらが転倒し、避難、応急対策の妨げとならないよう、販売機器の固定化を徹底するように関係者への指導を行う。

4 屋外広告物の落下防止

広告塔、看板等は年々増加しているが老朽化しても放置している場合がある。台風災害時等に落下又は倒壊し被害をもたらさないよう、設置後の維持管理に対して適宜改善指導を行う。

第4 要配慮者に対する配慮

1 要配慮者に配慮した施設、設備の整備

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、段差部のスロープ化、多目的トイレの設置など、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

2 避難誘導

不特定多数の人が出入りする施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育及び訓練を通じて、避難連携等の徹底を図る。

第4節 災害に強い土地利用の推進

町は、住宅密集地から山間部まで、それぞれの地域によって異なる危険箇所を点検し、計画的な開発、環境整備を推進し災害に強い土地利用を図る。

第1 公園、緑地等の整備対策

公園、緑地等は、災害時の避難場所や応急仮設住宅の宅地用地など防災活動拠点として重要なオープンスペースであり、また、火災の延焼防止などの重要な役割を果たすものである。

今後、災害に強いまちづくりの一環として、既成市街地及び宅地が密集し、かつ狭隘な街路環境にある集落等においては、オープンスペースの確保など防災空間の整備に努める。

第2 市街地浸水防除施設対策

県とともに宅地造成開発の指導及び施設整備などにより、市街地の浸水対策を促進する。

1 宅地造成開発への指導

住宅密集地浸水防除の視点から宅地造成開発の適切な指導を行い、無秩序な宅地化を抑制する。

2 下水道等の整備

市街化の拡大に対応し、汚水の迅速な排除が行えるよう下水道の整備拡大に努める。下水道施設の設計及び施工では、耐震性の確保を推進する。

3 防災上重要な施設

公民館や地区集会所など、不特定多数の方が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設の管理者は、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

第3 土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導・建築の制限などにより安全な土地利用を図る。

1 災害危険区域等の市街化の抑制

町は、浸水による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要のある土地の区域については、市街化を抑制する。

2 安全な土地環境形成の誘導

町は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

3 災害危険区域での建築行為の禁止等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止、若しくは制限をする。

(2) がけ地付近の建築物の制限

県は、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限する。

(3) 保安林等の指定

県は人家、公共施設等保全対象の多い危険箇所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質等の変更を規制する。

第4 緊急道路の設定

道路は、日々の社会経済活動を支えるだけでなく、災害時には避難路、応急対策道路となる。同時に、火災の延焼を防止する延焼遮断帯としても機能する。

市街地では人家が密集し、災害による混乱の中、ひとたび火災が発生すれば延焼するおそれがある。

建築物等の不燃化や塀などの補強等を図り、緊急時の道路啓開が円滑に実施されるよう施設の補強・整備に努める。

第5 防災拠点の整備等

1 拠点施設の安全化

災害時の応急対策は、防災拠点として使用される施設の安全性、機能性が確保されていることを前提とした計画であるので、災害時に拠点施設として利用される公共施設は、耐震性等に十分配慮し、不安のある施設は、順次耐震補強に取り組む。

2 拠点施設の防災設備・機能の充実

災害時、応急対策に使用される施設は、対策に必要な最低限の防災設備機能が必要であるため、拠点施設について、次のような防災設備及び機能の充実を図る。

(1) 通信連絡設備の充実

災害対策本部又は現地災害対策本部を設置する庁舎及び施設は、有線・無線専用電話、衛星電話、携帯電話、災害時有線電話及び防災行政無線等の設備充実を図る。

(2) 消防団格納庫の立地、構造の点検

各地区の消防団格納庫の多くは人家の密集地に位置しているため、大規模災害時に予想される周辺の混乱を念頭に、立地、建築構造の点検を行う。

(3) 災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える施設、設備の充実を図る。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所

鞍手町地域防災計画では、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、校庭、公園などの場所を対象とし、地震、洪水、大規模火災などの災害の種類ごとに、避難場所を指定する（指定緊急避難場所）。

また、被災者が一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から避難者等を収容する施設として避難所を指定する（指定避難所）。

指定緊急避難場所及び指定避難所は、高齢者など要配慮者の避難行動がしやすい基本的な設備、給食施設及び搬入による給食給水が容易な施設整備を行う。

4 防災関連資機材の充実

応急対策には、水防資材をはじめ、様々な備蓄物資が必要である。

これらの充実確保を行うとともに、不足した場合を想定し、迅速に調達できる連絡体制を確立する。

第5節 土砂災害予防対策の推進

町、県及びその他防災関係機関は、地震及び風水害等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観への影響の回避・低減も配慮する。

第1 土石流対策（砂防）

- 1 町は、土石流危険渓流及び被害の及ぼすおそれのある箇所の把握・周知に努める。
- 2 町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、警戒避難体制の整備に努める。

第2 地すべり対策

- 1 町は、地すべり危険箇所の把握並びに危険地域の周知に努める。
- 2 町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、警戒避難体制の整備に努める。

第3 急傾斜地崩壊危険箇所

- 1 町は、急傾斜地崩壊危険区域並びに急傾斜地崩壊危険箇所及び被害のおよぶおそれのある箇所の把握並びに危険地域の周知に努める。
- 2 町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、警戒避難体制の整備に努める。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある地域（土砂災害警戒区域）等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、本町との連携を図って「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条、第8条）を行う。

◎土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は財産に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

◎土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は財産に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

2 指定区域内での開発規制

県は、「土砂災害特別警戒区域」においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

3 建築物の構造規制

県は、土砂災害特別警戒区域において、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

4 建築物の移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域において、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

5 警戒避難体制等

町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、次の措置を講じる。

(1) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

(2) 警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

(3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保す

る上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

※土石流警戒渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及びその周辺について、土砂災害計画区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講じよう努める。

6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

県は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知とともに、一般に周知する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、第27条、第29条）

第6節 風水害予防活動

町は、災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、危険箇所の早期発見に努め、災害の発生を未然に防ぐ活動体制の整備を図る。そのために、定期的に既存施設の防災点検を実施し、必要に応じて国・県と協議し、必要な施設整備に努める。

第1 河川の維持管理

1 河川堤防等の巡視

- (1) 危険箇所の早期発見
- (2) 河川の不法使用等の取り締まり
- (3) 危険と認められた箇所の早急な応急対策の実施、必要に応じた修復

2 施設管理者による維持管理の徹底（堰、水門、樋門、堤防、排水設備等）

- (1) 構造の安全確保（河川管理施設等）

水位、流量、地形、地質及び河川等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講じる。

- (2) 操作規則

河川管理施設の管理者は、操作規則を定め、その維持管理を徹底する。

3 堰、水門、樋門、堤防、排水設備（ポンプ）等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

- (1) 河川管理者による、河川の立木、流量等河川に影響を及ぼす次の行為の規制、及び河川の維持管理の徹底
- (2) 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
- (3) 河川における竹木等の流送

第2 ため池等農業用施設の維持管理

- (1) 平常からの点検及び整備を充分行い危険箇所の早期発見
- (2) 出水時の貯水制限等の措置
- (3) 施設の維持管理に係る必要事項について、施設の管理者への前もっての通知
- (4) 施設管理者による、避難対策の確立についての協力

第3 道路の管理

土砂災害の防止に向け、国・県を含めた砂防施設の管理者は、既存施設の防災機能を高め、整備促進を図るとともに、実態調査に努め、その資料・情報を町や関係機関に提供するものとする。

また、町は土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。

第4 竜巻災害対策

近年、全国で発生している竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発、竜巻発生時の対応及び被災後の迅速な対応を図る。

第7節 ライフライン等の予防対策

電力施設、ガス施設、上下水道、通信施設等の各施設管理者は、風水害、土砂災害、地震に対する各施設の維持管理及び予防対策の推進に努め、更に応急復旧対策の整備を図る。

第1 電力

各電力施設は、次に従って施設の設計・建築・設置を実施し、災害対策を講じる。

- 1 送電設備、変電設備、配電設備等は、平時から災害対策を検討
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- 3 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）の確保と、緊急時の輸送体制整備
- 4 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧計画の策定
- 5 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第2 ガス

1 L P ガス

- (1) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- (2) 事業所の耐震化、浸水対策、L P ガス容器の流出防止対策
- (3) L P ガス容器について、転倒流出防止装置及びガス漏えい防止装置

2 都市ガス

- (1) 新規埋設する管は、耐震性に優れ、耐食性の高い素材とし、また、経年管についても計画的

に更新

- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- (3) 災害復旧用資機材の確保と緊急時の輸送体制の整備
- (4) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の臨時供給方法について計画策定
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第3 上水道

- 1 管路の多重化等によるバックアップ体制の構築
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握するための体制、システムの整備
- 3 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備
- 4 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第4 下水道

- 1 特に重要な管路は、バックアップ機能の検討と導入
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握するための体制、システムの整備
- 3 災害時に必要な応急復旧資機材の備蓄、輸送体制の確保
- 4 施設、設備等の管理図書の分散、保管

第5 通信

- 1 通信施設の建設に際し、災害を考慮した対策と、主要な伝送路のマルート化
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握するための体制、システムの整備
- 3 災害時に必要な応急復旧資機材の備蓄、整備をし、輸送体制の確保
- 4 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第8節 火災予防対策

町は、地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。

さらに、地震発生時には同時多発的に各所で火災発生が予測されるため、現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図る。

第1 地域や職場における消火・避難訓練

町及び消防本部等は、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により住民への徹底を図る。

第2 民間防火組織の育成

町及び消防本部等は、自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。

第3 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

1 予防査察の実施

消防法第4条及び第4条の2の規定に基づき、消防本部等は、計画的に防火対象物の予防査察を実施し、火災発生の危険箇所を明らかにし、火災の未然防止を図る。

2 不燃化の促進

町及び消防本部等は、建築物の不燃化を促進する。

第4 消防力の強化

1 消防計画の策定

町は、災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的として、総合的な消防計画を策定する。

2 消防団員の定数確保

町及び消防本部等は、地域防災力の核となる消防団員の確保に常に取り組む。

3 消防計画策定における検討事項

消防計画策定に当たっては、特に次の点について検討する。

- (1) 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
- (2) 災害予防計画（災害の未然防止・被害拡大防止のための査察及び指導）
- (3) 情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通知）
- (4) 風水害などの警防計画（災害発生時の職員及び消防団員の非常招集及び関係機関との連携）
- (5) 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
- (6) 消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
- (7) 救急救助計画（自主防災組織など地域住民と連携した救命救急）

第5 消防施設の充実強化

町及び消防本部等は、隨時、消防ポンプ自動車等消火機械や消火栓、耐震性防火水槽等の消防用水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の改善を図る。また、効果的運用が常時可能となるよう、点検と訓練を実施する。

第6 防火思想の普及啓発

町、消防本部及び県は、住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避

難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図ることとする。

第7 林野火災対策

町は、以下の事項について、住民への林野火災予防意識の啓発を図る。

- 1 火入れに対する火災予防条例に基づく届け出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止指示
- 2 火災発生危険期における重点的な巡回の実施
- 3 消防力強化のための防護資機材の設備及び備蓄

第9節 危険物等災害予防対策

町及び消防本部等は、危険物を貯蔵し、取り扱う貯蔵所などの施設を対象に、関連する諸法令、規則に基づき、安全な製造、貯蔵、処理又は取り扱いを徹底するとともに、これらに起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策を講じる。

第1 講習会、研修会などの実施

県及び消防本部等は、関係団体と協力して講習会、研修会などを実施する。

第2 防災訓練の実施

町、消防本部等及び施設管理者が連携し、防災訓練を実施する。

第3 施設の整備

県及び消防本部等は、施設への調査や検査を実施し、地震動などによる危険物の流出事故等に対する安全性の確保を図る。

第2章 地域防災力の育成

第1節 趣旨

いつ、どこでも起これうる災害による人的被害、経済被害の軽減を目的とした減災に備え、町は実践を促進する住民運動を展開し、防災教育などを通じた防災知識の普及と、住民参加による実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの身の安全は自らが守る」人づくりを図る。

そのために、自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図る。特に、本町においては、要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い、地域の多様な視点等を反映した災害に強い地域づくりを推進する。

また、ボランティアなど自発的な支援を推進するための環境整備に努める。

第2節 防災知識の日常化

町は、町職員及び消防機関などの関係者に対して、専門的な教養訓練などを実施し、防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

第1 防災教育の実施

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身に付けるための防災教育を実施する。

具体的には、町内における児童、生徒を対象に、学校教育の中で防災教育を推進し、防災知識の普及啓発を促す。また地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や、地域一体となつた防災訓練の実施等により、防災対応能力の向上を図る。

- 1 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- 2 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
- 3 教職員の防災研修を実施する。

第2 町職員及び消防関係機関への防災教育

災害時、防災事務又は業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力の要請、防災上必要な知識、技能の習得を徹底し、町内の防災行動力の向上を図る。

1 鞍手町地域防災計画の周知徹底

町は、地域防災計画の運用や各課局の役割分担を周知徹底するように努める。

2 研修会などの実施

町は、職員に対する研修会、講習会などを随時実施し、関係法令の周知徹底に努め、災害時の任務分担などについて職員の自覚と認識を深める。

第3 住民に対する教育

1 鞍手町地域防災計画概要の周知

町は、地域防災計画に定められた内容で、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底する。

2 過去に町内で発生した災害の紹介

町は、過去に発生した災害について、発生時の状況と対策を紹介し、同様の災害による被害を減らせるように住民への再認識を図る。

3 災害時における住民の心構え

住民は、風水害、地震、大火など災害の種別の特徴をとらえ、避難場所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所など知っておくべき心得や注意事項などを周知する。

第4 町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるために、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の方々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について、啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民は自ら災害教訓の伝承に努める。

第5 防災に関する広報の実施

町及び防災関係機関は、町民に対し時期に応じて、町広報紙、チラシ、町ホームページ、町メール配信サービス等様々な媒体を活用し、地域防災計画の概要、災害徽章の知識、災害時の心得、初步的な防災に関する技術・知識等について広報を行い、理解と知識を高めるよう努める。

第6 危険物を有する施設などにおける防災研修

町及び消防本部等は、危険物を有する施設の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

第7 防災上重要な施設の管理者などの教育

町及び消防本部等は、不特定多数の人が出入りする商業施設、病院、旅館等の防災上重要な施設の管理者に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

第8 防犯の視点を取り入れた防災研修

過去の災害被災地では、窃盗などの犯罪の多発が発生しているため、被災地の犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ習得に関する防災研修を推進する。

第3節 実践的な防災訓練の実施

町や関係機関は、防災活動要領の熟成度、防災関係機関との連携、防災意識、技術の習得及び実効性を検証することを目的に、地域の災害特性を考慮し、実情に即して実践的な防災訓練を実施する。

また、訓練後には地域防災計画やマニュアル等の点検や評価を行い、必要に応じて計画やマニュアル等の見直しを行う。

第1 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

第2 現場訓練の実施

町は、関係機関や関係者との連携を十分に考慮し、災害発生時に実際にを行うことの検証をすることを目的として、現場訓練を実施する。その際、以下の項目に留意する。

- 1 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- 2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施する。
- 3 要配慮者の支援体制について配慮する。
- 4 被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮する。
- 5 ペット同行避難者の支援体制について配慮する。

第3 情報収集・伝達などに関する訓練の実施

町は、情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報訓練を実施する。

第4 図上訓練の実施

訓練効果の大きい図上訓練については、町と防災関係機関が連携し、様々な被害シナリオを想定して、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携して実施する。

第5 その他各種訓練

各種訓練は、国、県、隣接市町村その他関係機関と共同又は町単独で実施する。各種訓練は関係機関と緊密な連携のもと、想定する被害、実施場所、日時、実施種目参加機関などを想定した「防災訓練実施要領」を策定する。

各種計画の目的と主な内容は、次のとおりである。

1 総合防災訓練

町は、他関係機関をはじめ住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練を行い、災害応急対策活動の習熟と、関係機関相互の協力体制強化を図る。

2 水防訓練

町は、国、県及び消防本部等の指導を受け、他関係機関及び住民の協力を得て水防訓練を実施する。

3 消防訓練

消防訓練は、主に消防団員を対象として、無線通信訓練、ポンプ操法、中継訓練等の消防訓練を実施する。

4 避難訓練

避難場所、避難方法などについて、町民に対し周知徹底を図ることを目的として訓練を実施する。また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達及び要配慮者にも配慮した避難誘導訓練を、消防・警察を中心とした関係機関とともに実施する。

5 避難所開設訓練

迅速な避難所を開設することを目的として、避難所開設訓練を実施する。その際次の事項に留意する。

（1）休日・夜間の避難所開設

（2）鍵保管者及び施設管理者の的確な把握

（3）避難所設備の点検

6 職員参集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、対処できる体制を整えることを目的に訓練を実施する。

なお、訓練計画の策定に当たっては、次の点に留意する。

（1）平素における非常招集措置の体制の整備

ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法など

イ 招集の区分

ウ 招集命令伝達、示達要領

エ 非常招集の命令簿、非常招集記録簿

オ 非常招集の命令簿、配置要領

カ 待機命令の基準

キ その他非常招集のために必要とする事務処理

（2）非常招集命令の伝達・示達

非常招集命令の伝達は、災害の緊急性を考慮し、一般加入電話、携帯電話、メール配信及び口頭による伝達など、最も迅速な対応を考えて実施する。

（3）集合の方法

訓練は、土砂崩壊などにより通行不可能となった場合などを想定し実施する。

7 非常通信連絡訓練

非常通信連絡訓練は、関係機関（警察、県、消防本部等）の協力を受け、非常時の通信方法、送受信技術の研鑽に努める。有線電話が使用不能となった場合を考慮し、防災行政用無線による通信について訓練を行う。

8 要配慮者が参加する訓練

町は、近隣住民と連携し、地域内の要配慮者を把握し、避難の際の計画を作成するとともに、要配慮者とともに計画の内容に沿った訓練を行う。

9 幼児、児童、生徒の訓練

幼児、児童、生徒に対しては、保育所、幼稚園、小中学校において、避難訓練等を実施する。

10 非常に有効な実践的訓練

災害時に、実際に器具を扱えることや、訓練により行動の手順を習得するため、各自主防災組織等で、次のような災害時に有効な実践的訓練の実施を図る。

- (1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱訓練
- (2) 負傷者の応急手当及び救命訓練
- (3) 要配慮者の参加する避難訓練
- (4) ペット同行避難者の参加する避難訓練
- (5) 炊き出し訓練

第4節 自主的な防災活動への支援

「自らの命は自らが守る」ことが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要となる。

具体的には、出火防止、初期消火、傷病者の救護・応急手当、要配慮者の救護、避難所開設及び運営訓練など、自ら行動し、防災活動への協力をを行うなど地域の自主的な防災活動に積極的に関与することが求められる。

町は、こういった活動及び自主防災組織や事業所等に対し、必要な支援を行いながら組織化を促し、その育成強化に努める。

第1　自主防災組織の育成

町、県及び消防本部等は、地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

また、その際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

1　自主防災組織づくりの推進

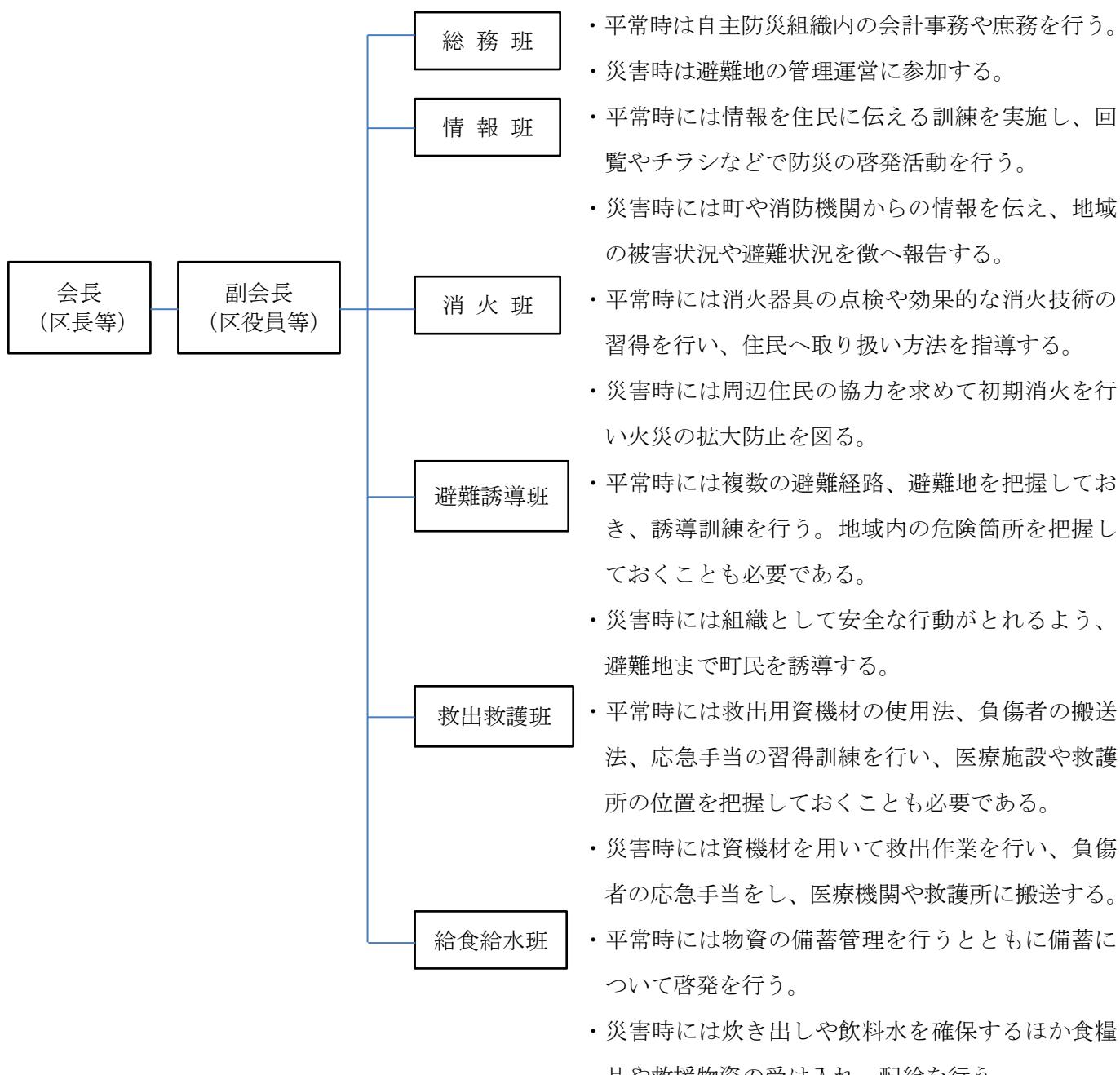
町民に対し、自主防災に関する啓発等を行うとともに、町民が自主防災組織を結成するために必要な資料等を提供し、積極的に自主防災組織の育成を支援する。

2　消防団との連携

自主防災組織と消防団は、常に連携を取りながら活動するものとし、必要に応じて消防本部及び町は支援、補助を実施する。

3　自主防災組織の編成は、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織される。

■ 自主防災組織図（例）



第2 自主防災活動のリーダーの育成

町は、地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に研修を実施する。

1 リーダー養成のための研修会などを開催

町は、町内会などを対象に、リーダー養成のための研修会などを開催し、組織の核となる人材を育成する。

2 地区組織と自主防災組織の連動

町は、地区組織に対し、防災活動を活動の一環として組み入れ、自主防災組織を育成する。

3 サブリーダーの配置

町は、自主防災組織の活動強化のために、防災に関する知識や経験を持ったサブリーダーの配備に努める。

4 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、活動別の役割に基づく班編成とし、防災に関する専門の知識や経験を持つ住民を適正に配置して、その活動の強化を図る。

第3 自主防災組織の育成手法

1 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険個所など）の提供

2 自主防災組織の必要性についての広報

3 防災訓練、研修会などの実施への支援

4 啓発資料の作成

5 地域防災施設の整備支援

6 防災資機材の整備支援

第4 自主防災組織の役割と活動内容

自主防災組織は、町と協力し「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う

1 自主防災組織の重要な役割

- (1) 自分たちの地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み
- (2) 災害発生時に安全に避難する取り組み
- (3) 高齢者など要配慮者への支援

2 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ・避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・自主防災組織による地区防災計画の作成
- ・地区別防災マップの作成

- ・危険箇所の点検
- ・防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連携
- ・日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・防災用資機材の整備、点検など
- ・地域における情報収集・伝達訓練の確認
- ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

【警戒・災害時】

- ・初期消火の実施
- ・集団避難の誘導、避難生活の指導
- ・情報の収集・伝達
- ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ・地域住民の安否確認
- ・避難行動要支援者の安否確認・避難誘導等
- ・救出・救護の実施及び協力

第5　自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

防災訓練や研修を通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

第5節 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保するなど、社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自営防災組織の育成強化等に努める。

企業防災マニュアルを作成し、防災訓練などを実施することにより、地域の一員として自主防災活動に参画し、地域防災力の充実強化に努める。

また、町内各事業所は、事業継続計画（B C P）を作成し、あらかじめ非常時の対策を講じるよう努める。

第1 災害時に事業所が果たす役割

- 1 従業員や利用者等の安全確保
- 2 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- 3 事業の継続
- 4 二次災害の防止

第2 事業所の自営防災組織の防災活動

- 1 平常時の自営防災組織の活動
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 施設及び設備等の整備
 - (3) 従業員等の防災教育
 - (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
 - (5) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- 2 災害時の自営防災組織の活動
 - (1) 情報の収集伝達
 - (2) 避難誘導
 - (3) 救出救護
 - (4) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

第3 県及び町の支援

県及び町は、事業所が災害時に業務活動を継続するための事業継続計画（B C P）策定やその他の防犯活動に資する情報提供等を進める。

第6節 要配慮者対策

町は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 在宅の要援護高齢者、障がい者等に対する支援体制の整備

(1) 用語の定義

- 避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治区、自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係者。

- 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・管理・活用について（地域防災計画に定める重要な事項）

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正に於いて、町に対して避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、下記のとおり重要な事項が定められた。これらの重要な事項については地域防災計画に定めることが規定された。

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他のものに提供できること。
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置を講じること。
- 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備・高齢者等避難開始等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。
- 避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

ア 避難行動要支援者名簿の作成と更新

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ① 要介護認定を受けている人（要介護3以上）
- ② 身体障がい者1・2級（総合等級）の人で第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する人は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がいのある人
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の人
- ⑤ 地域が支援の必要があるとする人
- ⑥ 前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な者（児）

※上記の①～⑥に加え、災害時の避難に不安がある者も登録を可能とする。

※社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、通院しているものを含む）を優先する。

（イ）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治区、自主防災組織、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し要配慮者に関する情報を収集し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、作成した名簿は、関係機関にて共有化を図る。

（ウ）避難行動要支援者名簿の更新

①避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

②避難行動要支援者名簿の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治区等とする。

ウ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、町担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など、直接的に働きかけ、同意が得られない避難行動要支援者については、事前に名簿情報を外部提供しないこととする。

名簿の提供にあたっては、適正な情報管理が図られるよう、避難支援関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明するとともに、名簿の利用、管理及び保管方法等について

指導するなど、適切な措置を講じる。

ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることとする。

エ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことが出来るための通知又は警告の配慮
避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、でき得る限り次のような多様な手段を用いて、避難準備・高齢者等避難開始等を発令・伝達する。

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達での配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備・高齢者等避難開始等の発令及び伝達に当たっては特に配慮する。

①高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

②同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

③高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

- ・地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日ごろから訓練を実施
- ・携帯電話・スマートフォンの活用、メーリングリスト等による一斉送信
- ・防災行政用無線、広報車等による迅速な災害情報の伝達

オ 避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者の支援者、民生委員・児童委員、消防団員などの安全確保を図るため、情報連絡手段の確保などについて検討し、各種の従事者の安全確保を最優先することとする。

(3) 避難行動要支援者支援プランの作成

災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)に基づき、本町は、「避難行動要支援者支援プラン」を作成する。「避難行動要支援者支援プラン」は全体計画と個別計画により構成される。

ア 全体計画の作成

上記(2)に示す避難行動要支援者名簿の作成等に関する重要事項を含めて、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画を定める。この全体計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 個別計画

さらに、災害時の避難支援等を実効性のある者とするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画の

策定に努める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(4) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治区や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等との連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(5) 福祉避難所における体制整備

町は、県と連携を取りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(6) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、県や国と密接に連携をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入も活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(7) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治区や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取り組み

(1) 介護保険施設、障がい者支援施設等は県の指導により、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテルなどの民間施設等と施設利用者の受け入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう努める。

(2) 各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を町や県に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

本町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

第4 外国人に対する支援体制の整備

本町は、町内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

本町は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第7節 消防団を中心とした地域の防災体制

町及び消防本部は、団員確保などの体制整備、教育訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域防災体制づくりを進める。また、災害活動時の消防団員の安全確保に努め、施設及び資機材の充実を図るものとする。

第1 体制整備

基本団員の確保を主眼として、青年層等の消防団への参加を促進し、機能別団員制度の創設など、消防団員の確保を図る。

第2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の町民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育に努める。

第3 環境整備

1 消防団の施設・整備

消防団の施設・整備を充実し活動環境の整備に努める。

2 消防団員

被雇用者の消防団員の消防活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等に関して、事業所の理解・協力が得られるよう努める。

第4 住民に対する消防団活動の周知

町の広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

第5 自主防災組織との連携

消防団は、地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第8節 災害ボランティア活動の育成・活動支援

被災者のニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である事から、町は、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアや関係団体と平常時から連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、その自主性を尊重しつつ、受入体制の整備等、ボランティアの活動環境への各種対策を推進する。

第1 ボランティア活動の普及・啓発

町は、町民及び事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第2 鞍手町災害ボランティアセンター

1 設置・運営団体

災害発生時、鞍手町社会福祉協議会は、町と協議して災害ボランティアセンターを設置し、運営は鞍手町社会福祉協議会を中心としてあらゆる関係機関の協力のもと行なう。

2 設置時期

ボランティアによる生活復旧活動のニーズが確実に出てくると予想される「災害発生後 72 時間（3 日）以内」の設置を目指す。

3 役割

(1) 被災地のニーズの把握やボランティアの募集

- ア 災害ボランティアセンターの広報宣伝
- イ 被災地のボランティアニーズの把握及び受付
- ウ ボランティア活動希望者の受付、登録、保険への加入斡旋
- エ 各種相談、問合せ窓口（ボランティア及び災害ボランティアセンターに関する相談、苦情等）

(2) 被災地のニーズとボランティア活動希望者のマッチング・調整

- ア ボランティア派遣調整
- イ 町災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣
- ウ 活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）

(3) その他

- ア 災害ボランティアセンターに必要な資源（人材、資金、情報、物品など）の確保
- イ 町災害対策本部と連絡調整
- ウ 福岡県災害ボランティア連絡会（事務局 福岡県）との連絡調整

第3 ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

町及び鞍手町社会福祉協議会は、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じて、それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ○災害時に関する県民の積極的な参加・協力の呼びかけ ○災害ボランティアリーダー等の育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ・防災士等との連絡体制の構築 ○専門的な知識、技術を必要とする災害ボランティアの把握 ○ボランティア保険の普及啓発
鞍手町	<ul style="list-style-type: none"> ○町社会福祉協議会との連携による育成・支援活動 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会、防災訓練等の実施による「地区防災ボランティアリーダー」等の育成、支援
鞍手町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアリーダー等の育成 ○災害ボランティア活動マニュアルの作成 ○ボランティア保険の普及啓発
日本赤十字社 福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会の開催 ○講師の派遣 ○災害時ボランティア活動マニュアルの作成

第4 災害ボランティアの受け入れ体制及び活動環境の整備

町は、災害ボランティアの活動拠点や資機材等の活動環境の整備等に必要な支援を行う。

県及び町社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアの担当窓口(災害ボランティア本部)を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。

また、災害ボランティアの受け入れに関する実施計画、災害ボランティアの受け入れ態勢の整備等を定めるとともに、必要に応じてマニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに取り組む。

さらに、県及び日本赤十字社福岡県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点・資機材・災害に係るボランティアやコーディネーターの要請・ボランティアのネットワーク化・ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

■災害ボランティアの環境整備

福岡県社会福祉協議会 福岡県災害ボランティア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア受け入れ拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア本部の設置場所の決定 ・責任者の決定や担当者の役割分担 ・地域住民との連携 ・通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ・資機材のリストアップと調達方法の確認 ・災害ボランティアの受け入れ手順の確認 ・活動資金の確保 ○災害ボランティア活動団体とのネットワークの整備 ○災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害ボランティア連絡会及び県社会福祉協議会等との連携による活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援
福岡県N P O・災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時におけるボランティアに関する情報の受発信
鞍手町 鞍手町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○災害ボランティアの受け入れに関する実施計画の策定 ○災害ボランティアの受け入れ体制の整備等(災害ボランティア本部(現地受け入れ窓口) や連絡体制)
日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 趣旨

防災施設管理者、住民、町の役割を明確にして避難対策の基本的な方向を定める。特に、要配慮者など支援を要する人の避難対策については、行動能力などに配慮した対応策を検討し、全ての住民が安全に避難できる環境を整備することが最大の減災対策として認識し、避難支援体制の充実・強化を図る。

第2節 防災施設の限界と避難開始の時期

町は、災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

第1 防災施設の限界点

- 1 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定する。
- 2 防災施設の限界点の考え方

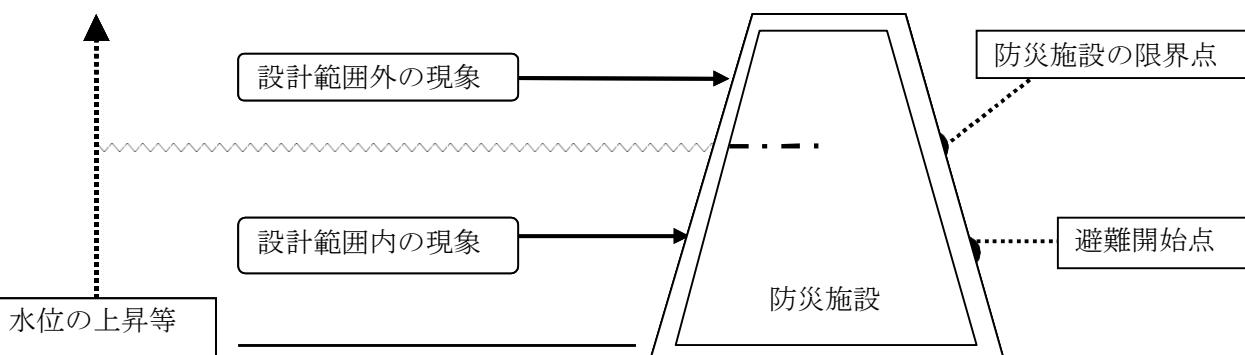
自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。

防災施設の 限 界 点

防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定する。

避難開始点

避難開始点防災施設の限界点に達する手前の段階で設定する。



第2 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにする。

第3 避難開始の基準

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

町は、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適宜見直し、必要に応じて改定する。

見直しに当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえるとともに、必要に応じて 地区住民の意見を参考に防災マップを作成し、地区住民への周知徹底を図る。

2 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

第3節 危険性の周知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示すものとする。

第1 事前の周知

1 施設管理者

施設管理者は、施設の限界点と避難開始点等の危険性に関する情報を、町等関係機関に提供する。

2 町

町は、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知する。

第2 緊急時の情報提供

1 住民への通知

施設管理者は、災害の発生、又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測されるときは、町等関係機関に通知する。

2 設備の整備

施設管理者は、直接町民に避難開始を自動的に知らせる設備や、町民が避難開始の時期を読みとれる設備等の整備を進める。

第4節 避難計画

町は、あらかじめ自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立に努め、大規模災害時の避難計画を予め策定する。

また、計画策定に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえ、住民個々の実情や地域状況に合わせた避難を検討する。

第1 住民との話し合い

1 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、住民に災害の特性を説明する。

(洪水、土砂災害危険箇所、浸水予測等)

2 緊急避難場所の選定等

町は、住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行う。

(1) 緊急避難場所の選定

(2) 避難路の設定

(3) 住民などへの連絡方法

(4) その他必要な事項

第2 避難計画の作成

1 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

町は、消防団員や自主防災組織等の協力を得るなどして、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

2 警戒を呼びかける広報活動

町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準、または条件の設定に努める。また、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難勧告等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

3 避難勧告等の判断基準

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し

町は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難区域、判断基準及び伝達方法を明確にした「鞍手町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しに努める。

(2) 施設管理者の助言

防災施設の管理者は、町の避難勧告等の判断基準の設定に対し助言する。

(3) 避難勧告の発令基準

土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険箇所において次のような兆候が消防団、住民等により確認され、町に通報があった場合に、集約した情報を総合的に判断して避難勧告を発令する。

- ア がけ等の小石がパラパラと落ちる。
- イ 山の斜面に亀裂ができる。
- ウ 地鳴りがする。
- エ その他土砂災害の兆候が見られるとき。

4 消防団による避難誘導の計画

町は、消防本部と連携し、消防団による町民の避難誘導の計画を作成する。

5 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済み及び指定する河川並びに福岡県知事が浸水想定区域を指定する必要がある場合

(1) 必要事項

浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設があり、洪水時の避難の必要がある場合、町は以下の状況を把握し、住民に周知する。

また、避難に必要な事項を記載したハザードマップ等の配布などにより周知する。

ア 施設の名称及び所在地

イ 浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法

ウ 浸水想定区域ごとの避難場所

エ 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 洪水予報の伝達方法

町は、浸水想定区域内において高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、適切な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

6 土砂災害警戒区域の指定がある場合（警戒避難体制の整備）

(1) 一般的な事項

町は、土砂災害警戒区域ごとに、防災行政用無線、緊急速報メール等情報伝達手段の多様化を図り、あらかじめ対象地域に周知するものとする。また、予警報の発令・伝達、避難場所、避難経路、救助方法その他必要な事項を定めるとともに、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップなど）の配布などにより周知する。

(2) 要配慮者施設

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、避難に時間を要し早い段階からの情報提供が重要であることを考慮し、町は、当該施設の利用の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報などの伝達方法を定める。

なお、それらの施設に対する警戒情報の伝達方法は、防災行政用無線、緊急速報メール等に加えて、電話、FAX、広報車等を利用し、その時に最も迅速確実と考えられる手段をもって行う。

ア 町は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所、避難路、救助その他必要な事項を定め、地域防災計画に記載するとともに、警戒避難に必要な事項を記載した印

刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

イ 町は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

7 周知

町は、2～6を避難計画としてまとめ、町民及び関係機関に周知する。

8 避難訓練

土砂災害に関する避難訓練については、毎年1回以上行うことを基本とすること。

避難訓練に当たっては、ハザードマップ等を活用するとともに、実践的な訓練、広く住民が参加できる訓練に努めること。

第3 消防本部・警察署との連携

1 消防本部

(1) 町の避難計画作成の支援

(2) 町の避難計画の整合の取れた消防職員の活動計画の策定

2 警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策の検討

第4 避難訓練の実施

町は、消防機関と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施する。その際、避難路を通り避難所及び避難場所に行くなど、避難計画で定められた道程を実地に確認する。消防と連携し町民と消防団による避難訓練を実施する。

第5 避難についての広報

町は、広報紙等により避難地情報や避難計画を周知する。

第5節 避難体制の整備

町は、災害により避難を余儀なくされた場合において、住民が安全かつ的確に避難活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。町は、緊急的な避難に対応できる指定緊急避難場所、長時間の避難に対応できる指定避難場所の整備などを進める。

第1 指定緊急避難場所

町が指定する、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所を指定緊急避難場所と定義し、住民などの集合・待機場所としても位置づける。

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合することであること。

(2) 次に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

ア 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合することであること。

イ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下この口において「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下この口において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合することであること。

ア 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合することであること。

イ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

2 避難路の選定

指定緊急避難場所へ通じる避難路を選定する。また、避難路の選定基準は、以下のとおりとする。

(1) 危険のないところ

ア 土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと

イ 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと

ウ 地下に危険な埋設物が無いこと

エ 耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと

(2) 自動車の交通量のなるべく少ないとこと

(3) 避難場所まで複数の道路を確保すること

(4) 道路は相互に交差しないこと

3 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

4 広域避難場所

大規模な住宅密集地の火災により生じる輻射熱、熱気流から町民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。広域避難場所と避難路の指定基準は、以下のとおりとする。

(1) 広域避難場所

広い面積を有する場所であること以外は指定緊急避難場所と同様

(2) 避難路

基本的に2車線で歩道を有する道路

5 サインの設置

避難誘導や避難場所のサインの設置を推進する。

(1) 避難所（場所）を示すサイン、案内板の設置

(2) 避難場所へ誘導するサインの設置

(3) 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

第2 長期的な避難

町は、一定期間の避難生活のできる避難施設を指定避難所として、要配慮者など医療、介護等を必要とする町民を収容する避難施設を福祉避難所としてそれぞれ指定し、避難施設の整備を行う。

なお、避難施設の基準は、おおむね次のとおりとする。

■避難施設の指定基準

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合すること

町は、上記の基準に基づき、避難所には災害に対して安全と見込まれる公共施設や学校施設などを指定し、避難所までの経路が浸水や土砂災害の影響をうけないかを行政区長や自主防災組織代表者などの意見を聴取し、検討の上選定する。

また、町の指定する避難所は、避難施設管理者に対し、あらかじめ町長からその旨を通知し、了承を得るとともに、以下の事項について定め、必要に応じて協定をするものとする。

1 避難所の運営方法

- (1) 避難所の管理運営に関するここと
- (2) 避難住民への支援に関するここと

2 避難所に必要な資機材などの整備

3 要配慮者の収容を考慮した、医療機関などの借上げによる避難場所の確保

1 指定避難所

指定避難所は、災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設として位置付け、生活に必要な飲料水や食料、トイレなどを備え、降雨などを考慮し、原則として屋内施設とする。

2 福祉避難所

福祉避難所は、要配慮者が、相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設として設置する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された社会福祉施設とし、所在や避難経路を、要配慮者を含む住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合に備えて、町内の社会福祉施設を管理運営する社会福祉法人との間で、施設の一部を一時避難のため使用できる災害協定の締結を促進する。

福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意する。

1 日常生活上の支援

福祉避難所には、相談などに当たる介助員などを配置し、日常生活上の支援を行う。

2 各種サービスの配慮

福祉避難所において相談などに当たる職員は、避難者の生活状況などを把握し、介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣など、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

3 関係機関との連絡調整

常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホームなどへの入所や病院などへの入院手続きを取ることができるように、施設管理者は、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。

4 関係部局との連携

福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、関係部局と連携を図り、福祉仮設住宅などへの入居を図るなど、対象者の早期退所が図られるよう

に努める。

第3 避難所の設置及び資機材の配備

要配慮者への便宜や被災時の男女のニーズの違いなどにも配慮の上、避難所に必要な次の設備及び資機材を予め配備し、非常時に備える。また、町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

- 1 通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 5 給水用機材
- 6 救護施設及び医療資機材
- 7 物資の集積所
- 8 ペット飼養スペース
- 9 仮設の小屋又はテント
- 10 防疫用資機材
- 11 工具類
- 12 非常電源
- 13 日用品
- 14 備蓄食糧及び飲料水
- 15 その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品など

第4 応急仮設住宅供給体制の整備

- 1 建設可能な用地の確保
- 2 建設に要する資機材についての調達計画の作成
- 3 関係団体と連携し、供給可能量などの把握

第5 公営住宅、空き家などの把握

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家などの把握に努める。

第6 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施して万全を期す。

- 1 学校

(1) 地域の特性等の考慮

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

(2) 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合の想定

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

2 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

3 駅、興行場、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画を定める。

第7 住民への避難方法、避難場所の周知

住民に対しては、町の広報紙、案内板の設置、防災訓練、各戸への避難所マップの配布などを通じて避難方法、避難場所の周知徹底を図り、災害時に混乱をきたさないよう指導する。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 趣旨

町及び県などの防災関係機関は、町域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

第2節 災害対策本部

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、町内防災に関する組織体制を定める。

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置及び解散の決定者

災害対策本部の設置及び解散は、町長が決定する。災害対策本部の長は、災害対策本部長として町長を充てる。

2 町長（本部長）の代行

町長が不在、又は連絡不能の場合には、副町長が代行し、副町長不在の場合は、総務課長が代行する。

3 災害対策本部設置の決定

町域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。原則として、総務課の収集した気象予警報、被害情報等に基づき、総務課長の報告のもとに、町長が状況判断をし、決定する。

4 具体的な設置の基準

- (1) 台風や集中豪雨により、被害の発生がほぼ確実であるとき
- (2) 町域に暴風、大雨、洪水の特別警報が発表された場合
- (3) 町域に暴風、大雨、洪水の警報が発表され、その必要があると認められるとき
- (4) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、関係機関が協力し災害応急対策を実施する必要があるとき

5 災害対策本部の解散

本部長は、次の要件に該当するときは本部を解散する。

- (1) 災害が発生若しくは拡大するおそれがなくなったと認めたとき
- (2) 災害発生後における災害応急対策が、おおむね完了したと認められるとき

6 設置、組織、運営及び所掌事務

(1) 災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務

災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は、「鞍手町災害対策本部条例」に基づく。

(2) 災害対策本部の設置場所

庁舎が著しく被災せず応急対策の実施場所として支障がない場合、本庁舎に鞍手町災害対策本部を設置する。

(3) 本部表示の掲出

本部が設置された場合は、直ちに本庁舎内に「災害対策本部」表示を掲出する。

7 現地災害対策本部

災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地勢及び状況等を考慮して、本部長(町長)の判断により、必要に応じ被災地に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及びその他の職員を置く。

(1) 現地災害対策本部長及び対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員又はその他の職員のうちから本部長が指名する者を充てる。

(2) 現地災害対策本部は、現地で指揮することが適当と認められる災害対策本部の事務の一部を行うとともに、事務の所掌について必要があるときは、その範囲について、現地災害対策本部長が定める。

8 国、県の非常(緊急)災害対策本部との連携

国、県の非常(緊急)災害対策本部が設置された場合は、町の対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努める。

第2 配備基準と動員体制

災害発生、あるいは発生が予測されるとき、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、所要の人員を確保しなければならない。本部開設前にあっては町長、開設後においては災害対策本部長が動員を行い、職員を配備する。

1 配備基準（水防体制）

配 備	配 備 基 準	主な活動内容
注意配備 (準備体制)	1 鞍手町に、大雨、洪水注意報若しくは警報が発令され、第1配備（警戒体制）に至らないと予想される場合 2 大雨・洪水等の注意報、若しくは警報が発令され、災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕のある場合 3 遠賀川及び町内河川の増水が予想される場合	○気象情報の収集、伝達
第1配備 (警戒体制)	1 大雨・洪水等の警報が発令され、災害の発生が予測され、警戒を必要とする場合 2 河川水位が上昇し、警戒水位を超えるおそれがある場合	○気象情報の収集、伝達 ○町内警戒
第2配備 (緊急体制)	1 災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合 2 河川水位が警戒水位を超え、なお上昇のおそれがある場合 3 発生した災害について、被害が拡大し、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合	○気象情報の収集、伝達 ○災害情報の収集、伝達 ○応急対策
第3配備 (非常体制)	1 町全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに全域ではなくても被害が特に甚大と予測される場合	○人命救助 ○応急対策

2 動員体制

各課局は次の手順により動員計画を作成する。

- (1) 配備体制毎に必要な実施事項を整理する。
- (2) 配備体制毎の実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定する。
- (3) 動員計画を策定し、該当職員に職務分掌を周知する。

第3 配備要員の初動の確保

1 平常執務時の動員

動員が発令した場合、総務課長は本部長（町長）の指示を受け、関係部長（課長等）と協議を行い、配備区分に従い配備体制をとる。待機職員の範囲、人員等は、あらためて必要な調整を行う。動員命令は庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

2 休日又は退庁後の動員

(1) 全職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属の部班と連絡を取り、又は自らの判断で所定の場所に参集しなければならない。

(2) 災害対策本部の本部員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、相互に連絡を取り、又は自らの判断で所定の場所に参集するとともに、必要に応じて災害対策本部の設置を町長に進言し、又は所属職員の呼集を行い、臨機の応用対策を実施しなければならない。

3 職員の心構え

(1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制、基準及び事故の責務を十分習熟しておかなければならぬ。

(2) 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ・テレビを聴視し、所属の連絡責任者、総務課への電話照会等の方法によるほか、自らが災害の状況、河川水位、雨量、台風の進路状況等に十分留意するよう努めなければならない。

(3) 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては自らの判断で速やかに各部署に参集し防災活動に当たるものとする。

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

町長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、町長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■代行順位

第1順位 副町長	第2順位 総務課長	第3順位 総務課安全安心係長
----------	-----------	----------------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図り、運営を行う。

■組織、役割

本部長	町長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長、教育長 消防団長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	各課長等のうちから本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班より各1名	○ 本部会議の決定事項等の連絡を行う。
班長	本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

3 本部会議

本部長は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、活動方針の決定及び各班の連絡調整等を行う。

■災害対策本部会議の概要

開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
構成員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事務局	○ 総務課
協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策活動の調整 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○ 警戒区域の設定、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告・指示 ○ 災害救助法の適用 ○ 激甚災害の指定 ○ 応急対策に要する予算及び資金 ○ 国、県等への要望及び陳情 ○ 町民等への緊急声明 ○ その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、県土整備事務所、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

■ 主な災害対策拠点の種類

- | | | |
|--------------|---------------|----------|
| ○ 災害対策本部 | ○ 応援部隊集結地 | ○ 福祉避難所 |
| ○ 現地災害対策本部 | ○ 救護所 | ○ 遺体安置所 |
| ○ 災害ボランティア本部 | ○ 災害対応病院（町指定） | ○ 給水所 |
| ○ プレスセンター | ○ 臨時ヘリポート | ○ 物資集積拠点 |
| ○ 災害相談窓口 | ○ 避難所 | |

5 災害対策本部の分掌事務は、「鞍手町災害対策本部の分掌事務（課別・対策項目別）」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

■災害対策本部【総務部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	総務課長	危機管理班 管財班 職員班 議会班	(班長：安全安心係長) (班長：庶務管財係長 副班長：庁舎等建設推進係長) (班長：人事法制係長) (班長：議会事務局次長)
副部長	議会事務局長		
総務部	危機管理班	総務課 (安全安心係)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報・警報、地震情報等の収集伝達に関すること ・各班からの災害情報の収集・整理に関すること ・国及び県への要請及び災害報告に関すること ・国及び県との連絡調整に関すること ・「情報班」からの災害情報の受理に関すること ・「涉外班」との情報の共有に関すること ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること ・災害対策本部会議の庶務に関すること ・避難の勧告、指示及び警戒区域の設定に関すること ・町民の避難誘導に関すること ・帰宅困難者対策に関すること ・防災行政用無線その他の防災通信機器に関すること ・区長会及び自主防災組織との連絡調整に関すること ・町防災会議委員への連絡に関すること ・直方・鞍手消防本部との連絡調整に関すること ・消防（水防）団活動に関すること ・その他災害対策全般に関すること
	管財班	総務課 (庶務管財係) (庁舎等建設推進係)	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の被害調査に関すること ・庁舎の建物、設備等の被害調査に関すること ・本部長の秘書に関すること ・公用車の配車に関すること
	職員班	総務課 (人事法制係)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること ・応援職員の派遣に関すること ・職員の配置状況の集約に関すること ・災害従事者の損害補償に関すること ・職員の飲料水、食料の確保に関すること ・災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること ・職員の健康管理に関すること ・災害見舞及び視察者の応援に関すること
	電算班	総務課 (電算係)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信システム機器に関すること ・各部・班の応援に関すること
	議会班	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること ・各部・班の応援に関すること

■災害対策本部【涉外部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	政策推進課長	渉外班（班長：政策係長）	
副部長	地域振興課長	財務班（班長：財政係長）	
		調達班（班長：商工振興係長）	
		交通班（班長：都市交通係長 副班長：立地適正化係長）	
渉外部	渉外班	政策推進課 (政策係)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村への応援要請に関するこ ・他の市町村との連絡調整に関するこ ・指定公共機関及び指定地方公共機関への要請に関するこ ・派遣された自衛隊及び関係機関の職員の受け入れに関するこ ・その他災害対策に関わる渉外に関するこ
	財務班	政策推進課 (財政係)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等対策予算に関するこ ・各部・班の応援に関するこ
	調達班	地域振興課 (商工振興係)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達に関するこ ・生活必要物資等の調達に関するこ ・防災用資機材等の調達に関するこ ・避難所に関する資機材等の調達に関するこ ・商工施設の被害調査に関するこ ・企業との応急活動連携に関するこ ・商工団体との連絡調整に関するこ ・中小企業被災者に対する融資に関するこ
	交通班	地域振興課 (都市交通係) (立地適正化係)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の被害調査に関するこ ・その他交通機関の被害調査に関するこ ・物資の配達車両等の調達に関するこ

■災害対策本部【調査・支援部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	税務住民課長	家屋調査班（班長：賦課係長）	
副部長	会計課長	情報班（班長：収納係長） 町民支援班（班長：住民係長） 会計班（班長：会計係長）	
調査・支援部	家屋調査班	税務住民課 (賦課係)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害調査に関するこ ・税の減免に関するこ ・罹災証明に関するこ ・災害見舞金対象の家屋等の被害調査に関するこ
	情報班	税務住民課 (収納係)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報及び災害情報の収集及び整理に関するこ (「情報班」が町民等からの情報窓口となる。) ・整理情報の「危機管理班」への伝達に関するこ ・災害写真等の収集及び災害記録に関するこ
	町民支援班	税務住民課 (住民係)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否情報の収集及び提供に関するこ ・身元不明者等の情報に関するこ ・町民からの電話の問い合わせに関するこ ・町民からの各種相談の受付に関するこ ・遺体の収容、処理及び埋・火葬に関するこ
	会計班	会計課 (会計係)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の出納に関するこ ・義援金受理及び管理に関するこ ・義援金の配分に関するこ

■災害対策本部【福祉健康部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	福祉人権課長	福祉班	(班長：福祉係長 副班長：高齢者支援係長、児童人権係長、地域包括支援センター管理者)
副部長	保険健康課長	保険医療班	(班長：国保年金係長 副班長：公費医療係長、健康増進係長)
福祉健康部	福祉班	福祉人権課 (福祉係) 福祉人権課 (高齢者支援係) 福祉人権課 (児童人権係) 福祉人権課 (地域包括支援センター管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する各種社会福祉施設の被害調査及び利用者の安全確保に関すること ・教育部との連携による避難所の運営に関すること ・日赤奉仕団等の応援要請及び受入れに関すること ・ボランティアの受入に関すること ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・要配慮者への支援に関すること ・災害救助法の手続きに関すること ・避難所（福祉）の開設及び運営に関すること ・所管する各種社会福祉施設の応急対策に関すること ・義援物資の受理に関すること
	保険医療班	保険健康課 (国保年金係) 保険健康課 (公費医療係) 保険健康課 (健康増進係)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び医療関係機関等との連絡調整に関すること ・医療救護所の設置及び医療救護全般に関すること ・負傷者の収容及び搬送に関すること ・防疫及び保健衛生に関すること ・衛生医薬品等の確保に関すること ・助産及び乳幼児の救護に関すること ・避難者の健康管理に関すること

■災害対策本部【農政環境部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	農政環境課長	農政班	(班長：農業振興係長)
		環境衛生班	(班長：生活環境係長)
農政環境部	農政班	農政環境課 (農業振興係)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業施設、農作物等の被害調査に関すること ・農業関係団体との連絡調整に関すること ・食料の調達に関すること ・農地、農業施設、農作物等の応急対策・復旧に関するこ ・農業者に対する支援に関すること
	環境衛生班	農政環境課 (生活環境係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理及び清掃に関すること ・し尿処理、ゴミ処理施設等の被害調査に関すること ・動物保護対策に関すること ・仮設トイレ等に関すること ・防疫に関すること ・し尿処理、ゴミ処理施設等の応急対策に関するこ ・処理業者との連絡及び相互協力に関するこ ・災害廃棄物の処理に関するこ ・災害廃棄物一時収集場所の確保に関するこ

■災害対策本部【建築部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	建設課長	道路等応急復旧班（班長：土木係長） 住宅応急復旧班（班長：建築係長）	
建築部	道路等応急復旧班	建設課 (土木係)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害調査及び応急対策に関すること ・河川、水路の被害調査及び応急対策に関すること ・土木建設車両の確保に関すること ・交通規則に伴う交通誘導に関すること ・障害物の除去に関すること ・緊急輸送道路等の確保に関すること ・道路施設等の応急対策に関すること ・応急復旧資機材の調達及び保管に関すること ・土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関すること ・災害復旧事業に関すること
	住宅応急復旧班	建設課 (建築係)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、避難場所施設等町有施設の応急危険度判定に関すること ・住宅等の応急危険度判定（判定実施本部の開設）に関すること ・宅地の応急危険度判定（判定実施本部の開設）に関すること ・避難場所等の被害調査に関すること ・住宅の応急修理に関すること ・住宅ニーズの把握に関すること ・応急仮設住宅の建設及び入居募集に関すること ・公営住宅の空き状況の把握・伝達及び斡旋に関すること

■災害対策本部【上下水道部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	上下水道課長	上水道班（班長：上水道庶務係長 副班長：上水道工務係長） 下水道班（班長：下水道係長）	
上下水道部	上水道班	上下水道課 (上水道庶務係) (上水道工務係)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水活動に関すること ・水道に関わる広報活動に関すること ・水道施設の被害調査に関すること ・応急資機材の調達に関すること ・水道関係業者との連絡及び相互協力に関すること ・水道施設の応急対策及び復旧に関すること
	下水道班	上下水道課 (下水道係)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関すること ・市街地の排水対策に関すること ・仮設トイレ等に関すること ・下水道施設の応急対策及び復旧に関すること

■災害対策本部【教育部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	教育課長	学校教育班（班長：学校教育係長 副班長：学校給食係長） 生涯学習班（班長：文化振興係長、副班長：生涯学習係長）	
教育部	学校教育班	教育課 (学校教育係) (学校給食係)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被災調査に関すること ・避難所の開設及び運営に関すること ・学校施設の応急対策及び復旧に関すること ・学校関係機関その他団体との連絡調整に関すること ・児童、生徒の安全確保に関すること ・避難所の開設及び運営に関すること ・学校等との連絡調整に関すること ・教職員の動員に関すること ・学用品及び教科書の調達及び配分に関すること ・応急教育に関すること
	生涯学習班	教育課 (生涯学習係) (文化振興係)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査及び利用者の安全確保に関すること ・避難所の開設及び運営に関すること ・スポーツ施設の被害調査及び利用者の安全確保に関すること ・社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること ・社会教育団体との連絡調整に関すること ・文化財の被害調査に関すること ・文化財の応急対策及び復旧に関すること ・スポーツ施設の応急対策及び復旧に関すること ・スポーツ関連団体との連絡調整に関すること

■災害対策本部【消防部】事務分掌

部名	班名	担当部署	事務分掌
部長	消防団長		
消防部	消防団	鞍手町消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・団員の動員に関すること ・消火活動に関すること ・災害の予防、警戒及び防御に関すること ・被災者の救助及び救出に関すること ・避難誘導に関すること ・河川の巡視活動に関すること ・水防活動に関すること ・常備消防との連携及び活動支援に関すること

第3節 情報の収集・伝達体制

気象・水防等に関する予・警報、観測情報及び災害情報は、災害応急対策に万全を図る上で非常に重要であるので、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、町民への情報提供を行う体制整備に努める。

第1 気象等の予測・観測体制の整備

気象や水位等の観測体制・施設の充実強化に努め、予測技術の高度化を図る

第2 連絡体制の整備

1 連絡体制の明確化

防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。

2 窓口の一本化

防災関係機関は、正しい情報を迅速に提供するため、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。

3 夜間・休日の体制

夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

第3 町の体制整備

1 無線の整備

- (1) 同報系防災行政用無線
- (2) 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）
- (3) 消防デジタル無線（消防本部及び消防団）
- (4) 福岡県防災行政無線
- (5) デジタル簡易無線
- (6) トランシーバー

2 その他

- (1) 緊急速報メール・エリアメール
- (2) 消防団、消防本部、警察及び町による車両広報
- (3) 電子メール配信サービス
- (4) マスコミへの報道依頼
- (5) 各区で所有している有線放送設備等での放送
- (6) 上記の他可能な限り多様な情報伝達手段を活用する。

第4 通信の確保

1 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進する。

- (1) 耐震性の強化
- (2) 停電対策
- (3) 情報通信施設の危険分散
- (4) 通信路の多ルート化
- (5) 無線を活用したバックアップ対策

2 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づき、九州地方非常通信協議会の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

3 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

(1) ネットワークの整備等

- ア ネットワークの整備・拡充
- イ 相互接続等によるネットワークの連携

(2) 災害に強い伝送路の構築

伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化（有線、無線）

(3) 無線設備の定期的な総点検

(4) 防災関係機関の連携した実践的通信訓練

- ア 非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟
- イ 通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保

(5) 移動通信系の通信輻輳時の混信対策

(6) 災害に有効な通信手段

ア 携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備

イ NTTの災害時有線電話の活用

ウ 特設公衆電話の設置

第5 住民への情報提供

1 インターネット・SNS

ホームページやフェイスブック等を活用したSNSの活用等多様な広報手段の整備を図る。

2 放送事業者

放送事業者による被災者等への情報伝達

(1) 災害時における放送要請について体制を整備する。

(2) 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。

3 問い合わせ対策

住民からの問い合わせ等に対する広報体制を整備する。

第6 被災者への情報提供

- 1 要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制整備を図る。
- 2 居住地以外の市町村に避難した被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことが出来るよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組み整備を図る。

第4節 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上させるため、職員への防災研修・訓練を実施する。

第1 職員に対する防災研修

1 研修の内容

- (1) 町地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- (2) 各種マニュアルの周知・見直し
- (3) 非常招集の方法確認
- (4) 過去の災害の事例
- (5) その他必要事項

2 実施方法

- (1) 研修会（学習会、講演会）
- (2) その他必要と思われる方法

第2 職員を対象とした防災訓練

1 訓練の内容

- (1) 応急対策を立案するための図上訓練
- (2) 救命救急等必要な実技訓練
- (3) その他必要と思われる訓練

2 実施方法

講習会、演習等

第5節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど、実情に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練などを支援する。

第1 現場訓練実施にあたっての留意事項

1 訓練種目の選定

町は、地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

2 応急対策計画の検証

訓練は、可能な限り被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

3 要配慮者の想定

訓練では、要配慮者を想定し、各行政区及び自主防災組織が中心となって要配慮者に対し配慮するように努める。

第2 訓練の種類

1 総合防災訓練

町及び県は、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施する。

2 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防関係機関相互が、綿密な連携のもとに合同訓練を実施する。

3 水防訓練

水防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、綿密な連携のもとに合同訓練を実施する。

4 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施する。

5 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

広域応援協定等に基づき、近隣の市町村と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努める。

6 図上訓練

(1) 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。

(2) 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

7 自主防災組織等の町民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する避難訓練等の各種訓練を支援する。

第3 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努める。

第6節 防災関係機関等の連携体制

町及び県などの防災関係機関は、広域的な応援、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

第1 広域応援体制の整備

1 緊急消防援助隊の充実強化

町及び県は、「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて、人命救助活動などの支援体制及び受入れ体制の整備を図る。

2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に示す体制整備の促進

3 連携強化

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど、平時から連携強化に努める。

第2 町・県と自衛隊の連携

1 連携体制の強化

町、県及び自衛隊は、各種計画の調整を図り、協力関係について定めるなど、連携体制の強化を図る。

2 連携の内容

(1) 適切な役割分担

(2) 相互の情報連絡体制の充実

(3) 共同の防災訓練の実施

第3 町・県との民間事業者の連携

町・県は、民間事業者等と協定を締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第7節 防災中枢機能の確保、充実

町は、防災中枢機関の確保・充実を図るとともに、施設、設備の停電時の利用を可能にする。

第1 防災中枢機能の確保、充実

- 1 施設、設備の整備及び安全性の確保
- 2 総合防災機能を有する防災拠点施設の整備
- 3 適切な備蓄及び調達体制

第2 停電時の利用

災害応急対策に係る機関（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）は、保有する施設、整備について自家発電施設などの整備を図り、停電時でも利用可能にする。その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油・ガソリン・L P ガスなど）の備蓄に努める。

第5章 災害応急対策・復旧対策の備え

第1節 趣旨

町及び防災関係機関は、災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設などの整備を図るとともに、訓練を実施することにより対策の実効性を検証する。

第2節 消火・救助・応急対策

消防本部、町、県及び警察は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

第1 消防施設などの充実

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」（平成17年消防庁告示第9号）に基づいて消防本部を設置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し、消防力の充実に努める。

また、長期使用及び老朽化のため、その機能が低下した消防防災施設整備類については、順次更新と整備を図る。

第2 消防水利の確保

1 消火栓

町は、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

2 消防水利の多様化

町は、河川、溜池、農業用水路などの自然水利の活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

第3 消防団の活性化

町は、消防団の活性化を図る。

(詳細は、本編第2章第7節「消防団を中心とした地域の防災体制」参照)

第3節 災害時医療対策

町は、大規模事故が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として、災害拠点病院で対応する。なお、本町は、地域災害拠点病院である飯塚病院及びJCHO 九州病院が後方医療活動を行う。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

保険医療班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

保険医療班は、必要に応じ次のように医療救護チームに対して出動を要請する。

■医療救護チームへの要請事項及び出動

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動し、直ちに本部長に通報する

3 医療救護チームの編成

保険医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

医師会は、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、編成する。

災害の規模、状況によっては、県、町外の公立病院、その他の病院に対し、応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行うものとする。

■医療救護チームの編成基準

名称	編成機関	1チームの構成人員	備考
医療救護チーム	直方鞍手医師会	医師1, 看護師3, 補助員1	必要により運転手1

■医師会等への伝達・要請事項

- | | |
|-----------------|-----------|
| ○ 災害の種類、規模、発生場所 | ○ 資機材等の状況 |
| ○ 必要とする医療救護チーム数 | ○ その他 |
| ○ 救護所の設置場所 | |

第2 医療救護所の設置

保険医療班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。

なお、医療救護所には、歯科医師や薬剤師、精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制を整えるものとする。

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージタグの活用）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重症度と緊急性を判定し、治療や搬送の優先順位を決定すること。

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ

- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

保険医療班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

町内の医療機関で収容困難な重症者は、町外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠点病院等に収容するものとする。

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がないときは、町民の協力を得て搬送するか、又は消防本部、警察署、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに搬送する。

また、交通の状況により災害拠点病院等、後方医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請するものとする。

なお、ドクターヘリは、原則として消防機関からの要請に基づき出動する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬 送 先	搬 送 主 体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、町、消防班、自主防災組織等
被災現場、医療救護所から災害拠点病院等へ	消防本部、町
被災現場、医療救護所等から被災地域外災害拠点病院等へ	消防本部、自衛隊、町、県

第5 医療品、医療資機材等の確保

1 医薬品、資機材の確保

保険医療班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資機材等を確保する。確保できるまでは、医療救護チームにおいて携行した医薬品、医療資機材を使用する。この場合、費用は町が負担する。

■医薬品、医療資機材の確保

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 入手が困難な場合は、町灾害対策本部から県灾害対策本部へ供給を要請する

2 血液製剤等の確保

保険医療班は、輸血用血液その他血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター北九州事業所に供給を要請する。

また、必要に応じて住民への献血の協力を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

保険医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

1 生活環境の整備、確認

保険医療班は、保健福祉環境事務所の支援を受け、被災地の台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

保険医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

また、保険医療班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

保険医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止するものとする。

4 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

5 医療情報の提供

保険医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に必要な情報を提供する。

第7 心のケア対策

保険医療班は、医師会と連携し、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、医師や保健師等の指導のもと、福祉・医療ボランティアが被災者や避難行動要配慮者のP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安解消の対策を行う。

なお、生活環境の変化によって女性が抱える不安や悩み、ストレス、男性の精神面での孤立などについても配慮する。

■活動内容

- 原則として精神科救護チームを町災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

第4節 緊急輸送活動対策

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集・伝達

道路等応急復旧班は、警察署、道路管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 町道の交通規制

道路等応急復旧班は、必要に応じ、道路管理者として町道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、次のとおり警察署と密接に連絡をとることとする。

(1) 相互連携・協力

道路等応急復旧班は、警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路等応急復旧班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(3) 広報

道路等応急復旧班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項 及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法(昭和27年法律第180号)第46条

第2 道路交通の確保

1 緊急輸送路の確保

道路等応急復旧班及び消防部は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、緊急輸送路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送路として指定している。

町内の該当する緊急輸送路は、次のとおりである。

■緊急輸送路の指定状況

路線区分	町内 の 路 線
緊急交通路	・九州縦貫自動車道
主要路線	・主要地方道宮田遠賀線 ・一般県道新延中間線

3 道路の啓開措置（障害物の除去）

道路等応急復旧班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の調達

道路等応急復旧班は、次のとおり緊急輸送のための車両、燃料等を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

町有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

町有車両が不足する場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して車両の借り上げを要請する。

■車両、燃料の調達

区分	内容
町有車両の把握	調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	町有車両で対応が困難なときは、他の市町村、輸送業者等から借り上げる。その費用については、協議する。
燃料の調達	各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

総務班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。

車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員を充てる。

2 県への要請依頼

危機管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼するものとする。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、県または県公安委員会は、同法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。この緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者またはその委任を受けた者が使用する車両とする。

危機管理班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の事前届出

危機管理班は、届出済証の交付を受けた車両について、警察本部、警察署または交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

公安委員会は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を

実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

3 緊急通行車両の使用

危機管理班は、緊急通行車両として使用するとき、各車両に緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第5 緊急輸送

調達班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

危機管理班は、道路不通により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 <input type="radio"/> 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 <input type="radio"/> 後方医療機関へ搬送する傷病者等 <input type="radio"/> 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 <input type="radio"/> その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	<p>上記第1段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 食料、水等生命の維持に必要な物資 <input type="radio"/> 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 <input type="radio"/> 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	<p>上記第2段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 災害復旧に必要な人員、物資 <input type="radio"/> 生活必需品

第6 物資の配分、支給

救護防疫班は、物資の配分において、事前に地域住民に広報を行うとともに、災害の状況等を考慮し、その都度、被害状況別、避難所別、世帯数別に配分計画を立て、自治会、自主防災組織及び

災害ボランティア等の協力を得て実施する。

第7 臨時ヘリポートの設置

県、その他関係機関からの災害対策用物資及び人員等の空輸に備え、ヘリポートを確保するため
予め適切な場所を選定しておくものとする。

所在地	臨時ヘリポート名	施設管理者	備考（広さ） 幅m×長さm
小牧 2226	町民グラウンド	町教育委員会	160×90
木月 2406	豊翔館グラウンド	町教育委員会	110×100
新北 993-1	旧鞍手南中学校グラウンド	町	80×120

第5節 緊急物資確保対策

町及び各機関は、それぞれが定める計画に基づき、災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

第1 個人備蓄の推進

町及び関係機関は、防災知識の普及に努め、飲料水、食料の個人備蓄を推進する。

一人当たり必要量の目安

- ・飲料水 3日分 9ℓ
- ・食 料 3日分

第2 給水体制の整備

1 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

- (1) 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策、防災井戸の設置・確保など）
- (2) 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽など）の確保
- (3) パック水の備蓄

2 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

第3 食糧、生活必需品の確保

1 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

2 供給体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

3 備蓄品目・量の決定

- (1) 備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。
- (2) 地域の特性を考慮の上、重要物資を選定し確保に努める。

重要物資の例

飲料水、非常食、粉ミルク、毛布、衛生用品（おむつ・生理用品）、仮設トイレ

第4 備蓄・調達・輸送体制の整備

1 市町村の相互応援

給水の相互応援などについて近隣市町村と検討する。

2 町と県の連携

- (1) 備蓄目標の設定

町と県は、連携して備蓄目標を設定する。

(2) 県への報告

町は、供給計画を県に報告する。

3 町

(1) 避難所などへの備蓄の推進

避難所及びその周辺への備蓄を進める。

(2) 孤立地区への備蓄の推進

孤立する可能性のある地区への備蓄を進める。

(3) 計画の策定

配布計画を策定する。

第6節 消毒・保健衛生体制の整備

町は、防災関係団体の協力の下、被災後の衛生状態悪化による感染症等の疾病の発生などを防止するため、防疫体制を整備し、保健衛生の確保を図る。

また、町は、災害により排出された廃棄物などの災害ごみを迅速確実に収集・処理し、し尿の処理についても、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

第1 消毒による防疫、保健衛生体制の整備

防疫・保健衛生体制については、保健福祉環境事務所などの指導で具体的に検討を加えるなど、その整備に努める。また、消毒剤、散布用機器、運搬器具など、災害時の調達に困難が予想されるものについては平常時から確保に努める。

1 次の事項について体制を整備する。

- (1) 消毒体制
- (2) 消毒方法
- (3) 薬剤及び資器材の整備

2 薬剤・資器材の調達

町は、消毒用薬剤及び資器材の調達について日頃より業者との連携を図り、調達計画を作成する。

3 し尿処理及び清掃活動

町はし尿処理及びごみ処理について、計画を策定する。

(1) ごみ処理体制の整備

町は、以下の事項に留意して、ごみ処理計画を作成する。

- ア 被害状況に応じたごみの量の推計
- イ ごみの迅速な回収と処理の計画（具体的な集積所、収集ルート等）
- ウ 災害ボランティアとの連携

(2) し尿処理体制の整備

町は、以下の事項に留意して、し尿処理計画を作成する。

- ア 処理量の推計
- イ 仮設トイレなどの配置計画
- ウ 回収用車両の調達

第3編 災害応急対策

第1章 災害時応急活動

第1節 趣旨

町の災害応急体制の確立と、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。また、実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年の訓練を通じてP D C Aサイクルを活用して常に現状に即した体制を整える。

また、本章では、各節ごとに災害対策本部体制での担当すべき部を示すこととする。

【配置体制】

①準備配置体制

区 分	配 備 体 制	福岡管区気象台からの情報	九州地方整備局からの情報
状況	<p>事態が発生するまでは、かなりの時間的余裕があり、今後の気象情報と水位情報に注意を要するとき。</p>	<p>(第1配備)</p> <p>情報連絡活動を主とし、事態の推移により水防本部を設置できる体制</p>	<p>注意報 〔大雨 洪水〕</p> <p>水防警報 〔待機 準備 出動 警戒〕</p>
			氾濫注意情報（指定河川） 【洪水】

②非常配置体制

区 分	配 備 体 制	福岡管区気象台からの情報
状況	<p>水防事態の発生が予想され、水防本部が設置されたとき。</p>	<p>(第2配備)</p> <p>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制。</p>
状況	<p>事態が急進し、第2配備体制では処理困難と予想されるとき。</p>	<p>(第3配備)</p> <p>発生事態に対応し、支障なく水防活動が遂行できる体制。</p>

第2節 活動体制の確立

【担当；総務部、消防部】

第1 所要人員確保

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、次により動員を行う。

- 1 参集基準に基づいた職員の招集
- 2 マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- 3 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 4 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

第2 初動体制の確立

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、町内防災に関する組織体制を定める。

1 初動体制

防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関のあらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

2 配備態勢

町は、本計画第2編第4章第2節第2に定める「配備基準と動員体制」により配備態勢をとる。

第3 活動体制の拡大

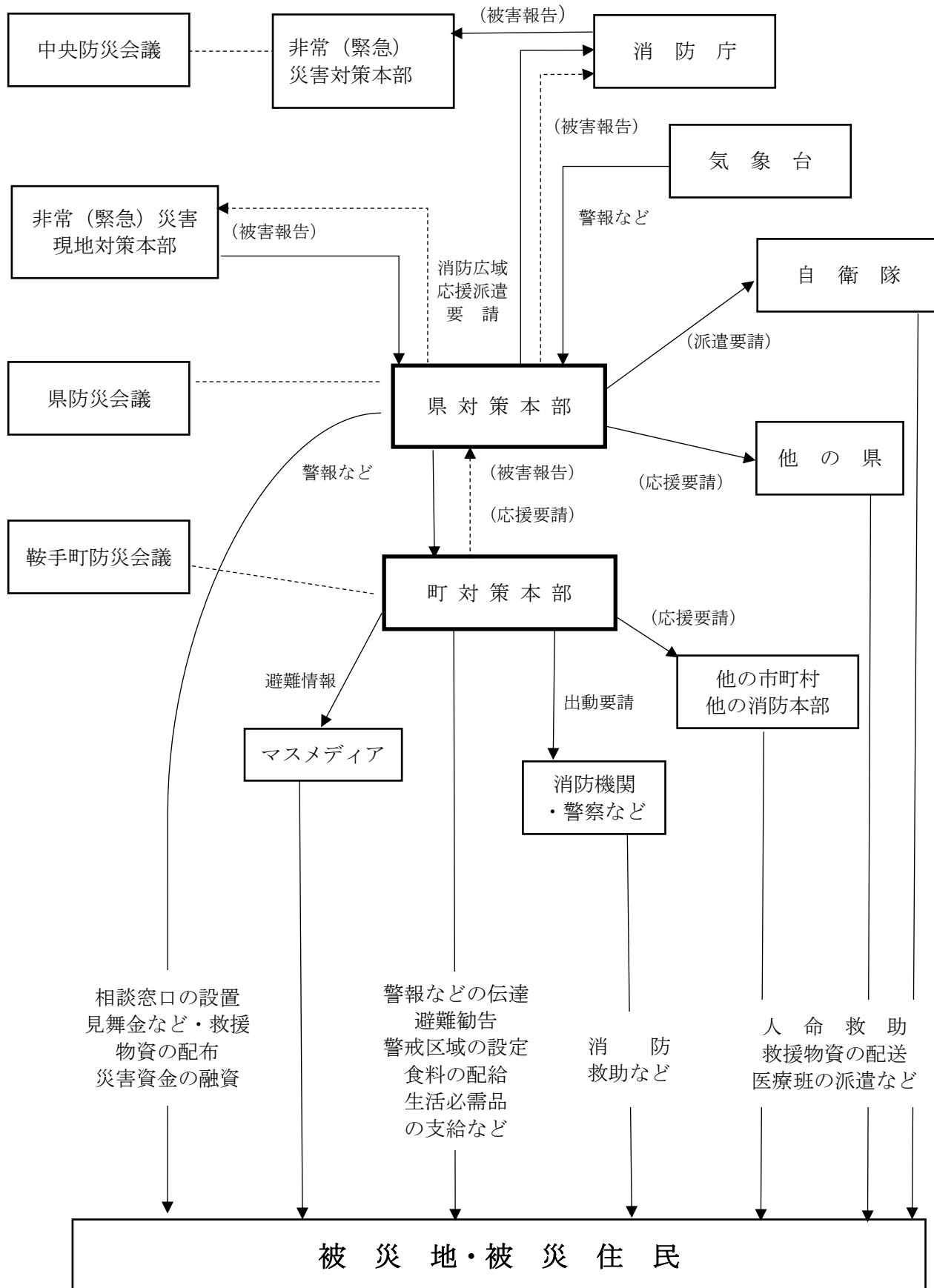
1 活動体制の拡大

町は、県などの防災関係機関との連携により、被害の規模が拡大するなど情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

2 災害対策本部の設置

- (1) 町は、大規模な災害が発生するおそれがあるなどの場合、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。
 - ア 町災害対策本部が被害を受けていることも想定されることから、代替施設を事前指定
 - イ 災害対策本部長である町長の不在時などを想定し、副町長を代理人に指定
- (2) 水防団は、災害対策本部の一部として活動

■災害時における町と関係機関の活動連携体制



第3節 気象予警報等の伝達

【担当；総務部】

町は、町内で災害が発生又は発生するおそれのある場合、関係機関及び住民に気象注意報及び警報など災害関係情報を迅速かつ的確に伝達、周知し、被害の軽減及び防止を図る。

第1 気象予警報など

1 気象予警報などの発表

福岡管区気象台は、気象現象などにより、災害が発生するおそれがある場合に、気象予警報などを発表して注意を喚起し、警戒を促す。

2 予警報などの種類と発表基準

(1) 注意報

町内において、災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(2) 警報

町内のいずれかの地域において、重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(3) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。

(4) 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報などがある。

(5) 予警報などの地域区分

福岡管区気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられた場合には、市町村ごとに、その地区を指定して注意報・警報を発表する。

(6) 土砂災害警戒情報

ア 福岡管区気象

福岡管区気象台は福岡県と連携して土砂災害のおそれがある場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

イ 本町における措置

総務課長は、前記の予報などを受領し、必要と認める場合は速やかに町長、副町長及び消防団長に報告するとともに関係各課に伝達する。 総務課長から伝達を受けた関係各課は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、職員などへ伝達する。

(7) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省又は都道府県の機関と共に

同して、あらかじめ指定した河川（遠賀川（国土交通省遠賀川河川事務所・福岡管区気象台）について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

(8) 警報等の発表基準の引下げ

福岡管区気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

■鞍手町の警報・注意報発表基準一覧表

鞍手町	府県予報区	福岡県	
	一時細分区域	筑豊地方	
	市町村等をまとめた地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1時間雨量 60 mm
		(土砂災害)	土壤雨量指定基準 (※1) 137
	洪水	雨量基準 流域雨量指定基準 (※2)	1時間雨量 60 mm 西川流域=15
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	遠賀川下流部 [中間]
		暴風	平均風速 20m/s
		暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ 24時間降雪の深さ 20 cm
		波浪	有義波高
		高潮	潮位
注意報	大雨	雨量基準 土壤雨量指定基準	1時間雨量 40 mm 95
		雨量基準 流域雨量指定基準	1時間雨量 40 mm 西川流域=12
	洪水	複合基準 指定河川洪水予報による基準	— 遠賀川下流部 [中間]
		強風	平均風速 12m/s
		風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ 24時間降雪の深さ 5 cm
		波浪	有義波高
		高潮	潮位
		雷	落雷等により被害が予想される場合
		融雪	
		濃霧	視程 100m
		乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%
	なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1 気温 3°C以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm	
		夏季：平年より平均気温が 4°C以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬季：沿岸部で最低気温が -4°C以下または内陸部 -7°C以下	
		低温	
	霜	11月 20 日までの早霜、3月 15 日からの晩霜、最低気温 3°C以下	
	着氷・着雪	大雨警報・注意報の条件下で、気温 -2°C~2°C、湿度 90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

- 1 発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 ※1 土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タ

ンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子(メッシュ)に分けて、それぞれの格子で計算する。

※2 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がどれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

※3 気温は福岡管区気象台の値。

4 この基準は平成26年10月9日現在のものである。

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準		
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予測される場合	
高波特別警報		高潮になると予測される場合	
波浪特別警報		高波となると予測される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと 予測される場合		
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合		

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

■数十年に一度の現象に相当する指標

現象の種類	基準
雨を要因とするもの	右記①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合
	①48時間降水量（※1）及び土壤雨量指数（※2）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。 ②3時間降水量（※3）及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。）
台風等を要因とするもの	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とします。

■津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける。)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける。)
地 震 (地震動)	震度6弱以上の大きな地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける。)

第2 気象予警報などの伝達

1 住民への伝達

町は、状況に応じて、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、携帯電話（防災メールまもる君、緊急速報メール、防災行政用無線電話応答装置）、広報車などを利用し、住民に対して予警報などを伝達する。また、自主防災組織などの住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

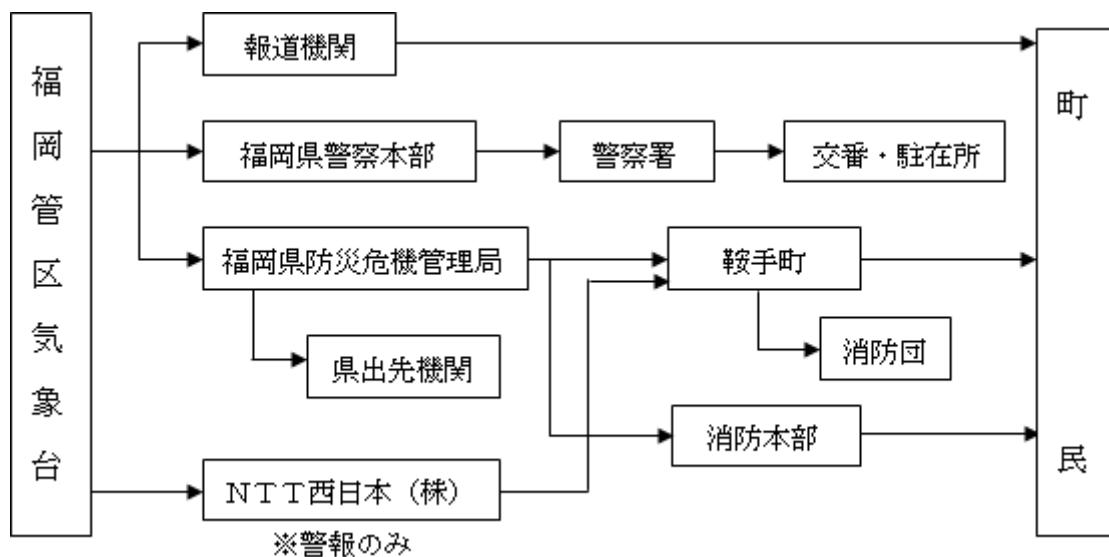
なお、特別警報及び緊急地震速報については、J-ALE RTを通じて自動放送することとする。

2 部内伝達方法

- (1) 福岡管区気象台からの気象通報その他災害に関する情報は、総務課安全安心係（夜間、休日など勤務時間外で同課員不在のときは宿直）が受領
- (2) 総務課は、関係各課連絡責任者に連絡し、連絡責任者は各課員に伝達
- (3) 夜間、休日など勤務時間外における伝達は、宿直が総務課安全安心係に通知

3 気象予警報の通報系統

福岡地方気象台から発表された気象予警報などの町及び民等への通報系統は以下のとおりとする。



第3 河川水位・雨量などの収集分析

集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象台の情報のほか独自に得られる情報の収集分析が重要なため、次の事項の情報を収集する。

- 1 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用などによる情報
- 2 消防本部において収集、分析している情報
- 3 国土交通省からの監視カメラ画像及びインターネットによる情報
- 4 水防団や関係機関巡視による情報
- 5 住民からの情報

第4 火災気象通報

1 火災気象通報の通報と伝達

福岡管区気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県は火災気象通報を町及び消防本部に伝達する。

【通報基準】

- 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下、最大風速 7 m/s 以上の風が強く吹くと予想される場合
 - 平均風速 10 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹くと予想される場合
- ※ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

2 火災通報の発令

町及び消防本部は、次の場合、火の使用の制限などにより火災の発生を防止するため、火災警報を

発令する。必要に応じて、住民への広報を実施する。

- (1) 県から火災気象通報を受けたとき
- (2) 火災の予防上必要であると認めたとき

第4節 情報の収集・伝達

【担当；各部共通】

町、県等の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。本部が設置されない場合における被害報告についても、本計画に準じて行うものとする。

第1 町の情報収集・伝達

- 1 被害の把握 次の活動により被害の把握に努める。
 - (1) 消防機関からの報告
 - (2) 警察署からの情報入手
 - (3) 町内会（自主防災組織を含む）からの情報入手
 - (4) 防災関係機関からの情報入手
 - (5) 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
 - (6) 勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視

2 被害状況の調査 災害対策本部設置後の町による被害状況の調査は下表の分担によるものとする。

調査項目	本部担当及び集約	調査項目	本部担当及び集約
人的被害	総務部	住家被害	調査・支援部
公共建築物被害	総務部	文教施設被害	教育部
農林・畜産及び農林業施設被害	農政環境部	商工関係被害	渉外部
公共土木施設被害	建築部	水道被害	上下水道部
医療施設被害	福祉健康部	福祉施設被害	福祉健康部
火災被害	総務部		

3 必要な情報の種類

- (1) 災害の概況
 - ア 発生場所
 - イ 発生日時
 - ウ 災害種別
- (2) 被害の状況
 - ア 人的被害、住居被害など
 - イ ライフラインの被害状況
- (3) 応急対策の状況
 - ア 応援の必要性
 - イ 災害対策本部の設置及び解散

- ウ 消防、水防、救急救助など消防機関の活動状況
- エ 避難勧告・指示の状況
- オ 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
- カ 実施した応急対策

(4) その他必要な事項

第2 被害状況の報告

町長は、知事又は県災害対策本部に対し、迅速かつ的確に被害状況の報告を行う。通信途絶等により県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行い、県と連絡が取れるようになったのちは、県に報告する。

第3 報告の区分

1 即報

町は、報告すべき災害などを覚知したときは、災害発生後30分以内に第一報を県に報告し、以後判明したものの中から逐次報告する。

2 確定報告

町は、応急対策を終了した後20日以内に県へ報告する。

第4 報告の取扱い

1 被害状況などの報告

総務部は、災害情報を「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき県に報告する。

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を、「福岡県災害調査報告実施要綱」に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、「福岡県災害調査報告実施要綱」に定める様式で県へ報告する。

■報告の区分、内容、様式

区分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	<input type="radio"/> 被害発生後、直ちに報告 <input type="radio"/> 報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線、電話又はファクシミリ	県災害対策本部(県地方本部)
被害状況報告 (即 報)	<input type="radio"/> 被害状況が判明次第、報告 <input type="radio"/> 以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	<input type="radio"/> 災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	<input type="radio"/> 応急対策終了(災害対策本部解散)後、15日以内に報告	第3号	文書(2部)	県災害対策本部

■報告先

地方本部等連絡先	飯塚農林事務所 総括班・農林班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4951 0948-24-1134 78-820-701 1-78-801-760
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4911 0948-24-0186 78-820-201 —
	飯塚県土整備事務所 土木建築班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4932 0948-25-6280 78-820-711 1-78-820-761
県連絡先	総務部防災危機管理局 防災企画課	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	092-643-3112 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省消防庁連絡先	(平日 9:30~17:45) TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	防災情報室 03-5253-7527 03-5253-7537 78-840-500-7527 1-78-840-500-7537	(左以外) 宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553 78-840-500-7782 1-78-840-500-7789

第5 防災関係機関の情報収集・伝達活動

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する。

第6 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告する。

また、町長は必要に応じ福岡管区気象台、県（防災危機管理局）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

1 水害（河川、ため池など）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、溢水など

2 土砂災害・山地災害

ア 山鳴り

イ 降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在

ウ 地面のひびわれ

エ 沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化

オ がけの亀裂、小石の落下など

3 異常気象現象

ア 龍巻など異常な気象現象など

第7 被害写真等の撮影

被害状況の写真や動画を記録しておくことは、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要な活動であるので、各部に記録写真係を置き、記録写真等を保存するとともに、報道機関や一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保を図ることとする。

第5節 通信連絡

【担当；総務部、消防部、消防本部、警察署】

災害発生後、通信施設を管理する者（通信事業者）は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。また、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

第1 機能の確認と応急復旧

- 1 町、県などの防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧に努める。
- 2 通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関などの災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に当たることとする。

第2 非常時の通信手段の確保

1 有線通信が可能なとき

電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。

- ア 福岡県防災行政通信ネットワーク回線を優先使用
- イ 災害時優先電話を利用
- ウ 携帯電話、衛星携帯電話などの移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定

2 自機関の電話が利用できないとき

他機関の専用電話を利用する。

3 有線通信が途絶し利用できないとき

- ア 他機関などの有する無線通信施設を利用する。
- イ 非常通信の運用（九州地方非常通信協議会の協力を得る。）
- ウ 衛星携帯電話を使用する。

4 被災現地で使用する場合

- ア 同一通信系を確保するため防災相互無線を利用する。
- イ 衛星携帯電話を使用する。

第6節 応援要請

【担当；総務部、消防本部、警察署】

町は大規模災害の発生に際して、その被害が広範囲に拡大して、町及び防災関係機関単独では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとする。

また、応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

第1 他の市町村などに対する応援要請

(災害対策基本法第67条・災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定)

要請先	協定市町村
要請方法	電話
応援の要請	被害の状況
	応援の種類
	応援の具体的な内容及び必要量
	応援を希望する期間
	応援場所及び応援場所への経路
	その他必要な事項
応援の種類	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
	救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
	被災者の一時収容のための施設の提供
	被災傷病者の受け入れ
	遺体の火葬のための施設の提供
	ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
	ボランティアの受付及び活動調整
	その他特に必要のあった事項

第2 県に対する応援の要請

(災害対策基本法第68条、68条の2)

要請先	福岡県知事
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線などで行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の種類別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

第3 指定地方公共機関の長又は指定地方公共機関に対する応援の要請

1 職員の派遣要請

町長（本部長）は、必要と認めるときは、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方公共機関の長又は指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条に基づき、県知事に対し、他の市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の職員派遣のあっせんを求める。

要請先	指定地方行政機関の長、指定地方公共機関等、福岡県知事（防災危機管理局）
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
職員の派遣 要請・あっせん	派遣・あっせんを要請する理由
	派遣・あっせんを要請する職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

2 派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

第4 消防による相互応援協定

(消防組織法、福岡県消防相互応援協定等)

1 県内消防本部の応援

(1) 消防相互応援協定による応援要請

町長は、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づ

き、他の消防機関に対し応援要請を行う。

(2) 知事による応援出動の指示

町長は、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要する。

2 緊急消防援助隊による応援

町長は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請することができる。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」(平成13年12月策定)に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要請先	県知事（県防災危機管理局）
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<input type="radio"/> 災害発生日時 <input type="radio"/> 応援要請日時・応援要請者職氏名 <input type="radio"/> 災害発生場所 <input type="radio"/> 必要な部隊種別 <input type="radio"/> 災害の種別・状況 <input type="radio"/> その他参考事項 <input type="radio"/> 人的・物的被害の状況

■確保すべき支援体制

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> 情報提供
<input type="radio"/> 通信運用 | <input type="radio"/> 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
<input type="radio"/> 補給体制 |
|--|--|

第5 警察への応援要請

1 広域緊急援助隊の要請

（警察庁及び九州管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施）

2 他の都道府県警察等への要請

（警察法第60条第1項）

第6 指定公共機関、指定地方公共機関

指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請

（災害対策基本法第80条第2項）

第7 自衛隊に対する援助要請

自衛隊への援助要請

(災害対策基本法第68条の2)

(詳細は、第3編第2章「自衛隊の災害派遣」参照)

第7節 広報活動

【担当；総務部】

町、県及び報道機関は、災害の発生後、被害状況、生活関連情報や復旧情報などを迅速、かつ的確に伝えることは無用な混乱を防止し、適切な判断に基づく行動をとる上で、特に重要となる。そのため、災害関連情報は総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得て、様々な手段で広報する。

特に、被災者には、こうした情報をきめ細かく伝達する。

第1 災害広報の内容

1 被害状況

- (1) 人的、物的被害
- (2) 公共施設被害等

2 余震関連情報

- (1) 気象庁の発表する余震に関する情報
- (2) 余震による二次災害の危険性の注意喚起

3 安否情報

死亡者の情報

4 応急対策情報

応急対策の実施状況

5 生活情報

- (1) 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
- (2) 避難所情報

6 住宅情報

- (1) 仮設住宅
- (2) 住宅復興制度

7 医療情報

- (1) 診療可能施設
- (2) 心のケア相談

8 福祉情報

- (1) 救援物資
- (2) 義援金
- (3) 貸付制度

9 交通関連情報

- (1) 道路規制
- (2) バス、鉄道、船舶、航空機の状況

10 環境情報

災害ごみ

11 ボランティア情報

ボランティア活動情報

12 その他

(1) 融資制度

(2) 各種支援制度

(3) 各種相談窓口

第2 災害報道

1 報道関係に対するもの

報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に諮った上、本部長（町長）、副本部長（副町長）、総務課長あるいは本部長から特に指名された者が発表する。

放送要請は、原則として県を窓口にして、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」で定めた手続きにより行う。

2 提供する情報

町、県、防災関係機関は放送事業者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難地に関する情報、住民の円滑な非難に必要な情報の提供に努めるように留意する。

(1) 災害資料

必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関などに対しても積極的に協力するものとする。

(2) 災害写真等

大規模又は特異な災害、若しくは長期間にわたって日常生活に影響する災害が発生した場合は、その災害に関する写真（ビデオ・写真など）を各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真等にも留意する。

第3 住民に対する広報

住民に対する広報は、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行などの状況）とその対策の実施状況、注意事項及び協力要請について、具体的にまとめる。

方法については、報道機関、広報車、防災行政用無線、新聞掲載、自治会組織、インターネット、鞍手町メール配信サービスなどを活用して周知する。

また、特に要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達に留意し、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が

限られることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第4 総合的問い合わせ窓口の設置

町は、各機関と連携して、各種の問い合わせに対応できる災害対策本部に総合的な問い合わせ窓口を設置する。

第8節 警戒活動

【担当；総務部、建築部、農政環境部、消防部】

町は、県をはじめ各防災関係機関とともに、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

第1 気象などの観測及び通報

県及び福岡管区気象台と連携して、気象などの観測情報を収集し、状況に応じた警戒活動をする。

1 雨量

町は、管轄する雨量観測所の情報を、必要に応じ福岡管区気象台及び九州地方整備局に連絡する。

2 河川・ため池水位

(1) 町長は、気象などの状況から洪水のおそれを察したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係するほかの市町村長へ通報する。

なお、遠賀川（国土交通省）及び西川（福岡県）の水位は下表のとおり水位設定する。

各種水位	説明	水位(m)			
		遠賀川		西川	
		唐熊	中間	木月橋	小木橋
水防団待機水位	水防団等が出動のために待機する水位		2.40	1.50	1.92
氾濫注意水位	市町村長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安		3.70	2.30	2.16
避難判断水位	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位	6.99	5.00	3.00	2.21
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位	7.59	5.40	3.44	2.33

(2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達したときは、後に通報水位を下回るまで、町長及び県に水位状況を通報

(3) 町長は、県が河川、ため池の水位の報告を受けたとき、又は県管理の量水標の水位が通報水位に達したときは、状況に応じ、県から観測水位の通報を受領する。

3 水防活動

(1) 町長は、水防団に準備又は出動の命令を出し、次の水防活動を行う。

- ア 水防に必要な資機材の点検整備
- イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ウ 重要箇所を中心とした巡回
- エ 異常を発見した時の水防作業と県への通報
- オ 水門などの管理者に対する閉鎖の応援

(2) 安全配慮

水防警戒活動中は、水防団(消防団)員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

4 土砂災害警戒活動

(1) 県と協力し危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象を把握する。

(2) 必要に応じて警戒活動の実施区域の設定

5 住民の避難が必要な場合の通報

堤防その他の施設が決壊したとき、また、越水を確認したときは、町長及び消防団長は直ちに住民に周知する。また、県及び関係機関に通報する。

第9節 避難活動等

【担当；総務部、涉外部、福祉保健部、教育部、消防部、消防本部、警察署】

災害発生時に危険から逃れるために、町民自らが自主的に避難することを基本とする。町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難勧告及び避難指示（緊急）を速やかに実施し、誘導を行う。町が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告及び避難指示（緊急）等を実施する。

また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。さらに、危険地域における居住者等の避難のための立ち退き勧告、指示、避難道路、避難場所の指定や避難所の設置運営について定める。

第1 避難勧告等の考え方

同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が異なることがある。対象とする災害が水害の場合、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようとする。

また、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、屋内安全確保を図る場合もある。

なお、土砂災害は、立ち退き避難を基本とする。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間をする者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間をする者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、各人で情報収集し、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意など、避難準備又は避難を開始
避難勧告	通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

第2 実施責任者

避難のための実施責任者は、次表のとおりとする。緊急の場合は関係職員が勧告、指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。

区分	実施責任者	勧告・指示の内容	その他
災害が発生し、又はそのおそれがある場合	町長又はその権限の委任を受けた者	管轄区域内において危険が切迫した場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に、避難のための立ち退きの勧告又は指示をするとともに、立ち退き先を指示することができる。（災害対策基本法第60条）	速やかにその旨を県知事に報告しなければならない。
		消防職員は、町長の委任を受けて居住者等に対し、避難のための立ち退きの勧告又は指示をするとともに、併せて立ち退き先を指示することができる。（地方自治法第153条第1項）	避難の必要がなくなったとき、直ちにその旨を公示する。
町長が避難の指示ができないとき、又は町長が要請をした場合	警察官	町長が避難の指示をすることができないと認められる場合、又は町長が要請をした場合、必要と認める地域の居住者等に避難のための立ち退きを指示することができる。	通知を受けた町長は、その旨を知事に報告しなければならない。
		また、必要があるときは、立ち退きを指示することができる。（災害対策基本法第61条）（警察官職務執行法第4条）	避難の必要がなくなった場合、避難住民に公示し、知事に報告する。
洪水による危険の場合	知事又はその名を受けた職員及び水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域内の居住者等に立ち退くべきことを指示することができる。（水防法第29条）	当該区域を管轄する警察署にその旨を通知しなければならない。
地滑りによる危険の場合	知事又はその名を受けた職員	地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域内の居住者等に立ち退くべきことを指示することができる。（地すべり防止法第25条）	当該区域を管轄する警察署にその旨を通知しなければならない。

避難を要する場合に、警察官等がいない場合	災害派遣された自衛官	災害の危険により非難を要するとき、警察官等がその場にいない限り、居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。（自衛隊法第94条）	通知を受けた町長は、その旨を知事に報告しなければならない。
----------------------	------------	--	-------------------------------

第3 避難勧告、指示の区分及び情報伝達手段

1 避難勧告

条件	気象状況等の災害情報により、過去の災害発生例、地形等から判断すれば、当該地域又は土地建物等災害が発生するおそれがある場合
趣旨	危険地域の住民に対し、避難準備又は事態の周知を図り、縁故避難（安全な親族、知人、友人等の縁故先へ避難）又は計画避難（指定避難所への避難）を勧告する。
伝達内容	<p>(ア) 勧告者 (イ) 避難すべき理由 (ウ) 避難すべき場所 (エ) 避難すべき経路 (オ) 避難にあたっての注意事項</p>

2 避難指示（緊急）

条件	状況がさらに悪化し、事前避難のいとまがなく、災害の危険が目前に切迫し、または災害が発生し、現場に残留者がある場合
趣旨	指定避難所又はその状況により資金の安全な場所に緊急に非難するよう勧告する。
伝達内容	避難勧告と同じ

3 情報伝達手段

避難勧告等発令時の情報伝達手段は以下のとおりとする。今後も情報伝達手段の多様化を図り、また、音声情報については、状況に応じて複数回にわたり伝達を図るものとする。

町民に対しても、情報を受け持った者が、率先避難者として近所や地域で声を掛け合って避難することの重要性を啓発することとする。

- (1) 防災行政用無線（同報系）
- (2) 緊急速報メール・エリアメール
- (3) 消防団・消防署・警察・役場広報車による広報
- (4) 鞍手町メール配信サービス・インターネット
- (5) マスコミへの報道依頼
- (6) 局地的な災害の場合、区長・自主防災会長への電話連絡
- (7) 地区有線放送

避難勧告等の発令時は、福岡県災害対策本部に、発令時刻、対象地域、対象世帯数、対象人数等を福岡県防災・行政情報通信ネットワークにより報告を行う。

また、直方警察署及び消防本部にも情報伝達することとする。

第4 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始等の発令基準

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止などのため特に必要があるときは、町は、災害の種別に応じ、次の基準により適切な避難勧告等の発令を行う。

1 水害によるもの

(1) 外水に関する判断基準（遠賀川、西川）

河川名	遠賀川	水位観測所	唐熊、中間
避 難 者 等 避 難 準 備 ・ 高 齢 開 始	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても避難判断水位【唐熊 6. 99m】に到達し、さらに2時間後に氾濫危険水位【唐熊 7. 59m】に達すると見込まれるとき 《参考情報》洪水予報、水位、雨量、流域雨量指數（遠賀川） ② その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 		
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防計画高水位【唐熊 7. 52m】に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 《参考情報》洪水予報、水位、雨量、流域雨量指數（遠賀川） ② 近隣市町村で記録的短時間大雨情報【1時間雨量=110mm】が発表され、気象状況の変化（雨雲の移動等）に伴い影響を受けると予想されるとき 《参考情報》洪水予報、水位、雨量、降水ナウキャスト、流域雨量指數（遠賀川） ③ 破堤につながるおそれのある漏水等が発見されたとき ④ その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 		
避 難 （ 緊 急 ） 指 示	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺で床上浸水が発生したとき ② 堤防の決壊、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ③ その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 		

河川名	西川	水位観測所	小木橋
避 難 者 等 避 難 準 備 ・ 高 齢 開 始	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても避難判断水位【小木橋 2. 21m】に到達し、さらに2時間後に氾濫危険水位【小木橋 2. 33m】に達すると見込まれるとき 《参考情報》水位、雨量、流域雨量指數 ② その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 		
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水警報が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても堤防を越水し、さらに周辺の床下浸水被害の拡大が見込まれるとき ② 近隣市町村で記録的短時間大雨情報【1時間雨量=110mm】が発表され、気象状況の変化（雨雲の移動等）に伴い影響を受けると予想されるとき 《参考情報》水位、雨量、降水ナウキャスト、流域雨量指數（西川） ③ 破堤につながるおそれのある漏水等が発見されたとき ④ その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 		
避 難 （ 緊 急 ） 指 示	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺で床上浸水が発生したとき ② 堤防の決壊、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ③ その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 		

(2) 内水に関する判断基準（北田川、南田川、長谷川、六田川）

河川名	北田川、南田川、長谷川、六田川	水位観測所	小木橋（西川）
避難準備・開始者等	① 洪水警報又は大雨警報（浸水害）が発表され、可動堰の転倒操作を実施しても避難判断水位【小木橋 2. 21m】に到達し、さらに2時間後に氾濫危険水位【小木橋 2. 33m】に達すると見込まれるとき 《参考情報》水位、雨量、流域雨量指数（西川） ② その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき		
避難勧告	① 周辺で床下浸水や道路浸水が発生し、浸水被害の拡大が見込まれるとき ② 近隣市町村で記録的短時間大雨情報【1時間雨量=110mm】が発表され、気象状況の変化（雨雲の移動等）に伴い影響を受けると予想されるとき 《参考情報》水位、雨量、降水ナウキャスト、流域雨量指数（西川） ③ その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき		
（緊急）避難指示	① 周辺で床上浸水が発生したとき ② その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、要援護者等の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき		

(3) 水害に関する発令対象区域

区分	河川名	行政区	発令対象区域					
			地区名等	世帯	人口	予想浸水	過去被害の有無	
外水氾濫	遠賀川	左	上木月 全域	80	260	2~5m未満	無	
			木月 尾北山・春日山・村・松隈以外	80	300	0.5m未満	無	
			西区 全域	220	890	0.5m未満	無	
			弥生 全域	360	1130	2m未満	無	
			北区 全域	110	300	1~2m未満	無	
			南区 全域	160	490	2m未満	無	
			本町 全域	80	470	2~5m未満	無	
			中本町 全域	40	220	1~5m未満	床下浸水	
			上新橋 全域	50	340	0.5m未満	床下浸水	
			小牧 全域	100	530	2~5m未満	無	
			古門北区 全域	100	230	1~2m未満	無	
	西川	左	猪倉 全域	40	180	2~5m未満	無	
			今村 全域	30	150	1~2m未満	無	
		右	八尋 太郎丸・沖町	40	90	1m未満	無	
			室木 停車場	20	60	1m未満	無	
			舟川 下組	25	50	0.5m未満	無	
			新北 西町・東町	30	80	1m未満	無	

2 土砂災害によるもの

(1) 土砂災害に関する避難勧告等判断基準

避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過（※）したとき ② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ③ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ④ その他、地形や地質の条件、土砂災害防止施設の整備状況、避難行動要支援者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 「防災情報提供システム（気象庁）」において、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」した状態
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過（※）したとき ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき ⑤ その他、地形や地質の条件、土砂災害防止施設の整備状況、避難行動要支援者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 「防災情報提供システム（気象庁）」において、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」した状態
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（※）したとき ② 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表されたとき ③ 土砂災害が発生したとき ④ 山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき ⑤ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある時の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき 「防災情報提供システム（気象庁）」において、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した状態

(※) 屋外での歩行等が危険な状態である場合（例：夜間、急激な降雨や浸水）や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難所以外にかけや土砂災害警戒区域から離れた堅牢な近隣の建物へ緊急的に一時避難させることもある。

(2) 土砂災害に関する避難勧告等発令対象区域

避難勧告等の発令対象とする区域は、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」及び土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

ア 土砂災害防止法に基づく警戒区域

①土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

イ 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域を、県が調査・指定したもので、町内に151箇所存在する。

ウ その他の場所

土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。

（3）土砂災害に関する避難勧告等発令単位

基本的に土砂災害警戒情報発令をもって、避難勧告を発令することとなるが、土砂災害警戒情報は、県と気象台共同で土砂災害の危険性が高まった場合に発表されるものであり、一つでもメッシュ情報が発表基準を超過した場合に、市町村単位で発表される性格のものである。

このことを十分踏まえ、気象庁の判定基準を表す5kmメッシュ情報を基に、該当地区を限定し、小学校区単位を基本として発令するものとする。

また、災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難勧告等を検討することとする。

第5 避難に当たっての注意事項

- 1 避難に際しては、必ず火器危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと
- 2 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講じること
- 3 避難者は食料、飲料水、手拭、チリ紙、最小限の着替え肌着、照明具、救急薬品を携行すること
- 4 服装は軽装とするも、素足を避け、必ず帽子、頭巾等を着し、必要に応じ雨合羽、雨外套等の防雨、防寒着を携行すること

- 5 単独行動は避け、声を掛け合って避難すること
- 6 できれば氏名票を携行すること（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れても良いもの）
- 7 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと
- 8 前各号のうち、平素用意できる物品、その他は非常用持ち出し袋に入れておくこと

第6 避難の誘導及び移送

1 避難の誘導者

避難の誘導者は原則として、町長又は知事の命を受けた職員等、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区に責任者及び誘導員を定めておくものとし、誘導に当たっては極力安全と統制に努める。

2 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要性がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- (1) 老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者及び必要な介助者
- (2) 一般住民
- (3) 防災義務者

3 誘導方法及び輸送方法

- (1) 避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な表示、なわ張り等を行い避難に際しあらかじめ伝達する。
- (3) 特に危険な箇所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- (4) 夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ、舟艇等資材を配置し万全を期する。
- (6) 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- (7) 避難者が自力により立ち退き不可能な場合は車両、舟艇等により輸送を行う。なお、被害地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、県に対して応援要請を行う。
- (8) 避難開始とともに、警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

4 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童・生徒の避難は集団行動をとるが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施する。

また、各学校、施設等においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位

(3) 避難誘導責任者及び補助者

(4) 避難誘導の要領措置

第7 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合の報告

(1) 知事に対する報告

町長などが避難勧告等を行ったときは、その旨を直ちに知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

(2) 関係機関への連絡

ア 施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校、公民館などの施設の所有者または管理者に対し、事前に連絡して協力を依頼する。

イ 警察、消防などの機関への連絡

町は、避難住民の誘導、整理のため、警察などの関係機関に勧告、指示の内容を伝え、協力を要請する。

ウ 隣接市町村への連絡

隣接市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、町は、避難勧告・指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町村へ連絡し、協力を求める。

第8 避難所及び避難路の指定

町は、各自主防災組織並びに自治区と調整の上、避難所及び避難路を指定し、安全対策等の必要な対策を講ずる。

第9 避難勧告・指示の解除

町は、住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められたときに解除する。災害の種類により必要があると認められるときは、県・国等から専門的知見・助言を求めるものとする。

また、解除の伝達方法は、勧告・指示する際の方法を準用する。

第10 水防計画に基づく避難のための立ち退き

1 町長の指示

(1) 町が管理する堤防などが破堤した場合、又は破堤の危機に瀕した場合、町長は直ちに必要と認める区域の住民に対して、立ち退き又はその準備を指示する。

(2) 町長は避難のための立ち退き指示を発した場合、直方警察署長に通知する。

(3) 町長は、実施した内容を県に報告する。

2 知事又はその名を受けた職員の勧告又は指示

洪水により非常に切迫した危険が発生し、人命の保護その他の災害の拡大防止のために必要が認

められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対して立ち退きを勧告又は指示する。

第11 警戒区域の設定

1 町長（本部長）

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定する。

2 水防団長（消防団長）等

水防団長（消防団長）、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止、若しくは制限し、場合によってはその区域からの退去を命じることができる。

3 設定の解除

災害による危険が去ったと判断した場合は、町長（本部長）は警戒区域の設定を解除するとともに知事に報告する。

第12 避難所の運営

1 避難所運営の基本的な考え方

大規模な災害が発生し、避難所生活が長期化した場合、避難所運営に多くの町職員が従事し、本来行うべき復旧業務に支障を来すことがないよう、避難住民による自主運営で行うものとし、町職員は巡回や避難所との通信等により、避難所の開設状況（開設日時・場所・収容人員等）などの実態把握に努め、災害対策本部との連絡を密にするものとする。

また、避難所運営マニュアルを施設管理者、自主防災組織、地区代表者、消防団、町担当課で協議しながら、避難所ごとに作成することとする。

2 運営に当たっての注意事項

- (1) 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。
- (2) ペット受け入れ可能な避難所において、ペットを受け入れる際には、その動物等の情報収集に関する受付を行い、飼い主の把握をする。
- (3) 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (4) プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士、獣医師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (5) 同行避難したペットに起因するトラブルを避けるため、ペットスペースでの主な飼育ルールを決

定し、飼い主に対し、チラシ等を配布し、飼育ルールの徹底に努める。

- (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の観点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために、避難所内に福祉避難スペースを配置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて他市町村の民間賃貸住宅、旅館・ホテルなどへの移動を避難者に促す。
- (9) 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- (10) 避難所は、避難者の協力を得て運営を図る。

3 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうちで帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第10節 災害拡大防止活動

【担当；総務部、消防部】

町は、災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

第1 消防活動

消防活動においては、初期消火及び延焼拡大防止を主眼に実施する。

1 住民、自主防災活動

自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

2 消防本部及び消防団

消防本部及び消防団は、速やかに各地域における火災の全体状況を把握するとともに、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。また、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保を目的とする消防活動を優先
- (2) 重要かつ危険度の高い地域に対しては優先的に消防活動を実施
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を実施
- (4) 消防活動に際しては、消防職、団員の安全確保を十分に配慮

3 他市町村及び県

町又は消防本部は、福岡県消防相互応援協定書に基づき、他市町村及び県に応援を要請する。

- (1) 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合、又は空中消火資機材・薬剤などの輸送が必要な場合は、必要に応じ九州地方整備局、自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターの出動を要請
- (2) 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

第2 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制をする。

人命救助活動は町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。また、災害発生時の人命救助活動は、地域住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

1 住民・自主防災組織等

住民、自主防災組織等は、地域の救助活動を支援する。

2 町、県及び県警察

町、県、及び県警察は、住民並びに自主防災組織と協力して救助活動を実施する。また、県警察は、必要に応じ迅速に警察災害派遣隊の援助活動を行う。

3 消防本部及び消防団は、優先的に火災防除に当たるが、人命救助活動も住民、自主防災組織等と協力して実施する。

4 自衛隊

災害が甚大であり、又は特殊災害のため町及び関係機関のみでは救出困難な事態の場合、町は、県を通じ自衛隊の出動を要請する。

第3 被災建築物に対する応急危険度判定

町は、県策定の活動計画に基づき、被災した建築物に対する応急危険度判定を実施する。

第4 被災宅地の応急危険度判定

町は、被災宅地危険度判定士や県の支援を受けて、被災した宅地の応急危険度判定を実施する。

第11節 緊急輸送活動

【担当；総務部、道路管理者、警察署】

災害応急対策において、輸送の果たす役割は重要である。災害発生後の応急活動を効率的に実施できるよう、緊急性度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

第1 実施責任者

被災者の避難輸送や災害対策用資材、救援物資等の緊急輸送は本部長の指示により実施する。

輸送の確保が困難な場合、県、他市町村及びその他の関係協力機関の応援を求めて実施する。

第2 活動に必要な人員及び物資の輸送

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

1 第1段階

- (1) 消防・救急活動
- (2) 消防・水防活動
- (3) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (4) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (5) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

2 第2段階

- (1) 第1段階の継続
- (2) 給食・給水活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (4) 輸送施設の応急復旧活動

3 第3段階

- (1) 第2段階の継続
- (2) 復旧活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動

第3 鉄道輸送

鉄道による輸送においては、九州旅客鉄道株式会社と協議する。

第4 陸上輸送

1 被災者の輸送

被災者の輸送は、九州運輸局福岡運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を確保する。

2 緊急物資の輸送

緊急物資の輸送は、県と公益社団法人福岡県トラック協会等とあらかじめ締結している協定に基づき、町は県に支援を要請する。

第5 航空輸送

1 緊急を要する輸送

最も緊急を有する輸送や地上輸送が不可能な場合は、県に要請し、ヘリコプター等航空機を活用し、輸送を行う。

2 ヘリコプターの離発着可能な場所

町は、離発着が可能な箇所の情報を整理する。また、離発着可能な場所の整備に努める。

3 孤立地への輸送

大規模な災害に襲われた場合、迂回路が充分でない本町の山間部の地区は道路の寸断により孤立するおそれがある。孤立した地域への物資の輸送は、早期に自衛隊ヘリコプター等の出動を要請し、輸送の確保を行う。

第6 自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶については緊急輸送活動の要請に基づく実施を県に要請する。

第7 広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図る。

第8 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第9 輸送対象

災害時の輸送活動の対象は、原則として次のとおりとする。

1 被災者の避難及び救助に係る輸送

- (1) 被災者の避難輸送
- (2) 被災者を誘導するために必要な人員、資材等の輸送
- (3) 救出された被災者の避難輸送
- (4) 救出するために必要な人員、資材等の輸送
- (5) 飲料水、及びこれを確保するために必要な人員、資材等の確保
- (6) 被災者に供給する食料、生活必需品及び義援物資等の輸送

2 医療救護に係る輸送

- (1) 重傷者、急病患者の輸送
- (2) 医療、助産に関する人員、衣料品、衛生材料等資材の輸送

3 防疫に係る輸送

防疫に関する必要な人員、薬品、資材等の輸送

4 廃棄物処理に係る輸送

廃棄物の処理に関する必要な人員、資材等の輸送

5 死体の搜索、処理、埋葬に係る輸送

死体の搜索、移送、処理及び埋葬に関する必要な人員、資材などの輸送

第10 災害時における車両の移動

道路管理者は、災害発生時に立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両等の通行に支障がある場合、放置車両の運転手に対して、その道路区間を指定し、車両の移動命令を実施するものとする。

1 道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令

道路管理者は、車両等の占有者等に対し、書面の掲示又は口頭で、対象となる道路区間を指定し、移動命令を発令する。

移動命令の内容は以下のとおり

- (1) 道路の左側や歩道への移動
- (2) 車両距離を詰めること（空いたスペースへの車両移動）
- (3) 沿道の空き地、駐車場への移動
- (4) 車両から落下した積載物の車両への再積載

2 指定道路区間の周知

道路管理者は道路区間の指定をした場合は、直ちに指定道路区間内にあるものに対して周知するものとする。周知方法は道路情報板、ラジオ等を活用するものとし、個々人に伝達することを要しない。

3 道路管理者自らが行う車両の移動等について

道路管理者は、以下に掲げる場合に限り、移動命令の内容を自ら実施するものとする。

- (1) 移動命令を受けた車両等の占有者等が、当該措置を取らない場合（命令に従わない場合及び燃料切れやタイヤパンク等を想定）
- (2) 命令を受ける相手方が現場にいないため、当該措置をとることができない場合（放置車両を想定）
- (3) 道路状況等を考慮して、命令内容を行使することができない場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが明らかな場合を想定）

4 車両の移動等のために必要な土地の一時使用について

道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合、その必要な限度において、他

人の土地を一時使用し、必要であれば竹木その他の障害物を処分する。その際、以下の事項について留意することとする。

- (1) 周辺の公用地の有無を確認
- (2) 一時使用による損失や影響が最小限となる土地を選択
- (3) 可能な限り短期間の使用
- (4) 土地所有者の同意なく使用する場合、使用理由を掲示
- (5) 竹木の伐採等、私人の財産の侵害となった場合は、損失補償が必要となることから、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録

第11 緊急輸送に伴う交通規制

1 緊急輸送車両の確認

災害時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送を確保するため、災害対策基本法第76条に基づく交通規制により、一般車両の通行が禁止・制限される。この規制措置のもとで、災害対策緊急輸送に従事する車は、知事又は県公安委員会が確認のうえ、説明書及び標章を交付する。

交付者	提出先	対象車両
知事	災害対策本部、 防災危機管理局、 農林事務所	1 県及び市町村災害対策本部の使用する車両 2 応援のため県・市町村または他の県の使用する車両 3 防災会議関係機関の使用する車両 4 報道機関の使用する車両
公安委員会	県警察本部、 各警察署、 交通機動隊、 高速道路交通警察隊	すべての車両

2 確認証明書及び標章

(1) 標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

(2) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 ^印 公安委員会 ^印			
番号表に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第12節 交通確保対策

【担当；総務部、道路管理者、警察署】

災害により道路、橋梁に被害が発生又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全に必要があるときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。また、災害時に緊急輸送のために交通確保が必要な時、県公安委員会、県警察、道路管理者および各防災関係機関は、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

第1 交通規制等

1 交通規制

交通の規制は次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由など	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊など危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法（昭和25年法律第105号）第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策に必要な物資などの緊急輸送を確保する必要があるとき	緊急自動車以外の車	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	上記の措置のうち、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1ヶ月未満のとき	歩行者車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において、交通の危険を防止するため、緊急措置の必要が一時的に認められるとき	同上	道路交通法第6条第1項
道路管理者	同上	道路の損壊、欠損その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

2 実施内容

(1) 道路、橋梁などの応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁などに被害が生じた場合、その被害の状況に応じて、廃土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強などの必要措置を講じ、交通を確保する

イ 道路管理者は、応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通を確保する。

ウ 町長は、県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は、福

岡県直方県土整備事務所に直ちに報告する。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の措置

道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制し、交通規制を実施した際は、その詳細を直方警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の表示などを行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて一般に周知徹底する。

- a 道路の決壊、浸水、山崩れなどによる道路の損壊の発生
- b 豪雨、地震などの異常気象時において、道路損壊などのおそれがあり、通行が危険と予想されるとき

イ 直方警察署、県公安委員会、自衛官及び消防吏員などの措置

直方警察署及び県公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点を置いた交通規制を迅速で的確に実施する。また、公安委員会は規制が行われる場合は、あらかじめ当該道路の管理者に、規制の対象など必要な事項について通知して住民に周知する。

a 警察官の措置命令

警察官は、通行禁止区域などにおいて、車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車両などの移動を命ずる。命じられたものが措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

b 自衛官の措置命令など

警察官がその場にいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施する。

c 消防吏員の措置命令

警察官がその場にいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施する。

(3) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に規定された緊急通行車両は、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付する。

イ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届出により審査する。

(4) 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第76条の2の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

第2 施設の応急復旧等

1 応急復旧等

道路管理者（町・県）は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定を行う。

2 道路占用工作物の保全

町は、道路占用工作物（電力・通信・水道・その他）などに被害があった情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全措置を命じ、道路の保全を図る。

第3 緊急道路の啓開

1 緊急啓開道路の必要性

大規模な災害に襲われた場合、町内の道路の多くは、家屋や納屋、ブロック塀等の倒壊等により、障害物が錯乱し被災者の避難や救助・救護活動、消火活動に大きな支障が出ることが予測される。こうした状況にあって、被災者の避難誘導や救助・救護活動、消火活動が行えるよう、最低限の緊急道路を確保する。このため、あらかじめ緊急道路を選定し、壊滅的被災に際して、優先的に障害物の除却や応急補修等を行い緊急道路を啓開する。

2 啓開作業体制

(1) 実施責任者

緊急道路の啓開は、原則としてこれを管理する者が行う。県道及び国道において早急に警戒が必要な場合、町長がこれに代わり実施する。啓開作業は、町内建設業者との協定により行う。

(2) 作業方針

緊急道路の啓開作業は避難誘導、緊急車両等の通行に支障を来さぬことを作業方針とし、倒壊物、落下物等により生じた障害物を除却し、陥没、亀裂等の応急的補修を行う。

第13節 社会秩序維持活動

【担当；警察署、消防部】

警察は、風水害などの災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。町は、福岡県警察本部と協力し、災害警備を推進する。

第1 警察の任務

県警察は、災害発生に際しては、住民の生命・身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持することを任務とし、おおむね次に掲げる活動を行う。

- 1 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- 2 被災者の救出・救護及び行方不明者の手配及び捜索
- 3 被害実態の把握
- 4 被災住民の避難誘導
- 5 交通渋滞の防止、避難道路及び緊急交通路の確保などの交通規制措置
- 6 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- 7 民心の安定を図るための広報、相談受理などの諸対策
- 8 被災地の各種犯罪の予防検挙
- 9 被災地、避難地域及び避難場所並びに重要施設警戒警備
- 10 町、県及び関係機関などの行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- 11 その他必要な警察活動

第2 警備体制

福岡県警察本部に、警察本部長を長とする「福岡県警察本部災害警備本部」、被災地を管轄する署ごとに、警察署長を長とする「署災害警備本部」を設置する。

第3 社会秩序の維持活動

- 1 住民等と協力しながら、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、避難所などの定期的な巡回を実施する。
- 2 悪徳商法、窃盗など被災地で発生しがちな犯罪の取り締まりを重点的に実施する。

第4 消防団の任務

避難所での支援活動として、必要に応じて夜間の警戒活動等を実施する。

第14節 地域への救援活動

町は、住民の被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施し、各種の相談窓口を設置する。

町は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、県を通じて福岡県内の他市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県を通じて他県及び国などに応援要請を依頼する

担当事務	担当部署
1 飲料水の調達、供給活動	
2 食料の調達、供給活動	総務部
3 生活必需品等の調達、供給活動	福祉健康部
4 医療・助産	農政環境部
5 消毒・保健衛生	建築部
6 災害廃棄物処理	上下水道部
7 遺体の搜索、遺体の埋火葬計画	消防部
8 被害を受けた家庭動物の保護及び管理	
9 応急仮設住宅	

第1 飲料水の調達、供給活動 【上下水道部】

災害により飲料水が枯渇又は汚染して、現に飲料水を得ることができない者に対し、供給するとともに、飲料水の確保を図る。

実施責任者は、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が実施する。また、同法が適用されない小規模な災害の場合は、町長が実施する。

1 給水需要の把握

施設や水需要者等の各種データに基づき、避難者や断水世帯等、現に飲料水を得ることができない地域及び対象者を迅速に把握する。

2 給水活動の実施

(1) 平時の構え

平時から水道施設の状況や利用できる井戸について必要な情報を把握する。同時に、応急給水の実施が可能な具体策を定め、応急給水対策のマニュアルを作成し、災害時には迅速に給水体制を確立する。

また、水道施設が被災した場合、給水機材による給水が不可欠であるため、次の機器の確保に努める。

ア 給水タンク、角型容器等の運搬用機

イ 浄水器、ろ過水器

ウ その他応急給水に必要な機材

(2) 水道による給水

町は、水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに応急復旧を実施し、水道により給水する。必要に応じて、県、近隣市町村に応援を要請する。

(3) 檜水の実施

断水時には、日常飲用していない打ち込み井戸の水を飲用することも予想される。こうした水を飲用する場合、公益財団法人北九州生活科学センターの協力を得て早期に検水を実施し、必要な消毒を行う。

3 給水施設の応急復旧

(1) 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。

(2) 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 供給のための費用

ア 当該地域における実費

イ 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 輸送費及び労働賃金

(2) 期間

災害発生から7日以内とする。

(ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得た場合は延長できる。)

第2 食料の調達、供給活動【総務部】

町は、災害により日常の食事に支障を來した者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しなどの方法により食糧を供給する。実施責任者は、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が実施する。また、同法が適用されない小規模な災害の場合は、町長が実施する。

1 供給対象者

食料の供給対象者は以下に示すとおり

- (1) 避難所に収容された被災者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 一時縁故先などに避難する必要のある者（3日間支給）
- (4) 通常の配給機関がまひし、主食の配給が受けられない者
- (5) 旅行者などで、食糧を得ることができない状態にある者
- (6) 救助、救護、災害防止、災害復旧などの従事者（災害救助法の対象とならない）

2 緊急食料の調達

- (1) 応急米穀

町長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、必要とする事情及び米穀の数量 等を明らかにして、県に要請する。

ア 町内での調達

町が町内の米穀取扱者（小売業者、農協など）から購入する。

イ 県のあっせん

不足する場合は県にあっせんを依頼する。

ウ 農林水産省

九州農政局北九州地域センター長との協定に基づいて、知事が九州農政局北九州地域センター長から買い受けた米穀の引渡しを受けて供給する。

(2) 備蓄乾パン

米穀に準じて知事に申請する。

(3) 調製粉乳の調達

り災した乳幼児に必要な調整粉乳の調達は、協定を締結した流通業者から調達する。

(4) 咀嚼困難者対応食・アレルギー食

緊急時に備えて備蓄に努め、集中管理する。

(5) 副食・調味料など

ア 町内での調達

町は、町内の商工会・食糧販売業者に要請し、副食、調味料などを被災者に供給する。

イ 不足分は県に要請

3 炊き出し及び給食の方法

ア 自主防災組織、住民、ヘルスマイト、ボランティアなどと協力して、各現場に、現場責任者を定めて、炊き出しと食品を配給

イ 状況により、地域の団体、日本赤十字社奉仕団、自衛隊などの協力を得て配給

ウ 炊き出し施設は、基本的に調理施設のある町内小、中学校、保育園及び各集会所とし、それぞれの給食施設・設備を利用するほか、移動炊飯器による野外炊飯も実施

4 緊急食料の配布

町は、避難者などへの食糧の配布を原則として1日3回行う。事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難場所収容者に限定する。

(1) 町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(2) 町は、配布に当たっては、住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。

(3) 特に、要配慮者への配布に配慮する。

5 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

災害救助法では、費用の使途及び限度額は、炊き出しその他による食品の支給を実施するための主食・副食及び燃料雑費の経費となっていることに留意する。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の支給を実施できる期間は災害発生の日から7日以内（ただし、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。）とする。

6 物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、その内容に従って実施する。

- (1) り災者に対して供給する食糧・食材などの品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者・外食産業などからの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所など）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者・実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、福岡県への食糧・食材・資材などの調達の要請
- (6) 援助食糧集積地を指定し、責任者の指定などにより受け入れ体制を確立
- (7) 供給ルート・運送体制の確立
- (8) 避難所ごとのり災者・自治組織など受け入れ体制の確立
- (9) り災者への食糧の供給方法（配分、場所、協力体制など）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

第3 生活必需品等の調達、供給活動【渉外部】

町は、災害により生活に必要な被服や寝具、その他日常用品などを喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対してニーズに応じた生活必需品を支給又は貸与する。その際には、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも十分配慮する。

実施責任者は、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が実施する。また、同法が適用されない小規模な災害の場合は、町長が実施する。

1 供給対象者

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水などにより生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を供給の対象者とする。

2 被服など生活必需物資の供給品目

町は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を供給する。

- (1) 寝具（毛布・布団など）
- (2) 被服・肌着（作業衣・婦人服・子供服・シャツ・ズボン下など）
- (3) 身の回り品（タオル・手拭・地下足袋・靴下・サンダルなど）

(4) 炊事道具・食器（鍋・炊飯器・ガスコンロ・包丁・茶わん・皿・はしなど）

(5) 日用品（石けん・歯ブラシ・歯磨粉・ちり紙など）

(6) 光熱材料（マッチ・ロウソク・固型燃料・木炭など）

3 救援物資配分計画の策定

町は、救援物資の配分に当たっては、必要数量をし、適切に実施する。

4 救援物資の確保

町は、救援物資が事前備蓄で不足する場合は、義援物資や他市町村、流通業界との協定及び県への要請などにより必要品目・量を確保する。その場合は、必要品目・数量・日時・送付場所などを明示する。

(1) 町は日本赤十字社福岡県支部に、生活必需品などの配布を必要に応じて要請する。

(2) 町内で調達できない場合は、県に要請する。

5 救援物資の供給・配布

(1) 救援物資は収容避難場所での供給を原則とし、町は、様々な媒体を活用し、広く住民などに物資の情報を周知する。

(2) 救援物資の配分などは、多くの人手を要することから、町は、地区民生委員・児童委員、町内会及び自主防災組織と連携して円滑に実施する。

6 物価の安定

県は、生活関連物資の買占めや、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導を行う。

7 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用（被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与）はあらかじめ規定された限度額内となる点に留意する。

(2) 期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる）

第4 医療（助産）救護【福祉健康部】

町は、災害で傷病者が多数発生した場合のほか被災地域の医療機能が喪失又は著しく不足し、医療機構が混乱した場合には、被災者に対し、応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

1 実施責任者

(1) 災害時における医療（助産）救護活動は、町長が独自の応急対策として行う。ただし、医療（助産）の実施は、直方・鞍手医師会等関係機関・団体との連携のもと実施するものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合には福岡県災害救助法施行細則に示される実施基準のもと知事が行うものとする。ただし、知事の委任を受けた場合には、町長が実施するものとする。

第5 消毒・保健衛生【福祉健康部】

被災地域においては、衛生条件の極端な悪化により、感染症や疾病、食中毒などの発生が多分に予測されることから、町は、これを防止するため、早急に消毒による防疫及び衛生の活動を実施する。

1 実施責任者

基本的には町（福祉健康部）が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ活動の実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条による代執行は知事が行う。

2 消毒活動

- (1) 被災地域の衛生状態を把握する。
- (2) 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- (3) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。
- (4) 冠水地域など衛生条件の悪化した地域において、検水などを実施

3 保健衛生活動

- (1) 被災地域の町民の健康状態、健康課題の把握
- (2) 被災者の健康状態に応じた支援
- (3) 要配慮者への支援
- (4) 保健衛生活動に係る必要人員、物資の調達
- (5) 関係機関の協力体制確保

4 消毒活動用資機材及び薬品の確保

(1) 必要な資機材及び薬品

予定する防疫活動で必要な資機材は、おおむね次のとおりである。

ア 噴霧器

イ 消毒薬剤

次亜塩素酸ナトリウム、その他消毒薬剤、消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウム

ウ 昆虫駆除薬剤

DDT、その他昆虫駆除薬剤、リンデン、オルソ剤

(2) 防疫用薬剤等の調達

初期防疫活動は、町備蓄品、町内病院、薬局の資機材等を利用するが、大規模災害時においては不足することが予測され、早期に県に支援調達を要請する。

5 感染症患者などが発生した場合の措置

町は、被災地に感染症患者又はその疑いのある者が発見されたときは、速やかに嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に連絡し、患者などに対する処置を依頼する。当該福祉環境事務所が当該患者などの発生場所などの消毒などが必要であると認める場合は、その指示を受け、当該場所などの消毒など

を行う。

6 患者などに対する措置

(1) 収容隔離

町は、被災地に感染症患者が発生し、又は病原体保菌者が発見されたときは、速やかに病院などに収容隔離する。

(2) 自宅隔離

適当な隔離施設がない場合あるいは隔離措置をとることができない保菌者などに対しては、町は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理などについて厳重に指導する。

7 食品衛生の監視

食品衛生の監視については、県に権限が属するので、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に依頼する。

第6 災害廃棄物処理【農政環境部】

町は、災害により排出、又は処理量の増加したごみやし尿を、迅速で確実に収集処理し、早急な環境衛生整備を図る。

1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は、町が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

2 し尿の処理

し尿処理については、衛生センターと連携し、迅速に処理を行う。ただし対処不能のときは、町は、ごみ処理及びし尿処理を要する地域、数量などに応じ、民間の処理業者への委託又は雇い上げなどにより所要の班を編成する。町は、浸水地域など緊急に汲み取りを要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

(1) し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握

(2) 汲み取りを要する地域の優先度を設定

(3) 処理に必要な人員・物資を調達

(4) 必要に応じて、近隣市町村及び県に応援を要請

(5) し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知

(6) し尿処理を計画的に実施

3 ごみの処理

(1) ごみ処理の流れ

ア 被害状況から災害時のごみの量を想定

イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達

ウ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請

- エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- オ ごみ処理を計画的に実施

(2) ごみの収集処理

廃棄物については、次のとおり分類する。

- ア 通常の一般廃棄物については、平常時の分別区分に従い分別
- イ 災害により発生する廃棄
 - a 破損した陶磁器類など
 - b 浸水などにより使用不能となった畳、家具類、電化製品など
 - c 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
 - d 風水害などにより破損した内壁、外壁、屋根瓦など

(3) ごみ収集順序

町は、収集は被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施する。収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、可能な限り再資源化したうえで、最終処分する。

収集・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

また、収集処理方法や臨時集積場所などについては、住民への周知を徹底し、ごみの自己処分や分別整理などの協力を得て、できるだけ速やかに処理する。

(4) ごみの収集場所

- ア 通常のごみ收拾場所に出してもらい、収集業者などにより順次収集する。ただし、ごみの量が多量となる場合は、各地域に指定された臨時の集積場所に出されたものについても順次収集する。
- イ 焼却処分が可能なごみについては、宮若市他二町じん芥処理施設組合に搬送し、困難な場合は仮集積所を定め、搬送集積を行って順次処理する。
- ウ 避難場所周辺を除いた仮集積所については、公共施設、公園、グラウンド、町有遊休地などを利用する。

(5) 住民へのごみ収集方針の広報

町は、災害発生に伴う臨時ごみの収集処分方針を速やかに決定し、被災住民に対し、方針や内容の広報を行い、あわせて住民の分別による仮集積場所への搬送の協力を呼び掛ける。

第7 遺体の搜索、遺体の埋火葬計画【総務部、消防部、農政環境部】

町は、災害発生により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬を実施する。

1 実施責任者

(1) 遺体の搜索、処理及び埋葬

遺体の搜索、処理及び埋葬は、町が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。なお、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町長が実施する。

(2) 遺体の検分、検視

遺体の検分、検視は県警察が行う。

2 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。

イ 搜索は、消防団、消防署、直方警察署及び自衛隊が協力し、搜索班を編成し、必要な機械器具を借り上げて実施

ウ 被災の状況により、住民の応援を得て実施

3 遺体の処理

遺体の処理は町が直方警察署に協力を要請して実施する。

遺体の身元確認のために相当の時間が必要な場合、又は死亡者が多数のため早急に処理できない場合は、遺体を特定の場所に集めて一時保存（安置）する。

(1) 遺体の検案

ア 遺体の検案

原則として警察の検視班の指示により、町の指定する遺体安置所で実施する。

イ 遺体の一時保存（安置）

原則として、町内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合に備え、町の指定する施設に一時保存するが、状況に応じて寺院などの宗教施設なども協力を求める。

ウ 身元不明者又は遺族などの遺体確認ができない者については、遺体に関する処理（埋葬・火葬を除く。）を実施する。

　a 遺体の洗浄、縫合、消毒等（識別・確認のための措置として実施）

　b 遺体の死因やその他のことについて、医学的検査を実施

(2) 変死体の届け出

変死体については、直ちに直方警察署に届け出をし、検視後に遺体の処理を行う。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡す。

(4) 遺体の埋葬・火葬

遺体の埋葬・火葬については検案が終わり次第、速やかに行う。

ア 埋葬は死体の処理後棺に納め、原則として火葬に付し骨壺及び骨箱に収め安置し、遺族に引

き渡すことにより実施する。

イ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行う。

ウ 1年以内に遺族からの引取りがない場合は、町で埋葬する。

エ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬する。

オ 周囲の事情により火葬にできない場合、土葬にする。

4 災害救助法による実施基準

福岡県災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおり。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

イ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

ウ 搜索の費用

搜索のための機械器具などの借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行う。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案などをを行う。

ウ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

エ 遺体処理に要する費用の限度

a 洗浄、縫合、消毒については、遺体1体当たり「福岡県災害救助法施行細則」に定める額

b 遺体の一時保存については、既存建物利用の場合は通常の実費とし、既存建物が利用できない場合は1体当たり「福岡県災害救助法施行細則」に定める額とする。また、ドライアイスの購入費などの経費が必要な場合は通常の実費

c 検案の費用については、救護班の活動として行われる場合は、費用を必要としないが、救護

班の活動でない場合は地域の慣行料金とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行う場合

a 災害の際に死亡した者であること

b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な埋葬又は火葬

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、

延長できる。

5 遺体の搜索・埋火葬マニュアルの整備

遺体の処理に関することについては、マニュアルの策定を図り、その内容に従って各種訓練を実施することとする。

第8 ペット同行避難の支援、放浪動物等の保護・収容等【農政環境部】

災害の発生に伴う犬、猫などのペットや特定動物などの動物の保護及び危害防止に対応するため、町、住民、県等による協力体制を確立する。

1 県の活動

- (1) 県・保健所設置市・関係機関等で構成する動物救護本部設置の検討
- (2) 町へのペット避難や救護に係る指導助言
- (3) 獣医師の派遣依頼及び調整
- (4) 放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡
- (5) 特定動物の逸走等に係る対応
- (6) 他自治体等との連絡調整、救援物資等の調達

2 町の活動

- (1) 地域における被害を受けた家庭動物相談とともに災害死した動物の処理を実施
- (2) ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- (3) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ
- (4) 県等に対し、避難所におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- (5) 避難所におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- (6) 県や動物救護本部が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請

3 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。

第9 応急仮設住宅等【建築部】

災害発生に際し、住居を減失した世帯又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を提供するとともに、被災した住宅の応急修理を行う。災害時の住宅対策について、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、資材等の確保、町営住宅の応急修理等について必要な事項を定める。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。また、同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されないときは町長が実施する。

2 応急仮設住宅の建設

災害により居住する住家がなく、自らの資力で再建不可能な者に対して、速やかに応急仮設住宅を建設し供与することとし、円滑な入居に努める。その際、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した構造、設備とする。

(1) 供与対象世帯数の把握

住宅が全壊（焼）・流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）の数を把握

(2) 建設用地の選定

用地については、当面利用目的が決まっていない町・県・国の所有する公共用地、公園又は被災前の住宅建設地などの中から優先的に選定する。

ア できる限り集団的に建築できる場所から優先的に選定して確保

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して、2次災害のおそれや水害のおそれのない箇所で、ガス、電気、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な場所を選定する。やむを得ず、私有地を選定する場合には、十分協議の上、選定するものとする。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しだどについても考慮

エ 選定上の留意点

　a 民有地の借り上げによる使用料は救助費の対象外

　b 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができ、財務大臣あてに普通財産の貸付けを申請

(3) 住宅の構造・設備

構造及び設備は、高齢者、障がい者などの要配慮者といった、入居者の状況や利便性に配慮したものとする。

(4) 入居者の決定

応急仮設住宅に入居する者は、次のアの対象者のうち1に該当する者で、住宅の必要度の高い者から民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定し、町長に委任された場合は、町長が決定す

る。

ア 次のいずれにも該当する者

- a 災害のため住家が全壊（燃）、流出した者
- b 居住する仮住居がない者
- c 自己の力では、住宅を建築することができない者

イ アの該当者のうち次の要件を備えている者

- a 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- b 特定の資産のない失業者、母子家庭、高齢者、病弱者、障がい者及び前各者に準ずる経済的弱者など

（5）応急仮設住宅の建設上の留意点

ア 設置戸数については、災害救助法の基準によるほか、避難場所などの存続状況などを考慮に入れて決定

イ 建設地への進入路を確保

（6）大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模な災害により、町で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

ア 被害戸数

イ 設置を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする建設業者数

エ 連絡責任者

（7）空き家住宅の確保

町営住宅等町の管理する住宅のほか、県、住宅供給公社などの所有する空き家を確保する。

ア 民間賃貸住宅の活用

イ 公営住宅の一時使用

ウ 公共施設の活用（学校・公民館など）

（8）募集

総合窓口を設置し、募集する。

（9）運営管理

町は、以下のことに留意して、応急仮設住宅を適切に管理運営する。

ア 安心・安全の確保

イ 孤立死や引きこもり等を防止するための心のケア

ウ 入居者によるコミュニティ形成及び運営

エ 女性の参画による意見反映

オ 必要に応じて家庭動物の受け入れ

3 住宅の応急修理

町は、災害により住家の中の一部が破損（半壊又は半焼）した被災者のうち、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住が困難である程度に半壊した者（世帯単位）に対して、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修・管理する。

(1) 応急修理対象世帯数の把握

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者・母子家庭・高齢者・病弱者・障がい者及び前各者に準ずる経済的弱者等

(2) 災害救助法が適用された場合の留意点

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場、便所など必要最小限度の部分とする（工事請負契約の締結）。

ア 応急修理費用の限度額

　a 1世帯当たり規定の限度額以内まで

　b 町は、1世帯当たりの限度額内で、居室、炊事場、便所などの破損した箇所の補修に必要な修理用原材料費、労務費、材料輸送費及び工事費を負担

イ 応急修理の期間

　災害発生から1ヶ月以内

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる）

4 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設については、建築関係業者等の協力を得て実施する。建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は町及び県があっせんする。それでも資機材が不足する場合は、国に資機材の調達を要請する。

5 野外施設の設置

町は、長期的な避難生活として施設が不足する場合は適所に臨時に野外に避難施設を設置する。

6 広域的な避難

町は、避難者数、収容状況を考慮し、避難場所等が確保できず、町域外への広域的な避難、収容が必要な場合には、県及び他市町村に広域避難に関する支援を要請する。県は県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請する。

7 災害救助法の実施基準

福岡県災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び住宅の応急修理の実施基準等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯構成等に応じて定め、その設置のため支出すること

ができる費用は「福岡県災害救助法施行細則」に定める額とする。

- ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別の配慮を要する複数のものを収容する施設を応急仮設住宅として設置することができる。
- オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
- カ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- キ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、完成の日から、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項の許可の期限内（最高 2 年）とする。

第15節 ライフライン等施設の応急対策

【担当；建築部、上下水道部、九州電力㈱、一般社団法人 福岡県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】

関係機関は、電気、ガス、電話、上下水道、農業集落排水など被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

第1 電力施設

災害時における電力への被害は、社会的に多大な影響を及ぼすので、復旧は、迅速・的確かつ慎重に行う必要がある。

1 実施責任者

九州電力株式会社は、電気供給責任を完遂するために、平時より設備の点検、人員・資材の確保等災害対策に万全を期すとともに、災害発生時には早期復旧に努める。また、町は仮設電柱、配電線等の電力供給設備を町有地に設置することを承諾し、必要に応じて資材置き場の提供など、早期の応急復旧に協力する。

2 広報の実施

- (1) 報道機関、防災関係機関に対し、被害の概況、電力供給への支障が発生している状況、復旧の現状と見通しなどについて、適切迅速な情報提供を行い、不安解消に努める。
- (2) 上記内容に加えて、特に感電などの電気事故の防止に向けた対応の周知など、具体的かつきめ細かな注意事項を広報車又は報道機関を通じて提供する。

3 要員・資材の確保

- (1) 被害の重要度・状況等に応じ要員を効果的に投入し、早期回復を図る。また、不足する場合は、必要に応じ、関係業者や県内外の他機関の応援を要請する。
- (2) 災害対策用備蓄資材・一般保守用予備資材を優先利用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じて、関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請する。

4 保安対策

- (1) 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。
- (2) 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施する。
- (3) 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施する。

5 供給設備の復旧

- (1) 電気供給施設の災害からの復旧は、民生の安定と一般の復旧活動用の電力源を確保するため、特に早期に実施する。

- (2) 復旧工事は、原則として公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し実施する。
- (3) 復旧工事は、本工事を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施行でき、電力の安全な供給が可能なときは、必要に応じて仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。
- (4) 工事の安全対策

復旧工事は、災害の規模、被災設備の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、人員、資材、機動力などを最大限に活用し、感電の事故防止に十分留意して実施する。

6 ダムの管理

河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努める。

第2 ガス施設

1 実施責任者

実施責任者は、一般社団法人福岡県L Pガス協会とする。

2 実施内容

一般社団法人福岡県L Pガス協会は、ガスの製造・供給・保安体制などについて、次の措置を行う。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況などに加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 勤員計画に基づいて要員を確保する。

イ 不足する場合は、各支部などへ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先的に使用し、不足する場合は、本店などから緊急に転用するための措置を要請する。

(4) 避難所への支援

一般社団法人福岡県L Pガス協会は、避難所での炊き出し、給湯の支援を実施する。

(5) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから、優先的に復旧工事を実施する。

第3 上・下水道施設

1 実施責任者

実施責任者は施設管理者とする。

2 実施内容

(1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。

- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施

第4 通信施設

災害時の情報伝達体制確立のために安定した電気通信網の確保は必要不可欠である。電気通信設備に被害を受けた場合は、重要な通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、次の事項を実施する。また、この場合、災害対策本部及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

1 実施責任者

実施責任者は西日本電信電話株式会社北九州支店及びほかの通信事業者とする。

2 実施内容

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施する。

3 西日本電信電話株式会社北九州支店の実施内容

西日本電信電話株式会社北九州支店は、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次の事項の実施により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時公衆電話の設置など 臨時回線の作成、中継順路の変更など、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置などの措置をとる。

イ 利用制限

実施責任者は、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、臨機に利用制限などの措置をとる。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報

実施責任者は、非常緊急電話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に対して優先的に取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備などの応急復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第16節 教育対策

【担当；教育部】

町は、災害発生後に、教育が中断されないよう、できるだけ速やかに被害を受けた関連施設の応急復旧、応急的教育施設を確保し、教育が中断されないよう必要な対策を行う。また、住家に被害を受け、学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対し、町は、必要最小限度の学用品を供与し就学の便を図る。本節では、小中学校の児童を対象としているが、保育所・幼稚園の幼児についても準用する。

第1 実施責任者

実施責任者は町教育委員会、県教育委員会、県とする。町立施設における応急教育施設対策は、教育長の指示のもと、教育委員会が実施する。

第2 初動体制

1 授業開始後の措置

災害が発生又は発生が予想される気象状況となったとき、各学校（園）長は町教育長と協議し、必要に応じて臨時休校（園）措置をとる。帰宅させる場合は、原則として保護者へ連絡するとともに、学校等で保護者に引き渡すが、小学校高学年児童及び中学校生徒に対しては、注意事項を徹底させる。

2 登校前（下校後）の措置

学校（園）長は、休校（園）措置を登校前（下校後）に決定したとき、電話連絡網等により保護者に伝えることにより徹底を図る。

3 その他

- (1) 施設の被害状況の把握と、被害拡大防止のための応急対策
- (2) 児童、生徒及び教職員の安否確認
- (3) 状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校（園）長は、町教育長と協議して決定

第3 文教施設・設備の応急復旧

応急復旧に際しては、施設設備の被害状況を速やかに把握し、おおむね次のような要領により措置を行い、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

1 教育施設等の全壊・全焼時

施設に重大な被害を受け、児童・生徒の安全が確保できない場合は、校舎再建、仮校舎建設の計画をたて、具体化を図る。

2 教育施設等の半壊・半焼時

復旧を要する場合は、被害の程度を充分に把握した上で、補修等の措置を行う。

第4 応急教育の実施

校舎が使用不能となった場合、教育長は学校長その他関係者（PTA、教職員等）と協議した上で、実情に応じ次のように措置を行う。

1 校舎の使用不能時、一時使用不能時

校舎が使用できない場合は、その再建及び仮校舎建設まで他の町立学校等の余剰教室、及び使用可能な公共施設を臨時に使用する。

2 他施設の利用困難時

他の公的な施設の利用ができない場合、応急仮校舎を建設する。

第5 応急教育の方法

- 1 被害の程度により臨時休校の措置をとった場合は、夏季休業、冬期休業の振替授業等により授業時間の確保を図る。
- 2 通常と異なった教育環境に配慮した授業を実施
- 3 教育環境悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業などを適宜実施
- 4 児童、生徒が被災した居住地を一時的に離れる場合は、新居住地の学校に仮入学をさせて授業を実施
- 5 児童、生徒が町外に転出した場合、転出先の教育委員会と連携をとり、迅速な受け入れを図る。

第6 教材・学用品などの調達及び配分方法

町は、調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分する。

- 1 町は、児童、生徒の学用品の被害状況及び最低限度必要な学校備品について調査を行い必要量を確保
- 2 町は、県内、県外業者のリストを作成し、被災地域に応じた発注体制を構築
- 3 町は、被害学校別、学年別、使用教科書ごとの数量を速やかに調査し、県に報告
- 4 町は、指示に基づいて教科書供給書店などから供給
- 5 町は、他の市町村に対し、吉本の供与を依頼
- 6 供与対象者は災害のために住家に被害（床上浸水以上）を受けた小学校児童及び中学校生徒で、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を来している者

第7 その他の文教対策

1 授業料の免除と育英資金の貸付

（1）授業料の減免

高校生の被災状況を調査し、災害のため授業料の納入が困難となった者は、授業料の減免について、関係機関が適切な措置を行えるよう講ずる。

(2) 育英資金の貸付

被災により就学に著しく困難を生じ、育英資金の貸付が必要と認められる者は貸付の措置が行えるよう講ずる。

2 学校給食

学校給食施設、設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、安全確認、衛生状態の確認後、給食の実施に努める。学校の給食施設は、被災住民の炊き出しに使用することを予定し、この調整を早期に図る。

3 教育実施者の確保

概ね以下の順序で対応するが、大規模災害の場合、教職員の被災に伴い、教育の実施が困難になる場合も予測されていることから、県の指導に基づき学校教職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。

(1) 欠員の少ない場合は、学校内で調整

(2) 被災した学校以外の隣接校との調整を検討

4 学校安全等

(1) 学校防災訓練の実施

町立学校等においては、日ごろから災害の発生に対処する訓練を実施する。

(2) 通学時の安全確保

被災後は、応急復旧のため通学路での工事が行われることも予測される。また、児童、生徒に対し、登・下校途上の指導・誘導を行い、通学時の安全を確保する。

(3) 児童、生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。

(4) メンタルケアを必要とする児童、生徒、教職員に対し、相談事業を実施する。

第8 災害救助法による実施基準

福岡県災害救助法施行細則に示される学用品などの実施基準は、次のとおり。

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、反証又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の家庭及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 4,300円

中学校生徒 一人当たり 4,600円

高等学校等生徒 一人当たり 5,000円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

第17節 労務の提供

【担当；総務部】

町は、災害応急対策を実施するに当たって、労力的に不足する場合に人員の確保を行う。

第1 従事協力命令

町は、災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき住民等に労務の提供を求める。

■従事協力命令の根拠法令

対策事業	区分	執行者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	町長、警察官	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知事	災害対策基本法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	知事(町長)	災害対策基本法第71条第2項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	職務執行法第4条
水防作業	従事命令	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消防職員、消防団員	消防法第29条第5項

第2 日本赤十字社福岡県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

町及び県は、日本赤十字社福岡県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

第3 労働力の確保

労働力を確保するために、事前に定める手続き、業務内容、受け入れ体制に従い実施する。大まかな流れは以下に示すとおり。

1 労務者などの確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、町は次の措置により行う。

- (1) 各部の常用労務者及び関係業者などの労務者の動員
- (2) 公共職業安定所などのあっせん供給による労務者の動員

- (3) 関係機関の応援派遣による技術者などの動員
- (4) 緊急時などにおける従事協力命令による労務者などの強制動員

2 労務者などの雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のために労働力が必要なときは、町は、労務者を雇用し、災害応急対策に当たる。

(1) 雇用手続

町は、各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、関係機関に依頼して雇用する。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員数
- ウ 作業内容
- エ 労働条件（勤務時間、社会保険等の有無、賃金の額等）
- オ 就労場所
- カ その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金については、原則として当該年度の町臨時職員の職種別賃金額を参考に、災害の特殊事情を考慮の上、町長が決定する。

第4 職員の派遣要請及びあっせん要求

町及び県は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行う。

1 他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において、他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する。

また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を要請することができるが、その際、次の事項を明らかにして、要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数
- (4) 応援を必要とする場所及び期間
- (5) その他職員の応援について必要な事項

2 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(1) 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書を提出する。(災害対策基本法施行令第15条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書を提出する。(災害対策基本法施行令第16条)

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第18節 要配慮者対策

【担当；総務部、福祉健康部】

町は、「鞍手町要配慮者避難支援計画」を作成し、要配慮者への十分な配慮、対策を実施する。

関係機関は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。

特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮し、災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

第19節 災害応急金融対策

【担当；金融機関】

福岡財務支局、日本銀行福岡支店及び各金融機関は連携を取りながら円滑な業務の遂行を確保するため、必要な措置を講じる。

第1 現金供給の確保及び決済の機能の維持

金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。また、関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

第2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じ、金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

第3 非常金融措置の実施

1 国（福岡財務支局）は、県から災害救助法を適用した旨の情報を得た後、日本銀行福岡支店と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡り処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

2 町、県及び報道機関は、非常措置について住民に周知徹底することに協力することとする。

第20節 災害応急融資

【担当；渉外部、福祉健康部、農政環境部】

金融機関は被害を受けた事業者などに融資、貸付けなどを行う。また、町は、関係団体と連携して、これらの融資を受けようとする被災者の申請手続や制度利用のあっせんを行う。

第1 農林漁業災害資金

- 1 天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資
- 2 県単独の農林業災害対策資金を融資
- 3 漁業災害対策資金を融資

第2 中小企業復興資金

町内の金融機関、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付けなどに加えて信用保証協会による保証を行う。

第3 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく貸付けを行う。

第4 被災医療機関などに対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付けを行う。

第5 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付を行うほか、償還金の支払猶予の対策を行う。

第21節 二次災害の防止

【担当；建設部、農政環境部】

町は降雨や爆発物、有害物質などによる二次災害の防災活動を実施する。

第1 水害・土砂災害対策

水害や土砂災害は、降雨状況、地形、地質などにより、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、せき止められていた水が一気に流出又は崩壊により堆積した土砂が移動するなどの現象により、二次災害を引き起こすおそれがある。

このため、水害、土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- 1 水害・土砂災害などの危険箇所の点検を専門技術者などにより実施
- 2 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施
- 3 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施
- 4 その他必要と思われる措置

第2 爆発などや有害物質による二次災害対策

爆発物や有害物質による二次災害は、当初の災害で施設が被害を受けた後、火災や流出した薬品同士の混合などにより一定時間を経過してから発生することがある。このため、水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- 1 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を実施
- 2 爆発などの危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知
- 3 必要に応じて避難対策を実施
- 4 その他必要と思われる措置

第22節 自発的支援の受け入れ

【担当；総務部、調査・支援部、福祉健康部、社会福祉協議会】

町、県及び関係団体は、ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れる。

第1 ボランティア活動の支援

鞍手町社会福祉協議会は、町と相談の上、迅速に「災害ボランティアセンター」を設置し、福岡県社会福祉協議会と連携しながら、被災者のニーズを踏まえたボランティアの受け入れとその活動の調整を行う。

町は、「災害ボランティアセンター」の活動の支援及び連絡に努める。

第2 義援金品等の受付

町が中心となり、各機関と連携して実施する。被災者、被災施設などに対する地域社会からの義援金品の募集及び配布については、おおむね次のように行う。

1 義援金の受け入れ

(1) 義援金の受付

ア 義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関等関係機関の協力を得て周知する。

イ 義援金受付は調査支援部（会計班）が担当し、寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の通帳において管理する。

ウ 調査・支援部は必要に応じて義援金の受け入れ口座を開設する。

(2) 義援金の配分（義援金配分委員会）

ア 義援金の配分については、配分委員会を組織し、迅速かつ公平な配分に努める。

イ 義援金配分委員会の構成員は、副町長、会計管理者、教育長、総務課長、鞍手町社会福祉協議会事務局長とする。

(3) 義援金配布方法

義援金は調査・支援部で一括処理し、適切な方法で町民に配分する。

2 義援物資の受け入れ

(1) 義援物資の受付

ア 町は、必要とされる物資の内容、数量を把握し、その内容のリスト及び送り先を県に連絡するとともに、報道機関などを通じて公表する。また、現地の需給状況を考慮し、同リストを逐次改定するよう努める。

イ 調査・支援部が受付をし、寄託者に受領書等を交付すると共に迅速かつ公平な配分に努める。

(2) 義援物資の配布

ア 寄託された物資は、事前に把握している情報を基に、被災者のニーズに応じて配布する。

イ 配布に当たり以下の点に十分留意する。

ア 梱包を解かずには済むよう、物資の内容・種類・数量など必要な事項を見やすい場所に掲示

する。

- b 古着の物資は受け付けない。
- c 義援物資は基本的に保存可能なものとする。

3 町における義援金品の保管

- (1) 調査・支援部は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を設置
- (2) 義援金品は、適正に保管する

4 町における義援金品の配分

町で受け付けた義援金品は、調査・支援部が受け入れ、その配布を担当する。義援金品の配布に当たっては、配分委員会を組織し被害状況などを考慮して配布率並びに配布方法を決定し、必要に応じて県、日本赤十字社奉仕団などの各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配布を行う。

第23節 重大事故発生時の応急対策

【担当；総務部、防災関係機関】

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置については下表のとおり。

機関名	重大事故発生時の措置
町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 ・死傷者の搜索、救出、搬出 ・災害現場の警戒 ・関係機関の実施する搬送等の調整 ・日本赤十字社福岡県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ・死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ・身元不明死体の処理
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関ヘリコプターによる状況調査、救助活動 ・救急医療についての総合調整 ・救助、救急医療、死傷者の収容処理 ・医療及び死体の処理に要する資機材の調達 ・公立医療機関に対する出動要請 ・日本赤十字社福岡県支部に対する出動要請 ・医師会及び歯科医師会に対する協力要請 ・薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場での人命検索活動 ・災害現場での救出活動 ・負傷者等への応急措置活動 ・現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動 ・その他住民の生命・身体の保護に関する活動
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集及び伝達 ・救出、救護及び行方不明者の搜索 ・避難誘導 ・被害拡大防止 ・緊急交通路確保等の交通規制 ・死体等の検索、収容及び身元不明死体の身元調査 ・死体の検視 ・広報活動 ・その他必要な警察活動
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の実施 ・傷病者に対する看護

※ 本表に記載のない防災関係機関の実施する措置については各機関の業務計画等によるものとする。

第24節 鉄道災害応急対策

【担当；総務部、消防本部、県、警察署、鉄道事業者】

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、鉄道事業者、県、町などの防災関係機関が応急対策を実施する。

第1 鉄道事業者

- 1 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- 2 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に当たる。
- 3 消防機関、県警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力する。
- 4 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- 5 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達する。
- 6 バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。

第2 町

防災関係機関と協力して、必要な応急対策活動を実施する。

第3 県

災害の規模が大きく、知事がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。また、本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

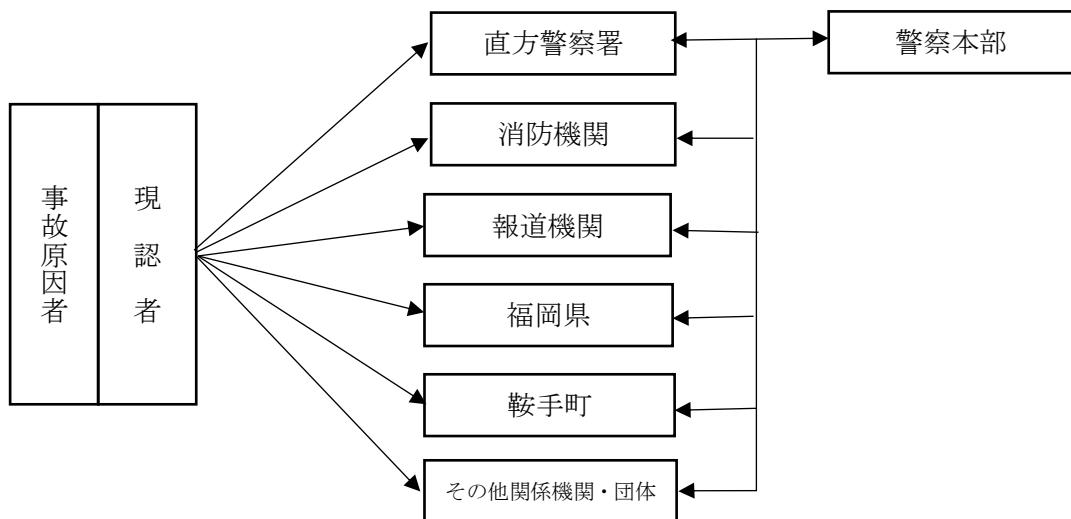
第25節 陸上における流出油対策

【担当；総務部、消防本部、県、警察署】

陸上における流出油災害に対して、町、県及び防災関係機関は応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか、又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路は下図のとおり。



第2 応急対策

1 防除活動

事故原因者及び消防機関等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じることとする。

2 住民の安全確保

町は流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

第3 県

災害の規模が大きく、知事がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。また、本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第26節 危険物等災害対策

【担当；総務部、消防本部、県、警察署】

危険物等災害に対して、町、県などの防災関係機関は予防活動及び応急対策を実施する。なお本節において危険物の定義は以下のとおりとする。

第1 危険物災害予防対策・応急対策

町及び消防本部は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

災害発生後は、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス、火薬類、毒物劇物に係る災害予防対策・応急対策

町及び消防本部は、施設管理者と密接な連携を図り、平時から関係者の保安意識の高揚を図る。

災害発生後は、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

第27節 その他の災害対策

【担当；総務部、県、防災関係機関】

第1 原子力災害対策

「福岡県地域防災計画 原子力災害対策編」では、玄海原子力発電所での原子力事故を想定しているが、他の原子力発電所で事故が発生し、本町に影響が及ぶと予測される場合においても、これを準用する。

原子力災害が発生した場合、本町においては、屋内退避が最優先となることを踏まえ、正しい情報を住民に伝達することに努めることとする。

また、住民の健康対策、食品、飲料水及び広域的な避難対策等について県及び防災関係機関と協力して総合的な応急対策を実施するものとする。

第2 雪害対策

町及び防災関係機関は、町域内で雪害による警戒を要し、又は被害が発生した場合、直ちに災害応急対策を迅速に行う初動態勢を確立する。

町は、被害の発生を最小限度に止めるため、今後の降雪情報や積雪状況及び災害の発生規模等に応じて職員を配備するとともに、災害対策本部を設置し、初動対応に着手することとする。

また道路管理者は、その管理する道路について、関係機関と事前に調整し除雪の優先区間や凍結防止剤の優先配備について検討する。

1 情報収集すべき事項

- (1) 気象情報（降雪情報及び積雪状況等）
- (2) 人的被害・住家被害等の発生状況
- (3) 交通状況（道路交通の不通、鉄道・路線バスの運休等）
- (4) ライフライン被害状況（水道設備、電気設備、通信設備等の状況）
- (5) 孤立地域発生の有無
- (6) その他生活に係る情報

2 住民広報

町及び防災関係機関は、住民に対して、以下の項目について注意喚起を行う。

- (1) 不要不急の外出を避けること
- (2) 風雪による視界悪化や凍結によるスリップ事故に対する注意
- (3) 農業用ハウスやカーポートなど簡易構造物の倒壊に注意
- (4) 水道管凍結防止対策の実施
- (5) 屋根からの落雪
- (6) ライフライン途絶に備えた備蓄品の確認

第3 健康危機

食中毒や感染症、飲料水、有害物質などの原因により住民の健康被害が発生した場合は、「福岡県保健医療計画」に準じ対策を行うこととする。

健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

第4 予期しない原因による災害への応急対策

予期しない原因による大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 趣旨

町は、人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

第2節 災害派遣要請ができる範囲

災害により、人命や財産保護のために必要な応急対策、又は災害復旧の実施に急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、町長は知事に対して依頼ができない場合は、災害派遣をする旨と本町の災害の状況を自衛隊に通知するものとし、その際、速やかにその旨を知事に通知する。

第1 災害派遣要請ができる範囲

自衛隊に災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

1 被害状況の把握

車両、船舶、航空機などによる、被害状況などの偵察

2 避難の援助

避難者の誘導、輸送など

3 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者などの捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

4 水防活動

堤防、護岸の決壊に対する土のうの作製、積込み及び運搬

5 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として地上の防御活動が困難なとき及び人命の危険・人家などへの延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、また、空中消火活動上のヘリポートなどが確保できる場合に限る。）

6 道路など交通上の障害物の排除

施設の損壊した部分、又は障害物の除去、道路、鉄道路線の崩土などの排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

7 応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤などは、県又は町が準備）

8 通信支援

緊急を要し、他に適當な手段がない場合、被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援（自衛隊の通信連絡に支障のない限度の支援）

9 人員・物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適當な手段がない場合に、緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

10 炊き出し及び給水などの支援

被災者に対する炊飯、給食及び給水の支援（緊急を要し、他に適當な手段がない場合）

11 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

12 危険物などの保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物などの保安措置及び除去

13 その他

その他知事が必要と認める事項

第3節 災害派遣要請の手続き

【担当；町長（災害対策本部長）、総務部（本部）】

災害発生に伴い、自衛隊に災害派遣要請を行う場合の手続と、連絡先、及び要請を待たずに出動する場合について示す。

第1 派遣要請

1 知事の派遣要請

知事は、災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは自衛隊法第83条第1項及び第2項並びに自衛隊法施行令第106条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

さらに、自衛隊の自主派遣が実施された後であっても、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とする。

2 知事への情報提出

災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

3 町長から知事への要請

町長は、災害派遣要請の必要があると判断される場合には、知事に対し、次の事項を記載した文書を提出し、自衛隊派遣を依頼する。ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電信・電話などで依頼し、事後速やかに文書を提出する。

4 派遣要請時記載事項

要請等文は、次の事項を記載する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

5 町長からの要請

町長は、通信の途絶等により県に依頼ができない場合は、直接自衛隊に通知する。

6 連絡体制

県、町と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ県、町及び自衛隊の連絡窓口などを定めるなど、連絡体制の整備に努める。

第2 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等

1 偵察の実施

自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、当該地震発生地域及びその周辺についての情報収集のため、偵察を実施するとともに、収集した情報は、直ちに県など防災関係機

関に伝達する。

2 自主的派遣

地震による災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事などの要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

3 自主的派遣の基準

自主的派遣の基準は以下のとおり。

- (1) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- (2) 知事等が要請を行うことができると認められる場合に直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- (3) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
- (4) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまないと認められるとき

第4節 派遣部隊の受け入れ体制

【担当；総務部（本部）】

町長は、県知事から災害派遣の通知を受けたとき、次の事項に留意し、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など、受け入れ体制に万全を期する。

- 1 町は、自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保
- 2 町は、部隊が到着後速やかに活動を開始できるように、派遣部隊に対する協力体制所要人員及び資機材の確保についての計画を立案
- 3 町長及び県知事は、あらかじめ選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知

第5節 派遣部隊の業務及び撤収等

災害発生後に自衛隊が派遣された場合に現地で行使する権限の範囲と、撤収の時期と手続などについて示す。

第1 派遣部隊の業務

1 業務

派遣部隊などは、主として人命及び財産の保護のため、知事及び町長、警察、消防機関、国又はその他の地方公共団体と連絡を密にし、人命の救助、消火、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援などに当たる。

派遣部隊到着後は必要に応じて次の事項を県に報告する。

- (1) 派遣部隊の責任者の職、氏名
- (2) 隊員数
- (3) 撤収予定日時
- (4) 従事している作業内容及び進捗状況

2 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づき、次の権限を行使することができる。ただし、知事及び町長などが処理するいとまがなく、現地に町の職員及び警察官が不在の場合に限る。

- (1) 人の生命若しくは身体に対する危険防止のため、住民などに対し、警告、避難等の通常必要と認められる措置を命じ、又は自ら実施する権限
- (2) 人命に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときの警戒区域の設定、立入制限、禁止、退去の命令に関する権限
- (3) 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの土地、建物などの一時使用など、工作物の除去などに関する権限
- (4) 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの住民などに対する応急措置業務への従事命令
- (5) 災害派遣活動を行う自衛隊車両の円滑な通行の確保のため、通行妨害車両などの所有者などに對し、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる権限

第2 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったとき、次の事項を明らかにして、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

- 1 災害の終末又は推移の状況
- 2 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機などの概数
- 3 撤収日時
- 4 その他必要事項

第3 使用資機材の準備及び経費の負担区分

自衛隊及び町の負担区分は以下のとおりとする。

- 1 自衛隊の負担する経費

派遣部隊などの給食・装備器材・被服などの作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費
- 2 町の負担する絏費

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設などの借り上げ

料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品などに要する経費

3 その他

細部の経費の負担などについては、あらかじめ町長と派遣部隊の長との間で協議する。

第4 災害救助のための無償貸付け及び譲与

自衛隊は期限を定め応急復旧に特に必要な物品を貸し付けることができる。

1 無償貸付け

災害の応急復旧のため、緊急に必要がある場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のために特に必要な物品を貸付けることができる。

2 譲渡

被災者が都合により町から援助が受けられない場合で、緊急を要するとき、自衛隊は食糧品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・ちゅう房用及び灯火用燃料その他応急援助のため特に必要な救じゆつ品を譲渡することができる。

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 趣旨

災害により被災した公共施設等の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧に併せて、災害の再発防止のため必要な施設の新設、改良を行うなど、事業計画を速やかに樹立し、早期復旧を目標に実施する。

また、人心の安定、経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

第2節 復旧・復興の基本方向の決定

第1 基本方向

1 検討

町は、災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向などを考慮し、迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討を行う。

2 基本方向の決定

復旧・復興の基本方向を決定する。

3 復興計画の作成

被災状況等に応じて、必要な場合には、復興計画を作成する。

第2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、町は、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第3 財産措置など

復旧・復興においては、多大な費用を必要とすることから、町は、県や国に必要な財政支援を求める。

第4 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足が生じたときは、町は、県などを通じて県内の他の市町村に職員の派遣を依頼するなどして、技術職員を確保する。また、状況に応じ、労務者の確保を図る。

第5 公共土木施設災害復旧事業

災害復旧事業の種類は、次のとおり

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防施設災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路施設災害復旧事業
 - キ 下水道施設災害復旧事業
 - ク 農林水産業施設災害復旧事業
 - ケ 都市施設災害復旧事業
 - コ 公営住宅災害復旧事業
 - サ 公立文教施設災害復旧事業
 - シ 社会福祉施設災害復旧事業
 - ス 公立医療施設災害復旧事業
 - セ 公営企業災害復旧事業
 - ソ 公用財産災害復旧事業
 - タ 上・下水道災害復旧事業
 - チ その他の災害復旧事業

第6 激甚災害の指定

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査把握し、緊急災害査定に備える。被害状況により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用が受けられるよう所要の措置を講ずる。

1 激甚災害の指定

町は、大規模な災害が発生し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合、及び指定を受けた場合の手続は、以下のとおり。

(1) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査などについて協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書を作成し、県に報告する。

2 公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業

- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症予防施設災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
- (13) 湛水排除事業

3 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業所事業に対する補助の特例
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 中小企業に関する特別の助成
- (9) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (10) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- (11) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (12) 中小企業に対する株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資に関する特例

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子・父子・寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (6) 水防資機材費の補助の特例
- (7) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労務者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第7 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の実施が早期に図られるようとする。また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合、災害つなぎ資金確保に努める。

第3節 迅速な原状復旧の進め方

町及び関係機関は、災害発生後、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧・復興の推進のために、必要に応じて県や国の協力を求める。

第1 被災施設の復旧等

1 復旧事業

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い支援する。

2 災害の再発防止

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 土砂災害防止対策

町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 復旧予定期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定期を明示するよう努める。

5 暴力団の排除

県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2 災害廃棄物の処理

1 仮置場、最終処分地の確保

町は、災害発生後大量に発生する事が予測されるがれきなどの災害廃棄物の処理について、あらかじめ仮置場、運搬方法、処分等について検討し、計画書若しくはマニュアルを作成する。

仮置場の選定に当たっては、周辺住宅地への環境を充分考慮する。

がれきの処理について、関係機関と連携し、仮置場、最終処分地を確保した上で実施する。処理不能の場合は、仮置場に集積し、県に応援を要請する。

2 分別とリサイクル

町は、収集に当たっては、適切な分別を行い、リサイクルに努めるとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に実施する。

3 環境汚染の未然防止

町は、環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理を考慮し、がれき処理対策を適切に措置する。

第2章 復興計画

第1節 趣旨

町は、被災地域の再建を速やかに実施するため、関係機関と連携を取りながら、被災から一刻も早い再興を図るため、必要に応じて復興計画を作成する。

第2節 復興計画の進め方

第1 復興計画の基本方針

復興計画策定の基本方針にあっては、可能な限り住民の参加を求め、特に要配慮者の視点から、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した防災まちづくりを推進する。

また、計画策定・実行作業と並行して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュールを住民に情報提供し、十分な合意の形成を図ることとする。

第2 復興計画の作成

1 速やかな復旧の実施

復興を可及的速やかに実施するため、町は、県を中心とした関係機関の諸事業との連携を図った上で復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

2 将来像の明示

町は計画を推進していく上で、わかりやすいまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるために努める。

第3 災害に強いまちづくり

1 災害に強く、より快適な都市環境整備

町は、住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 復興のための住宅密集地の整備改善

(1) 被災市街地復興特別措置法等を活用。

(2) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

(3) 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3 河川等の治水安全度の向上等

- (1) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
- (2) 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努める。

4 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

5 新たなまちづくりの展望等

町民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

6 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者のための相談

町は、被災者の自立に対する援助・助成措置を講ずるため、できる限り以下の事項に配慮して、総合的な相談窓口を設置する。

1 相談所の開設

被災者からの幅広い相談に応じるため、速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

2 相談事項

相談所では、地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況などを踏まえながら、次の事項などについて相談業務を実施する。

(1) 生活相談

各種見舞金、災害援護資金・福祉資金など、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金などの特例措置など

(2) 職業相談

雇用全般にわたる相談

(3) 金融相談

農林漁業資金及び商工業資金の利用

(4) 住宅相談

住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

第2 り災証明の交付等

町は、被災者から、り災証明の申請が行われた場合は、り災台帳により確認のうえ、遅滞なくり災証明書を発行する。り災台帳及び被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実だけでなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行し、申請者の立証資料（「証明書」等）をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。

また、地震、内水害、外水害など各種災害に応じたマニュアル整備に努めることとする。

1 り災証明の範囲は、次のとおり災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とする。

(1) 全壊

(2) 大規模半壊

(3) 半壊

(4) 一部損壊

第3 災害弔慰金の支給等

1 災害弔慰金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鞍手町条例第18号）により、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

3 県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な町民に対し、住宅の被害程度に応じ、被災者生活再建支援金を支給する。

町は、被災者が提出する申請書等を取りまとめのうえ、県に提出する。

4 被災者生活再建支援法適用の要件

（1）対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

（2）対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅を解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

5 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の合計の3／4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	半壊 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一端住宅を貸借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

6 支援金の支給申請

(1) 申請窓口 市町村

- (2) 申請時の添付書類
- ・基礎支援金：り災証明書、住民票等
 - ・加算支援金：契約書(住宅の購入、貸借等)等

- (3) 申請期間
- ・基礎支援金：災害発生日から13月以内
 - ・加算支援金：災害発生日から37月以内

第4 災害障害見舞金の支給

町は、鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例第9条の規定に基づく災害障害見舞金を支給する。

第5 税及び医療費等負担の減免等

税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援する。

第6 公共料金等の特例措置

郵便事業、電気通信事業、電気事業等の事業者、被災者に対して必要な特例措置を行うことができる。

第7 住宅対策

1 住宅確保対策

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。

2 公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供

復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

3 災害復興住宅資金の融資等

住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融支援機構法に基づく、災害復興融資

4 公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては、「被災者公営住宅」）建設し、賃貸する。

第8 広報連絡体制の構築

町は被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、町外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

第9 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

第10 精神保健支援（メンタルヘルスケア）対策

被災者の被災によるショックや避難所生活等の環境変化からくる、精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。また、被災児童・生徒についても必要に応じスクールカウンセラーなどの派遣を県に要請する。

第4節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第1 施設復旧資金等の貸付

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）等により、施設復旧資金、運転資金の貸付を行う。また、被災した中小企業者に対する資金対策として銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫法等の融資が行われることから、これらが円滑に行われ経営の安定が得られるよう図る。

第2 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

第3 農林漁業関係者への復旧金融

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体に対し、天災融資法に基づく災害資金の融資あっせんを行い、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図る。

第4 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。町外に避難した被災者に対しても避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

「ふう」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらで。



【ふっくら くら】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらで」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

鞍手町地域防災計画（一般対策編）

－平成30年1月修正－ 鞍手町防災会議

(一令和2年4月修正－)

事務局 鞍手町総務課

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111
